

むつ市
第2期地域福祉計画

青森県 むつ市
令和6年3月

ごあいさつ

むつ市では、平成31年度から令和5年度までを計画期間とした、豊かな地域福祉の指針となる「むつ市地域福祉計画」を策定し、「次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、安心して共に暮らすことのできるまちづくり」を基本理念に掲げ、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の仕組みづくりを目指してまいりました。



この間、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少に歯止めがかからない中、令和2年度以降には新型コロナウイルス感染症の影響による外出制限などもあり、人と人とのつながりがますます希薄化する中で、地域社会からの孤立や生活困窮、ヤングケアラー問題など、地域における福祉課題も多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、今後の課題や取り組むべき内容を明確にした上で新たな地域福祉の指針とすべく、この度、令和6年度から令和10年度までを計画期間とした「むつ市第2期地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、市民の皆様のお一人お一人が、地域や福祉を「我が事」として主体的に捉え、関心を持っていただくことが、地域福祉を推進していくための第一歩となるものと捉え、誰もが地域の一員として、つながり、支え合う地域福祉の向上を目指して参りますので、市民の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、アンケート調査を通して貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重な御意見と御審議を賜りました、むつ市地域福祉計画策定委員会の皆様ほか、御協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

むつ市長 山本知也

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け・計画期間	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題	13
1 むつ市の概況	13
2 地域福祉を取り巻く状況	20
3 地域福祉にかかる市民・中高生・町内会・福祉団体等の意識	28
4 地域ごとの状況	50
5 第1期計画の振り返り	60
6 地域福祉にかかる課題・方向性の整理	65
第3章 計画の基本的な考え方	69
1 基本理念	69
2 基本目標	72
3 施策体系	77
第4章 施策の展開	85
基本目標1 理解と交流づくり	85
基本目標2 参加と居場所づくり	89
基本目標3 自立に向けた生活支援の継続	102
基本目標4 ゆりかご前から安心できる仕組みづくり	110
基本目標5 安心のあるまちづくり	120
第5章 計画の推進	123
1 計画の推進体制	123
2 ライフステージ別の地域福祉参加計画	126
資料編	137
1 むつ市地域福祉計画策定委員会条例	137
2 策定委員名簿	139
3 むつ市地域福祉計画策定検討委員会要綱	140
4 計画策定の経過	142
5 福祉団体一覧	143
6 事業説明	147

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

少子高齢化、核家族化の進行による人口構造の変化や、ICTサービス・技術の急速な進化やグローバル化の進展などによる社会構造の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、地域のつながりはますます希薄化が進んでいます。

また、福祉の各分野において制度の整備が進んだ一方で、「8050問題」や「ひきこもり」に象徴される地域社会からの孤立や、「老老介護」、「ヤングケアラー」、「相対的貧困」など、新たな課題も顕在化してきており、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難になりつつあります。

こうした状況の中、国は平成30年4月施行の改正社会福祉法により、地域福祉計画が福祉分野の各計画の最上位に位置付けられ、計画策定が「努力義務」となりました。

本市においては、平成19年度から10年にわたり推進してきた「むつ市保健福祉計画」を受け継ぎ、平成30年度に「むつ市地域福祉計画」を策定し、市民、関係機関、行政が役割を分担し、連携しながら地域を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指し、福祉全般にわたる取り組みを進めてきました。

この「むつ市地域福祉計画」が令和5年度に計画最終年となることから、社会状況の変化や国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、令和6年度を初年度とする「むつ市第2期地域福祉計画」（以下「本計画」とします。）を策定し、誰もが地域の一員として、つながり、支え合う地域福祉の向上を目指します。

◎地域福祉とは

地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して、地域の福祉課題の解決に取り組み、市民の願いである「誰もが安心して共に暮らすことのできるまちづくり」を進めることです。

(2) 地域福祉を取り巻く国・県の動き

我が国では、平成12年の「社会福祉法」の制定（「社会福祉事業法」からの改正）をはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

以降、平成27年施行の生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立支援制度の創設や、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が成立し、社会福祉法が一部改正（平成30年施行）されるなど市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされるとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付けられました。

さらに、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、令和3年4月には社会福祉法が改正され、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

こうした動きを受け、青森県では令和2年3月に「青森県地域福祉支援計画（第3次）」を策定し、「※青森県型地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、多様な主体の積極的な参加による地域づくりなどに取り組むこととしています。

図表1-1 (参考) 近年の福祉に関する主な法律の状況

年	法律名
平成12年	介護保険法施行 社会福祉法改正（社会福祉事業法からの改正） 児童虐待の防止等に関する法律施行
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行
平成15年	次世代育成支援対策推進法施行
平成18年	障害者自立支援法施行 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行
平成24年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行
平成25年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律改正（障害者総合支援法）（障害者自立支援法からの改正）
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
平成27年	子ども・子育て支援法施行 介護保険法改正 生活困窮者自立支援法施行
平成28年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 再犯の防止等の推進に関する法律施行
平成29年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律（地域包括ケア強化法）施行
平成30年	社会福祉法改正

年	法律名
令和2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律施行
令和3年	社会福祉法の一部改正

※青森県型地域共生社会

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築を目指し、青森県が進めてきた保健・医療・福祉包括ケアシステムに地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた包括ケアシステムの深化を図るもの。

(3) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

国は、この「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、地域が「丸ごと」つながり、包括的、重層的に支え合う支援体制の整備を推進しており、地域で暮らす誰もが、それぞれの立場で役割をもって、共に支え合う社会の一員となることが期待されています。

図表1-2 地域共生社会について



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

2 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

① 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第107条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

参考までに、社会福祉法第107条に基づく、5つの事項の具体的な内容を例示します。

具体的な取り組み (例)

- Ⅰ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
 - シ 地域における住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用

- ス 地域における住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金などの取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
- イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
- ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
- イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
- ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域における住民、福祉活動団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
- イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
- ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

その他、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」についても盛り込むこととされています。

この具体的な取り組みとしては、次のような内容があります。

具体的な取り組み（例）

- 1 避難行動要支援者の支援方策に関する事項
 - ア 避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新、支援等
- 2 生活困窮者自立支援方策について必要な事項
 - イ 生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能

② 地域福祉活動計画

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決を目指して、住民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と、必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的として活動しています。

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、社会福祉協議会において策定しています。

地域福祉推進のための理念や総合的な方向性を示す地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動の在り方を定める地域福祉活動計画は、密接に関係し、ともに地域福祉の推進を目指していることから、各計画の策定組織に互いに参加し、計画の情報を共有することにより、本計画と地域福祉活動計画の連動性を高めるとともに整合性を図ります。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第4条 (地域福祉の推進)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

③ 成年後見制度利用促進計画

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分であるために、契約などの法律行為の意志決定が困難な方について、家庭裁判所の申し立て手続きによって、成年後見人等を選任して、その方に代わって意思表示を行い、生命・身体・財産等の権利を擁護するための制度です。

これまでは成年後見制度が十分な活用には至っていない中、認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族の在り方の変化等を背景に、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見利用促進法」という。）」を施行しました。

本市においても、成年後見利用促進法の趣旨及び第14条第1項の規定を踏まえ、地域連携ネットワークの構築や中核機関を設置し、関係機関による連携体制を構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化について検討を図るため、本計画で成年後見制度の利用の促進に関する施策を取りまとめ、「むつ市成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）」として位置付けます。

（参考）成年後見利用促進法（抄）

第14条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 再犯防止推進計画

我が国では、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇傾向となっており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止等が、犯罪対策において重要であることに鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」を施行しました。

本市においても、再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を踏まえ、就労、住居、保健医療、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進するため、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「むつ市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）」として位置付けます。

（参考）再犯防止推進法（抄）

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(2) 分野別計画との関係

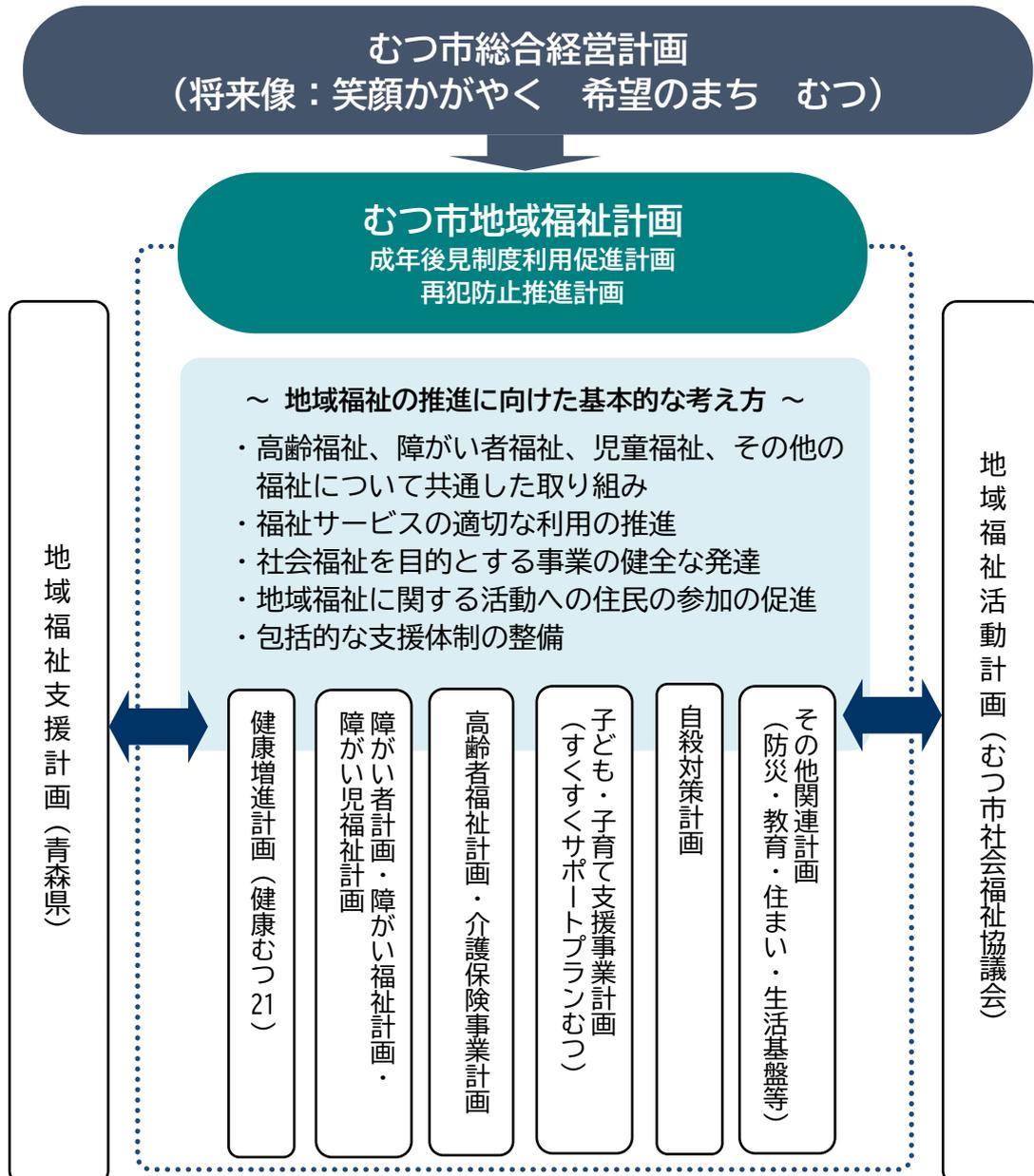
本計画は、「むつ市総合経営計画」を上位計画とした健康・福祉分野の計画であり、将来像である「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現に向けて、地域福祉を推進するための基本的な考え方を定めます。

また、対象者ごとに策定された個別計画に共通する、地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにし、地域において各計画の施策が、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

さらに、本市の地域福祉を推進する上で両輪となる、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法第104号）第8条の規定に基づく、「地方再犯防止推進計画」を包含します。

図表1-3 本計画と他の計画の位置付け

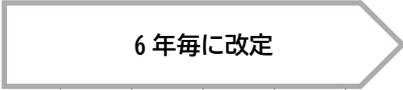
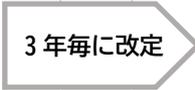
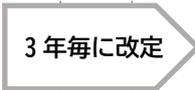
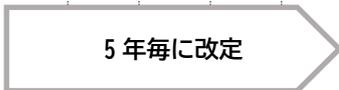
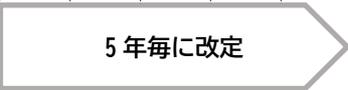


(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表1-4 主な計画と計画期間

計画名	年度													
	平成29	30	令和1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
むつ市総合経営計画	基本構想（平成29年度～令和8年度）													
むつ市地域福祉計画	第1期計画期間 （令和元年度～令和5年度）					第2期計画期間 （令和6年度～令和10年度）								
むつ市保健福祉計画 （平成18年度～平成28年度）														
むつ市健康増進計画	計画期間 （平成26年度～令和6年度）													
むつ市障がい者計画	計画期間 （平成30年度～令和5年度）													
障がい福祉計画 障がい児福祉計画					計画期間 （令和3年度～令和5年度）									
高齢者福祉計画 介護保険事業計画					計画期間 （令和3年度～令和5年度）									
子ども・子育て支援 事業計画				計画期間 （令和2年度～令和6年度）										
自殺対策計画								計画期間 （令和元年度～令和6年度）						
【参考】 むつ市地域福祉活動計画 （むつ市社会福祉協議会）														

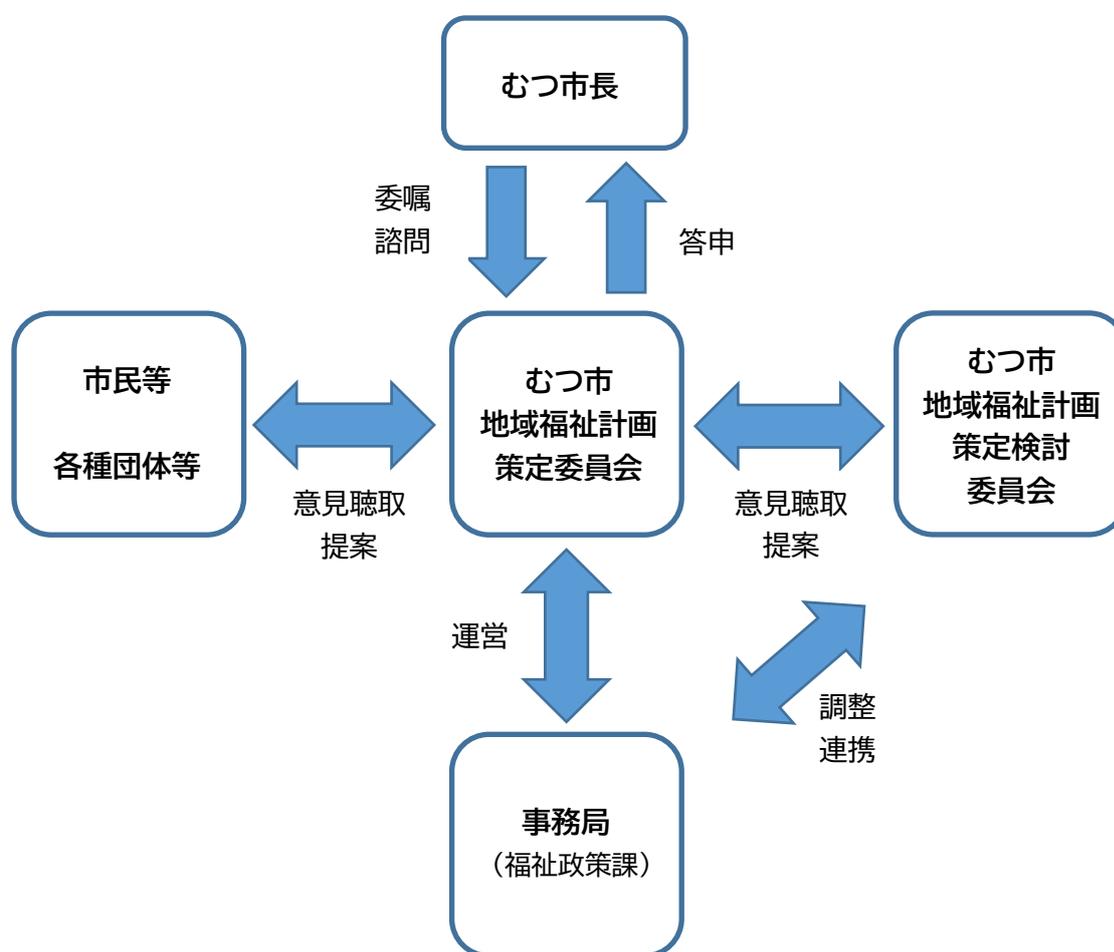
(4) 策定体制

本計画の策定にあたり、市の現状に即した計画とするために、各分野の関係者により構成する「むつ市地域福祉計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）による審議を行います。

また、各分野の意見を求めながら検討を進めていくために、「むつ市地域福祉計画策定検討委員会」（以下、「策定検討委員会」という。）により、検討を進めていきます。

さらに、市民の皆様や各種団体等へのアンケート調査、パブリックコメント（意見公募）を通じて、市民の皆様から幅広い意見を計画の内容に反映するように努めました。

図表1-5 策定体制



(5) 計画の運用

本計画は、3年目に中間評価を行い、5年後に見直しを行うこととします。

また、計画の進捗管理を行い、各個別計画の反映や各施策の実施状況を検証し、本市における地域福祉施策の推進を図ります。

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

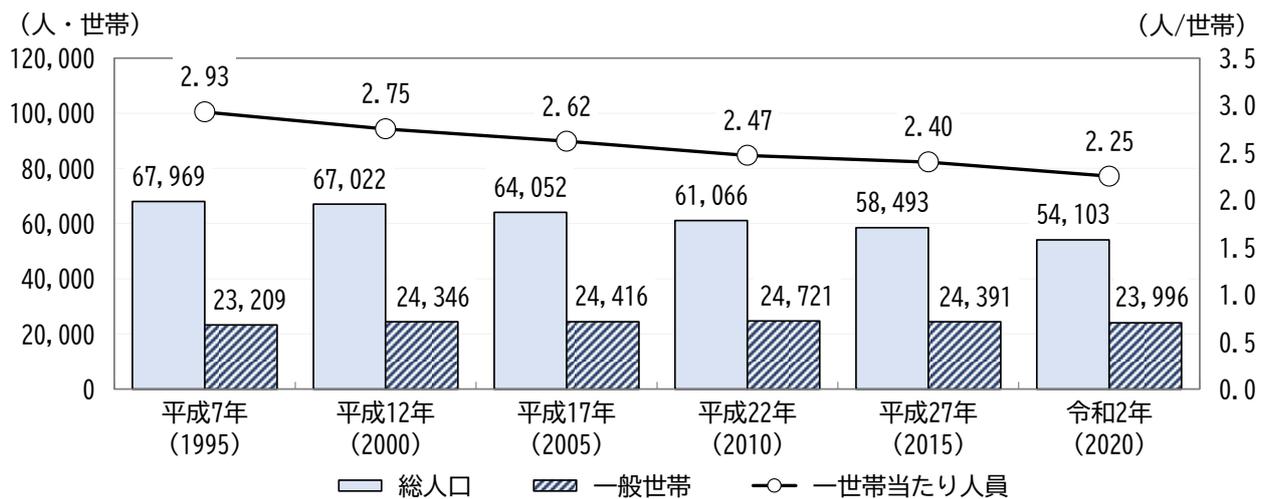
1 むつ市の概況

(1) 人口・世帯

平成7年以降の国勢調査における本市の総人口は、減少傾向が続いており、平成22年から令和2年の10年間では、6,963人（11.4%）減少しています。

世帯数は平成22年まで増加していましたが、その後減少に転じ、令和2年には23,996世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少が続いており、令和2年には2.25人と核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。

図表2-1 人口・世帯の推移
(平成7年～令和2年)



(単位：人・世帯・%)

区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総 人 口	67,969	67,022	64,052	61,066	58,493	54,103
一 般 世 帯	23,209	24,346	24,416	24,721	24,391	23,996
一世帯当たり人員	2.93	2.75	2.62	2.47	2.40	2.25

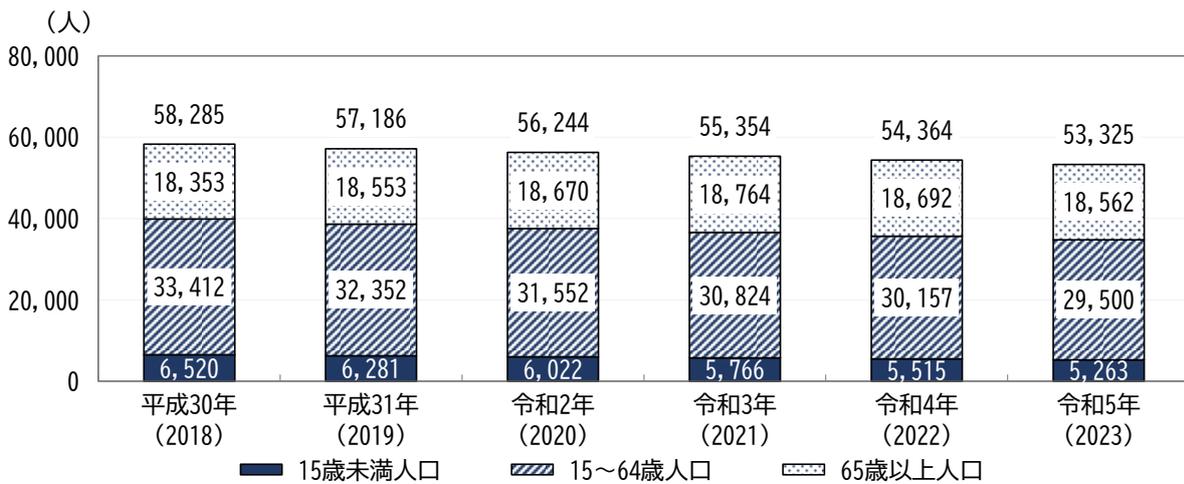
※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。資料：国勢調査
 ※ 市町村合併前の数値は、旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の合計値です。
 (以下同じ)

① 年齢別人口

直近の人口推移として、住民基本台帳による人口推移をみると、総人口は減少が続いており、令和5年には53,325人となっています。

また、年齢別（3区分）の推移では、15歳未満人口、15～64歳人口は減少が続く中、65歳以上人口は令和3年まで増加していましたが、その後減少に転じており、各世代において人口減少の進行がみられます。

図表2-2 年齢別人口の推移
(平成30年～令和5年)



(単位：人・%)

区分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	
総人口	58,285	57,186	56,244	55,354	54,364	53,325	
(人数)	15歳未満	6,520	6,281	6,022	5,766	5,515	5,263
	15～64歳	33,412	32,352	31,552	30,824	30,157	29,500
	65歳以上	18,353	18,553	18,670	18,764	18,692	18,562
(構成比)	15歳未満	11.2	11.0	10.7	10.4	10.1	9.9
	15～64歳	57.3	56.6	56.1	55.7	55.5	55.3
	65歳以上	31.5	32.4	33.2	33.9	34.4	34.8

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

※国勢調査の人口は、実際にむつ市に住んでいる人数で、住民基本台帳の人口は、住民登録している人数のため、一致しません。

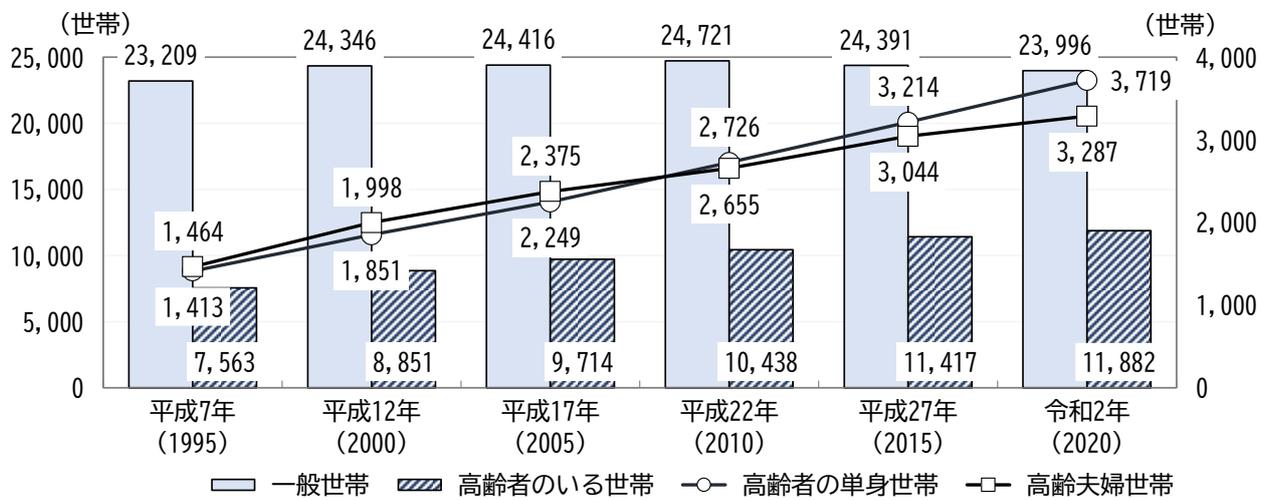
② 高齢者のいる世帯・高齢夫婦・高齢者の単身世帯

国勢調査による令和2年の高齢者のいる世帯は11,882世帯であり、一般世帯の49.5%を占めています。

その中で、高齢者の単身世帯は3,719世帯、高齢夫婦世帯は3,287世帯となっており、平成7年以降の推移では、高齢者のいる世帯が約1.5倍になっているのに対して、高齢者の単身世帯は2.6倍、高齢者夫婦世帯は約2.2倍となっています。

また、平成22年以降は、高齢者の単身世帯が高齢夫婦世帯を上回っています。

図表2-3 高齢者のいる世帯・高齢夫婦・高齢者単身世帯の推移
(平成7年～令和2年)



(単位：世帯)

区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
一般世帯	23,209	24,346	24,416	24,721	24,391	23,996
高齢者のいる世帯	7,563	8,851	9,714	10,438	11,417	11,882
高齢者の単身世帯	1,413	1,851	2,249	2,726	3,214	3,719
高齢夫婦世帯	1,464	1,998	2,375	2,655	3,044	3,287

資料：国勢調査

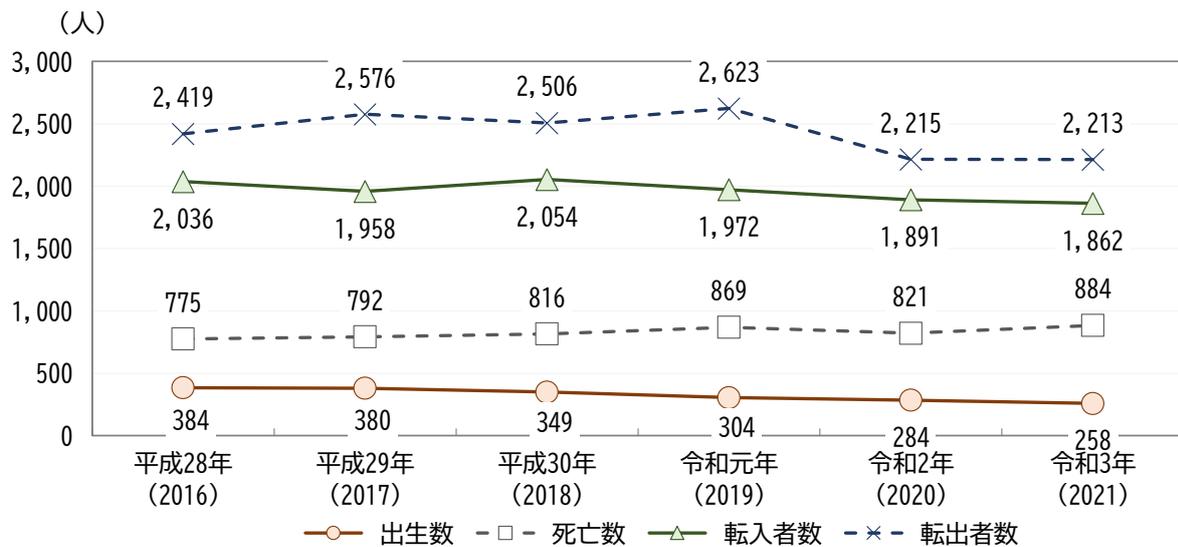
(2) 人口動態の推移

平成28年から令和3年の人口動態の状況をみると、自然動態(出生・死亡)については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で約500人の自然減が続いています。

また、社会動態(転入・転出)では、各年で増減はありますが、毎年、転出者数が転入者数を上回り、年平均で約460人の社会減が続いています。

こうした自然減、社会減による人口減は、年平均で約960人となっています。

図表2-4 人口動態(自然動態・社会動態)の推移
(平成28年～令和3年)



(単位：人)

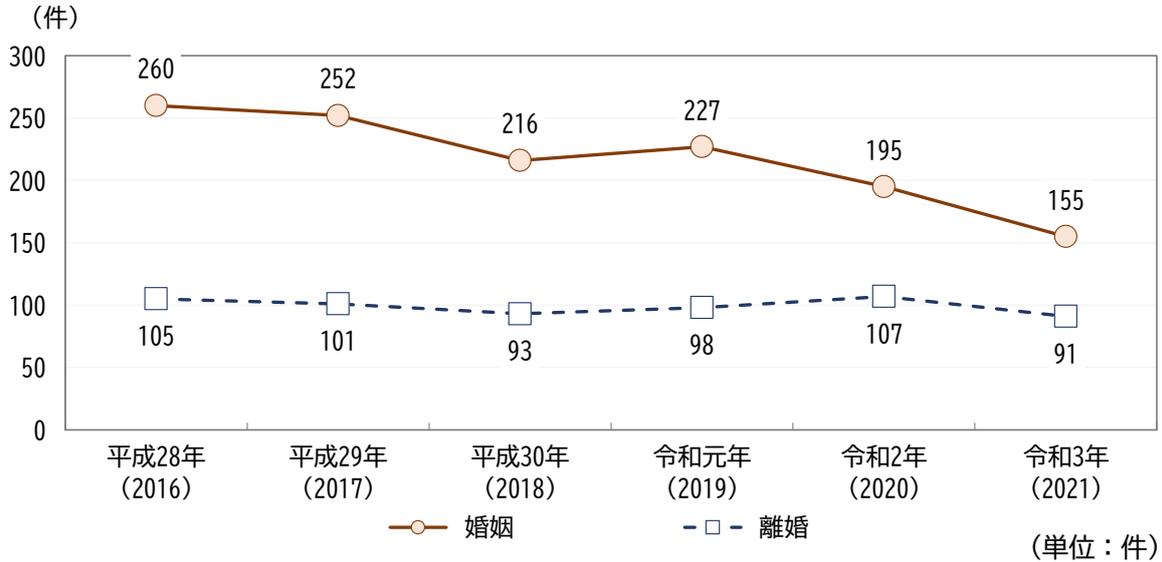
年次	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成28年 (2016)	384	775	△ 391	2,036	2,419	△ 383	△ 774
29年 (2017)	380	792	△ 412	1,958	2,576	△ 618	△1,030
30年 (2018)	349	816	△ 467	2,054	2,506	△ 452	△919
令和元年 (2019)	304	869	△ 565	1,972	2,623	△ 651	△1,216
2年 (2020)	284	821	△ 537	1,891	2,215	△ 324	△ 861
3年 (2021)	258	884	△ 626	1,862	2,213	△ 351	△ 977

資料：自然動態：人口動態調査／社会動態：住民基本台帳人口移動報告年報

(3) 婚姻・離婚

平成28年から令和3年の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は約220件、離婚件数は約100件となっています。

図表2-5 婚姻・離婚件数の推移
(平成28年～令和4年)



年次	婚姻	離婚	増減
平成28年 (2016)	260	105	155
29年 (2017)	252	101	151
30年 (2018)	216	93	123
令和元年 (2019)	227	98	129
2年 (2020)	195	107	88
3年 (2021)	155	91	64

資料：人口動態調査

(4) 産業・労働力

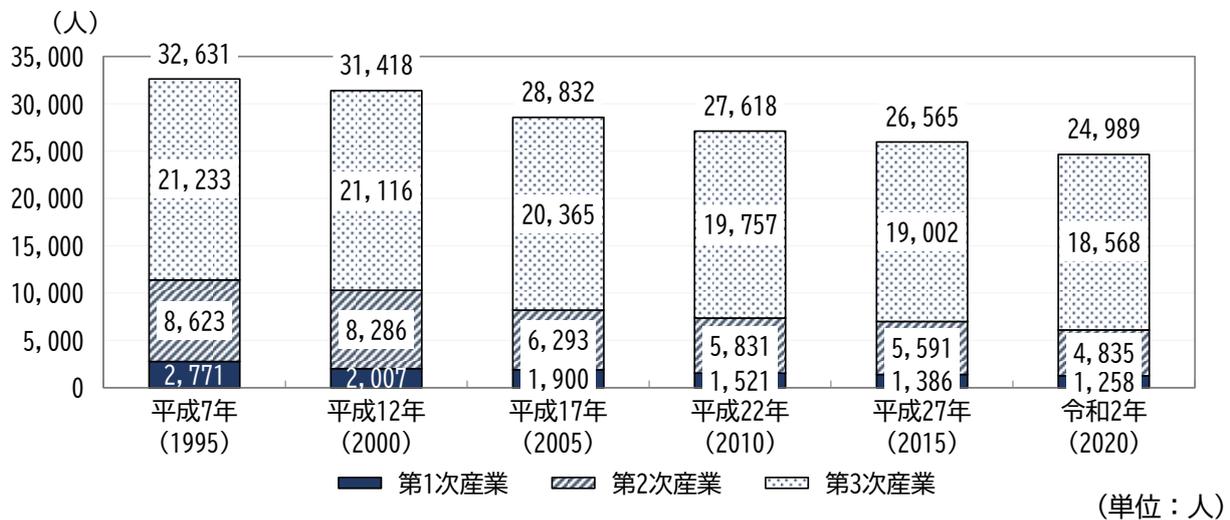
① 産業構造（就業人口）

本市は、第3次産業を中心とした消費都市的な性格を有し、第1次産業は、地勢的条件から、農・林・水産のすべてが存在するという特性を持っています。

国勢調査による就業者総数は、減少が続いており、令和2年の就業者は24,989人となっています。

産業別にみると各産業ともに減少しており、特に第1次産業は、平成7年から約50%の減少となっています。

図表2-6 産業構造（就業人口）の推移
（平成7年～令和2年）



区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
就 業 者 数	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565	24,989
第1次産業	2,771	2,007	1,900	1,521	1,386	1,258
第2次産業	8,623	8,286	6,293	5,831	5,591	4,835
第3次産業	21,233	21,116	20,365	19,757	19,002	18,568
分類不能	4	9	274	509	586	328

資料：国勢調査

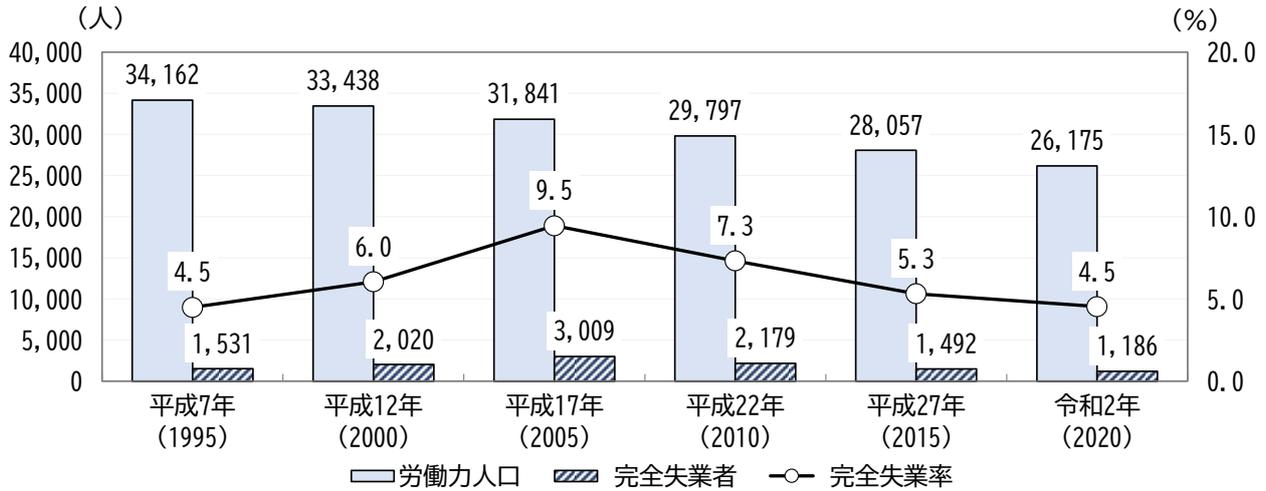
※ 就業者数は、第1～3次産業別就業者に分類不能を含めた合計となっています。
 ※ 平成22年以降、分類不能が大幅に増えていますが、提出方法を全面封入方式にしたことが大きな要因と考えられています。

② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による労働力人口は、就業者数と同様に減少傾向にあり、令和2年は26,175人となっています。

また、完全失業者数（率）は、平成17年をピークに減少し、令和2年の完全失業者は1,186人、完全失業率は4.5%となっています。

図表2-7 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移
(平成7年～令和2年)



(単位：人・%)

区 分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
労働力人口	34,162	33,438	31,841	29,797	28,057	26,175
就業者	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565	24,989
完全失業者	1,531	2,020	3,009	2,179	1,492	1,186
完全失業率	4.5	6.0	9.5	7.3	5.3	4.5

資料：国勢調査

2 地域福祉を取り巻く状況

(1) 地域で支援を必要とする人の動向

① 就学前児童（保育園・認定こども園・幼稚園等）

平成30年以降の本市の就学前児童数（0～5歳児）は、減少傾向となっており、令和5年3月末現在の就学前児童数は1,674人となっています。

図表2-8 就学前児童の推移

（平成30年～令和5年）

（単位：人）

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
就学前児童	2,415	2,310	2,134	1,998	1,848	1,674
0歳児	387	348	287	251	274	203
1歳児	366	387	343	287	262	266
2歳児	418	372	386	335	280	249
3歳児	384	411	364	375	320	278
4歳児	416	372	395	363	357	319
5歳児	444	420	359	387	355	359

資料：各年3月末現在

令和5年4月1日現在、市内には保育所（園）が12園、認定こども園が7園、幼稚園が4園あり、各園に通う児童の合計は1,320人となっています。

図表2-9 保育園・認定こども園・幼稚園に通う児童数の推移

（平成30年～令和5年）

（単位：人）

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
保育園	1,024	996	1,003	985	818	768
認定こども園	475	511	500	492	507	488
幼稚園	145	139	109	105	82	64
計	1,644	1,646	1,612	1,582	1,407	1,320

資料：各年4月1日現在

② 小学校・中学校（児童生徒・放課後児童クラブ）

令和5年5月1日現在、市内には小学校が12校、中学校が9校あります。

児童生徒数は、小中学校ともに減少傾向にあり、令和5年5月1日現在の小学生は2,267人、中学生は1,277人となっています。

図表2-10 児童生徒数の推移

(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
児童生徒	4,070	3,932	3,848	3,721	3,644	3,544
小学生	2,623	2,572	2,524	2,404	2,401	2,267
中学生	1,447	1,360	1,324	1,317	1,243	1,277

資料：各年5月1日現在

放課後児童クラブ利用者は増減しながら推移しており、令和5年4月1日現在の利用者は733人となっています。

図表2-11 放課後児童クラブ利用者数の推移

(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
放課後児童クラブ利用者	771	789	760	676	711	733

資料：各年4月1日現在

③ ひとり親家庭

平成30年以降の本市のひとり親家庭は、令和2年以降減少傾向となっており、令和5年3月末日現在では、母子世帯が577世帯、父子世帯が42世帯となっています。

図表2-12 ひとり親家庭の状況

(平成30年～令和5年)

(単位：世帯)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
ひとり親家庭	734	706	743	704	664	619
母子世帯	689	665	696	659	622	577
父子世帯	45	41	47	45	42	42

資料：各年3月末日現在

④ 高齢者（65歳以上人口・第1号被保険者・要介護認定者・認定率・認知症）

本市の高齢者は、令和3年をピークに減少に転じており、令和5年3月末日現在には18,562人となっています。

一方、高齢化率は上昇傾向となっており、令和5年3月末日現在には34.8%となっています。

図表2-13 高齢者（65歳以上人口）の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人・%)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
高齢者（65歳以上）	18,353	18,553	18,670	18,764	18,692	18,562
65～74歳	9,425	9,451	9,547	9,674	9,527	9,146
75歳以上	8,928	9,102	9,123	9,090	9,165	9,416
高齢化率	31.5	32.4	33.2	33.9	34.4	34.8

資料：住民基本台帳 各年3月末日現在

本市の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、高齢化の進行とともに増加が続いていましたが、令和5年3月末日現在では3,670人と減少に転じており、認定率は19.8%となっています。

図表2-14 第1号被保険者・要介護認定者・認定率の推移
(平成30年～令和5年)

(単位：人・%)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
第1号被保険者	18,324	18,521	18,639	18,737	18,666	18,559
要介護認定者	3,621	3,627	3,662	3,690	3,719	3,670
要支援1	275	248	266	288	294	333
要支援2	467	475	481	481	466	435
要介護1	639	588	610	612	647	626
要介護2	656	705	729	738	745	764
要介護3	532	574	556	556	585	538
要介護4	504	500	514	531	518	545
要介護5	548	537	506	484	464	429
認定率	19.8	19.6	19.6	19.7	19.9	19.8

資料：各年3月末日現在

本市の認知症高齢者数は、高齢化の進行とともに増加傾向となっていました。令和5年3月末現在では3,399人と減少に転じています。

何らかの認知症を有するが日常生活はほぼ自立している自立度Ⅰの方は増加傾向、日常生活に支障をきたすような症状・行動が見られる自立度Ⅱ以上の方は減少傾向となっています。

図表2-15 認知症高齢者の推移

(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
認知症高齢者	3,360	3,435	3,528	3,461	3,625	3,399
自立度Ⅰ	598	769	849	849	933	861
Ⅱ以上	2,762	2,666	2,679	2,612	2,692	2,538

資料：各年3月末現在

⑤ 障がい者（手帳所持者等）

本市の障がい者数（手帳所持者等）は、令和5年3月末日現在、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）が2,465人、知的障がい者（愛護手帳所持者）が753人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が661人となっています。

障がい別にみると、精神障がい者は、増加が続いています。

図表2-16 障がい者（手帳所持者等）の推移

(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
身体障がい者・児	2,425	2,540	2,495	2,498	2,490	2,465
知的障がい者・児	704	725	751	765	771	753
精神障がい者・児	560	587	598	603	640	661
計	3,689	3,852	3,844	3,866	3,901	3,879

資料：各年3月末現在

精神障がい者の通院医療費を助成する自立支援医療認定者数は、令和3年以降1,000人を超えて推移しており、令和5年3月末日現在には1,079人となっています。

図表2-17 自立支援医療（精神通院医療）認定者の推移

(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
精神通院医療対象者	903	1,038	956	1,026	1,088	1,079

資料：各年3月末現在

難病患者等の推移をみると、特定医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者ともに各年増減しながら推移し、令和5年3月末日現在、特定医療受給者が369人、小児慢性特定疾病医療受給者が61人となっています。

図表2-18 難病患者等の状況

(平成30年～令和5年)

(単位：人)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
特定医療受給者	371	357	361	391	413	369
小児慢性特定疾患医療受給者	55	58	63	64	58	61

資料：各年3月末日現在

⑥ 生活保護

令和5年3月末日現在の生活保護世帯数は1,278世帯で、保護人員1,589人となっており、令和2年をピークに保護世帯数は減少しています。

図表2-19 生活保護受給世帯・人員の推移

(平成30年～令和5年)

(単位：人・世帯)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
保護世帯数	1,341	1,335	1,345	1,330	1,307	1,278
保護人員	1,713	1,697	1,694	1,666	1,628	1,589

資料：各年3月末日現在

⑦ 配偶者等からの暴力（年間相談・通報件数）

配偶者等からの暴力に関する相談・通報件数は令和4年まで10件台後半で推移していましたが、令和5年に増加し、26件となっています。

図表2-20 配偶者等からの暴力（年間相談・通報件数）

(平成30年～令和5年)

(単位：件)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
配偶者等からの暴力	16	15	19	18	19	26

⑧ 家庭児童相談

本市における家庭児童相談件数は、平成31年以降、86件から142件で推移しており、虐待に関する相談が多い傾向となっています。

図表2-21 家庭児童相談件数

(平成30年～令和5年)

(単位：件)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
不登校	2	1	1	2	4	4
非行	0	0	0	0	0	0
虐待	13	56	31	25	32	15
環境福祉	0	0	0	0	0	0
その他	22	85	54	78	58	67
計	37	142	86	105	94	86

資料：各年3月末現在

⑨ 地域包括支援センター

地域包括支援センターによる相談件数は、平成31年から令和5年にかけて、平均で約950件受け付けており、介護や認知症、福祉、医療、生活に関する様々な心配ごとなどに応じる総合相談の受け付けが多くを占めています。

図表2-22 地域包括支援センター相談件数

(平成30年～令和5年)

(単位：件)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総合相談	945	916	1,002	938	800	859
権利擁護	24	20	27	23	20	8
高齢者虐待	26	23	20	21	11	22
計	995	959	1,049	982	831	889

資料：各年3月末現在

(2) 市内の主な地域資源の状況

① 自治組織

本市における近年の町内会は、減少傾向にあります。令和5年3月末日現在には市内162の地域で組織され、地域を拠点とした様々な自治活動を展開しています。

図表2-23 自治組織の状況
(平成30年～令和5年) (単位：組織)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
町内会	165	164	165	165	163	162

資料：各年3月末日現在

② ボランティア団体

本市のボランティア団体は平成31年以降増加傾向となっており、令和5年3月末日現在、16団体で829名が各地区で独自の保健・福祉・地域活動を行っています。

ボランティア団体の活動分野では、分野横断的に活動している団体が14団体、810人と最も多くなっています。

図表2-24 ボランティア団体の推移
(平成30年～令和5年) (単位：団体・人)

区 分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
ボランティア団体	18	10	12	12	14	16
ボランティア会員	414	218	234	234	817	829

資料：各年3月末日現在

図表2-25 ボランティア団体の状況
(活動分野別) (単位：団体・人)

区 分	団 体	会 員	区 分	団 体	会 員
障害者福祉	1	9	その他	1	10
分野横断的に活動	14	810	計	16	829

資料：令和5年3月末日現在

③ 民生委員・児童委員活動（相談件数）

民生委員・児童委員は、担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する社会調査活動、地域住民が抱える問題の相談を受ける相談活動、社会福祉の制度やサービスの内容、情報を地域住民に的確に提供する情報提供活動を行っており、地域福祉の増進の重要な役割を担っています。

令和4年度における民生委員・児童委員への相談件数は、延べ2,403件あり、「日常的な支援」（1,281件）、「その他（高齢関係）」（513件）、「生活環境」（147件）など、相談内容は多岐にわたっています。

図表2-26 相談件数（令和4年度）

（単位：件）

項目	件数	項目	件数
在宅福祉	64	年金・保険	18
介護保険	34	仕事	14
健康・保健医療	53	家族関係	60
子育て・母子保健	26	住居	51
子どもの地域生活	41	生活環境	147
子どもの教育・学校生活	34	日常的な支援	1,281
生活費	67	その他（高齢関係）	513
		計	2,403

④ 保健福祉活動協力員

保健福祉活動協力員は、行政と住民との橋渡しなどを行い、本市の保健福祉事業への協力等、市の保健福祉事業の推進にあたり重要な役割を担っており、健康づくり、地域の見守り、認知症対策など、各分野の保健福祉活動を推進するために活動しています。

なお、事業の廃止に伴い高齢者の見守りや交流活動等を担っていた「ほのぼの交流協力員」としての活動はなくなりましたが、現在はふれあい交流会事業などの代替の事業により高齢者の見守りや交流活動を実施しています。

図表2-27 保健福祉活動協力員の推移

（平成30年～令和5年）

（単位：人）

区分	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
保健協力員	261	234	233	217	210	212
食生活改善推進員	109	84	84	79	84	75
ほのぼの交流協力員	158	218	187	43		

資料：各年3月末現在

3 地域福祉にかかる市民・中高生・町内会・福祉団体等の意識

本計画を策定するにあたり、市民の皆様の意見・要望を計画に反映させるため、市民及び市内の中学2年生と高校2年生（以下、「中高生」という。）、福祉団体等にアンケート調査を依頼し、協力をいただきました。

なお、本調査の対象及び配布、回収方式、回収結果は以下のとおりとなっています。

調査種別	抽出方法・対象者数		配布、回収方式
	抽出方法	対象者数	
①市民	抽出方法	18歳～80歳の市民より無作為抽出	郵送配布・回収 (WEB回答も可能)
	対象者数	2,000人	
②中高生	抽出方法	市内高校2年生及び中学2年生	各校で配布・回収 (WEB回答も可能)
	対象者数	844人	
③町内会	抽出方法	市内の町内会	郵送配布・回収
	対象者数	161団体	
④福祉団体等	抽出方法	市内地域福祉活動団体	郵送配布・回収
	対象者数	143団体	

調査種別	配布数	返送数	有効配布数	回収数	回収率	集計対象外	集計対象数
①市民	2,000	0	2,000	754	37.7%	3	751
②中高生	844	0	844	731	86.6%	5	726
③町内会	161	0	161	135	83.9%	0	135
④福祉団体等	143	0	143	103	72.0%	0	103

※有効配布数は、発送数－返送数。返送数は、宛先不明で戻ってきた数。

※回収率は、回収数÷有効配布数（小数点第2位四捨五入）。

※集計対象外は、調査期間終了後に到着した調査票や医療機関入院中等の理由で返戻された調査票、全問無回答の調査票。

■ 留意事項

○調査結果の図表に示す「n」は「Number of case」の略で、構成比算出の母数、つまり、当該設問の回答者数（限定設問においては該当者数）を示しています。

○図表の構成比（百分率）は、回答者数（限定設問においては該当者数）を100%として算出しており、本文及び図表の構成比（百分率）は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。

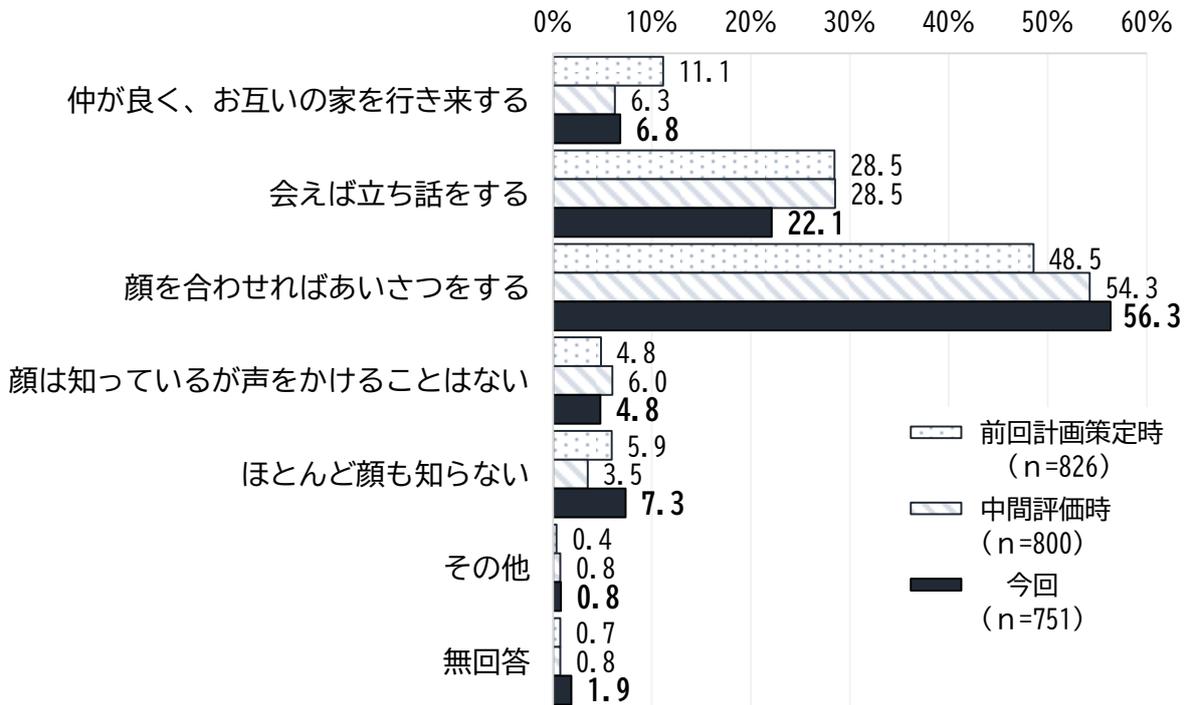
（※四捨五入のため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても各比率の合計が100.0%とならない場合があります。）

(1) 近所の人との付き合い（一般市民調査）

近所の人との付き合いについては、「顔を合わせればあいさつをする」が56.3%と最も多くなっています。次いで「会えば立ち話をする」が22.1%、「ほとんど顔も知らない」が7.3%となっています。

前回計画策定時及び中間評価時の調査結果と比較すると「仲が良く、お互いの家を行き来する」、「会えば立ち話をする」が減少し、「顔を合わせればあいさつをする」が増加しています。

図表2-28 近所の人との付き合い（一般市民・前回計画策定時・中間評価時との比較）



※前回計画策定時：第1期計画策定のために平成30年度に実施した調査結果。

※中間評価時：第1期計画中間評価のために令和3年度に実施した調査結果。

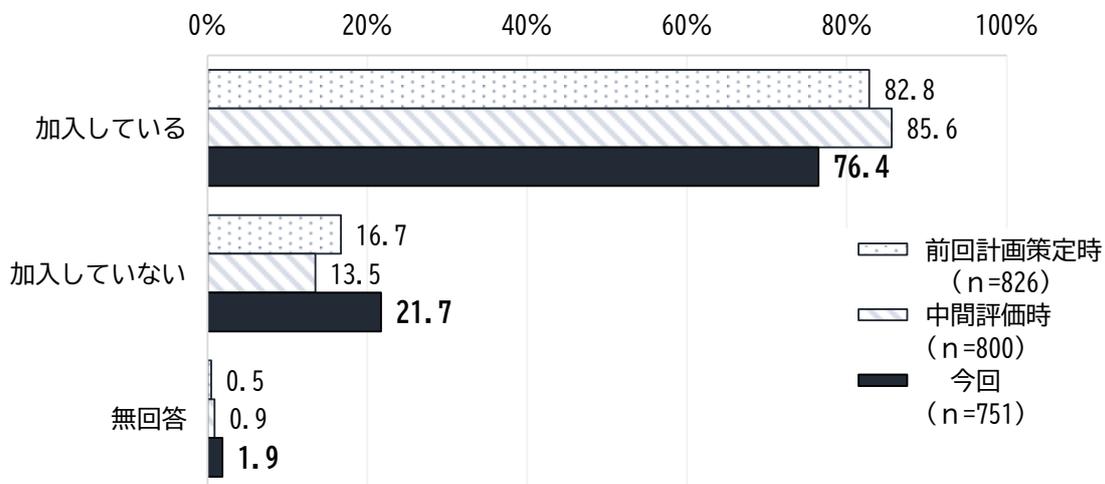
(2) 町内会への加入・運営（一般市民調査・町内会調査）

一般市民調査における町内会への加入については、「加入している」が76.4%、「加入していない」が21.7%、となっており、前回計画策定時及び中間評価時と比較すると、「加入している」が減少しています。

また、年代別にみると40代以下では「加入している」割合が5割半ばかりから7割、50代以上では8割弱から9割となっています。

40代以下が町内会へ加入していない理由として、「加入するメリットがない」、「時間に余裕がない」、「いずれ引っ越す予定だから」を上位に挙げています。

図表2-29 町内会への加入状況（一般市民・前回計画策定時・中間評価時との比較）



図表2-30 町内会への加入状況（一般市民・年代別）

	加入している	加入していない
18～29歳 (n=78)	56.4%	41.0%
30～39歳 (n=100)	68.0%	31.0%
40～49歳 (n=113)	69.0%	29.2%
50～59歳 (n=116)	78.4%	19.8%
60～64歳 (n=75)	89.3%	10.7%
65～74歳 (n=172)	85.5%	14.0%
75歳以上 (n=84)	86.9%	9.5%

図表2-31 町内会に加入していない理由（年代別（18～49歳）：上位3項目）

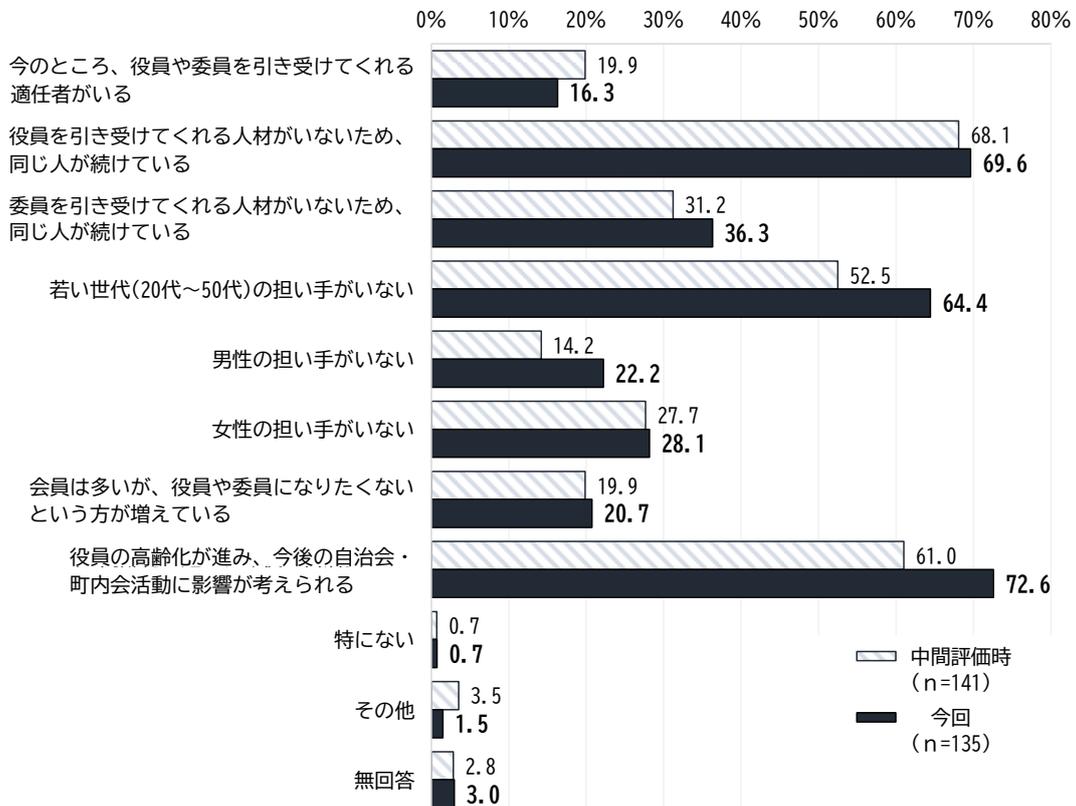
	第1位	第2位	第3位
18～29歳 (n=32)	いずれ引っ越す予定だから 40.6%	時間に余裕がない 31.3%	加入するメリットがない 28.1%
30～39歳 (n=31)	加入するメリットがない 48.4%	いずれ引っ越す予定だから 35.5%	時間に余裕がない 32.3%
40～49歳 (n=33)	加入するメリットがない 42.4%	時間に余裕がない 33.3%	いずれ引っ越す予定だから 27.3%

町内会調査における役員や委員の担い手の状況については「役員の高齢化が進み、今後の自治会・町内会活動に影響が考えられる」が72.6%と最も多くなっています。次いで「役員を引き受けてくれる人材がないため、同じ人が続けている」が69.6%、「若い世代（20代～50代）の担い手がない」が64.4%となっています。

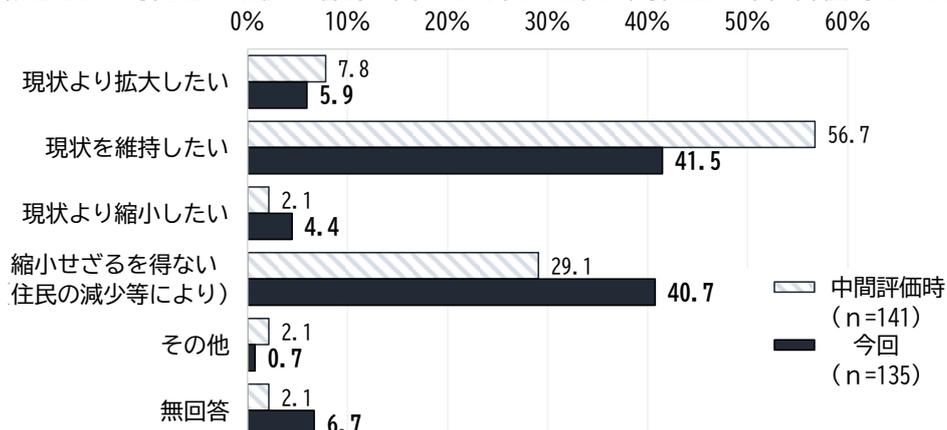
中間評価時の調査結果と比較すると「若い世代（20代～50代）の担い手がない」（+11.9ポイント）、「役員の高齢化が進み、今後の自治会・町内会活動に影響が考えられる」（+11.6ポイント）が大きく増加しています。

また、町内会の規模や活動に関する今後の意向を中間評価時の調査結果と比較すると、「現状を維持したい」（△15.2ポイント）が減少し、「縮小せざるを得ない（住民の減少等により）」（+11.6ポイント）が増加しています。

図表2-32 町内会の役員や委員の担い手の状況（町内会・中間評価時との比較）



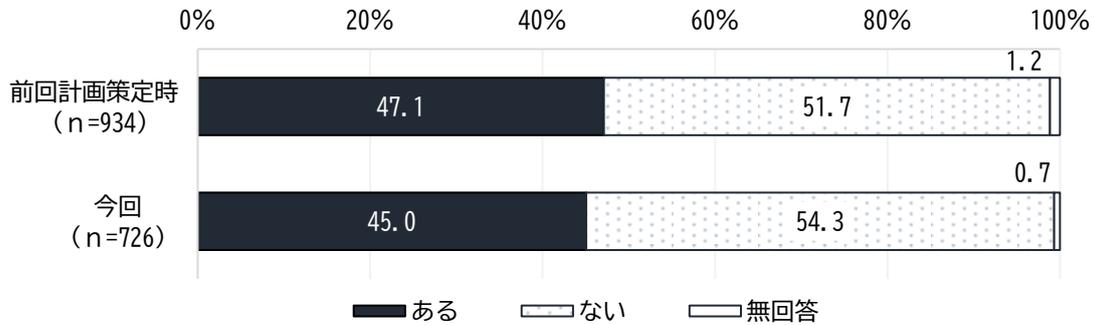
図表2-33 町内会の規模や活動に関する今後の意向（町内会・中間評価時との比較）



(3) 福祉への関心・関心のある福祉テーマ (中高生調査)

中高生の「福祉への関心」については、「ある」が45.0%、「ない」が54.3%となっており、前回計画策定時の調査結果と大きな変化はありません。

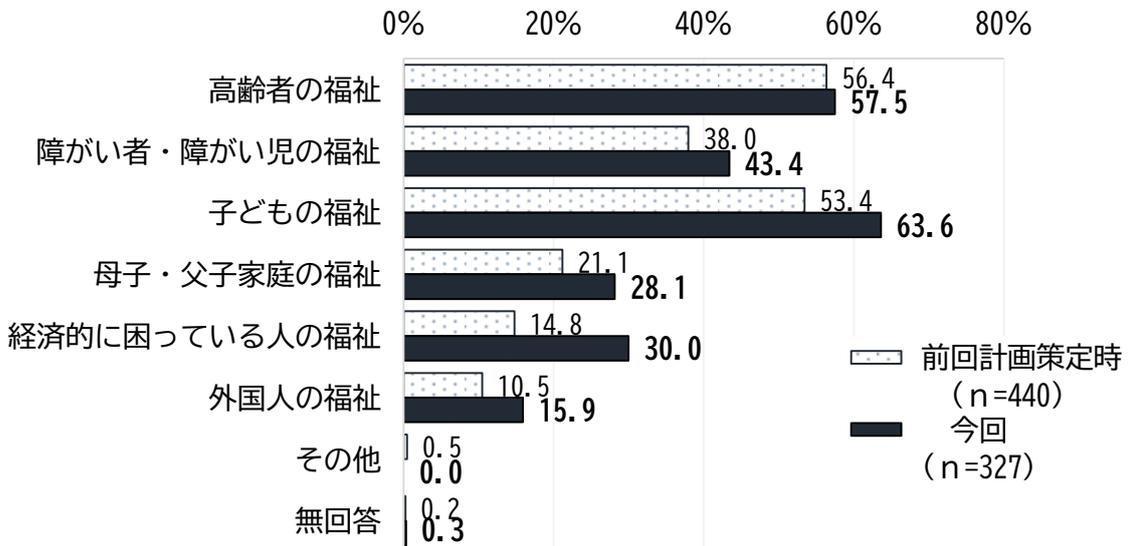
図表2-34 福祉への関心 (中高生・前回計画策定時との比較)



関心のある福祉のテーマについては、「子どもの福祉」が63.6%と最も多くなっています。次いで「高齢者の福祉」が57.5%、「障がい者・障がい児の福祉」が43.4%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「経済的に困っている人の福祉」(+15.2ポイント)、「子どもの福祉」(+10.2ポイント)に対する関心が高まっています。

図表2-35 関心のある福祉についてのテーマ (中高生・前回計画策定時との比較)



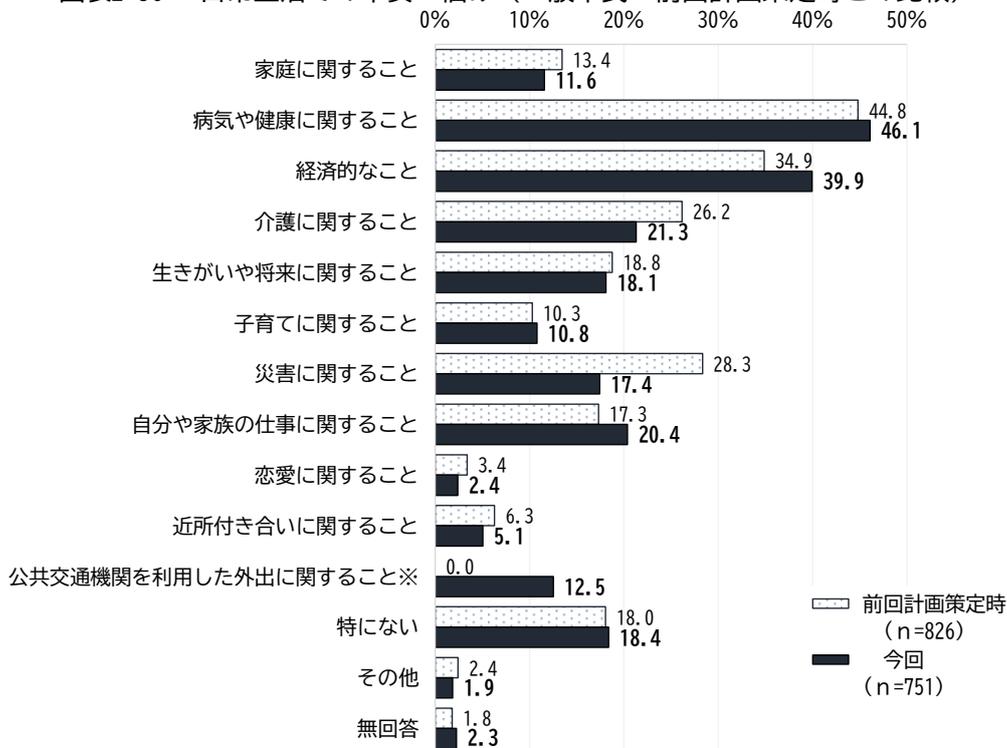
(4) 日常生活での不安・悩み（一般市民）

日常生活で不安・悩みを感じていることについて、「病気や健康に関すること」が46.1%と最も多くなっています。次いで「経済的なこと」が39.9%、「介護に関すること」が21.3%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「災害に関すること」(Δ10.9ポイント)が大きく減少しています。

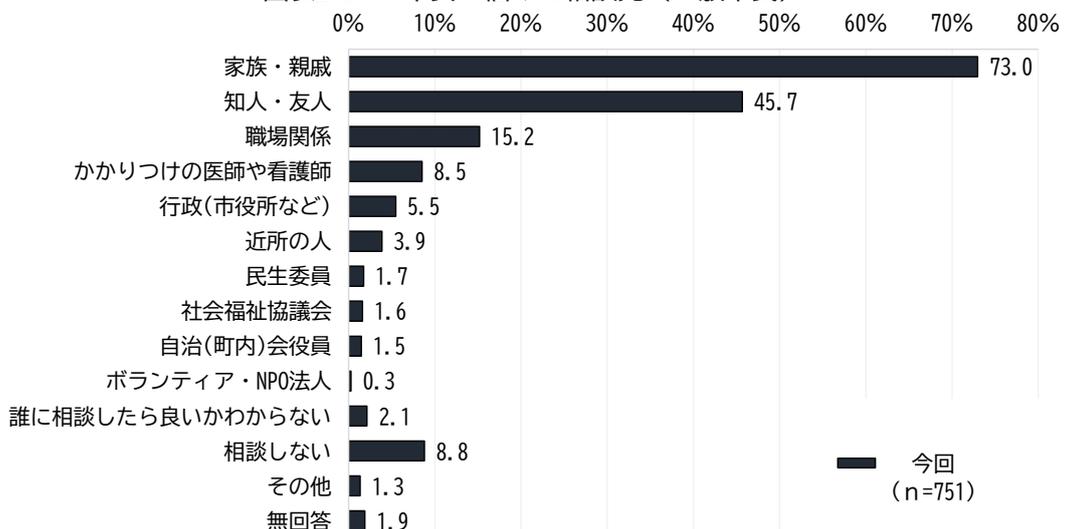
また、不安や悩みの相談先としては、「家族・親戚」が73.0%と最も多くなっています。次いで「知人・友人」が45.7%、「職場関係」が15.2%となっています。

図表2-36 日常生活での不安・悩み（一般市民・前回計画策定時との比較）



※「公共交通機関を利用した外出に関すること」は今回調査のみ

図表2-37 不安・悩みの相談先（一般市民）



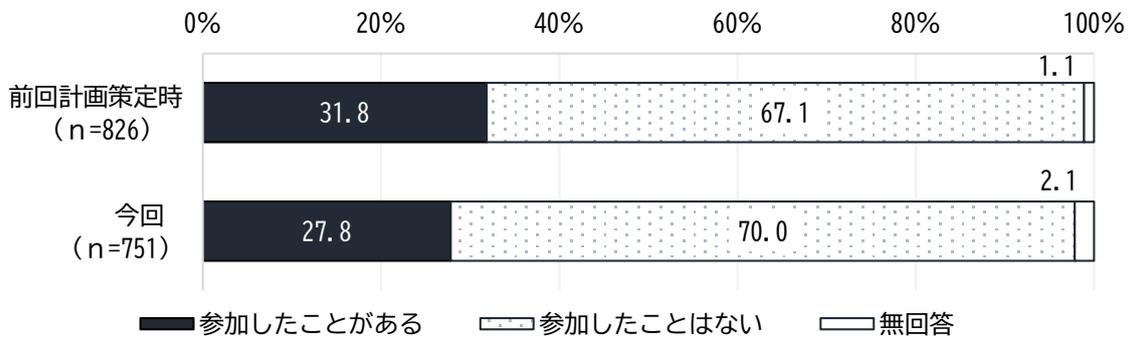
(5) ボランティア活動への参加経験（一般市民・中高生調査）

一般市民のボランティア活動への参加経験が「ある」割合は、27.8%で前回計画策定時の調査結果と大きな変化はありません。

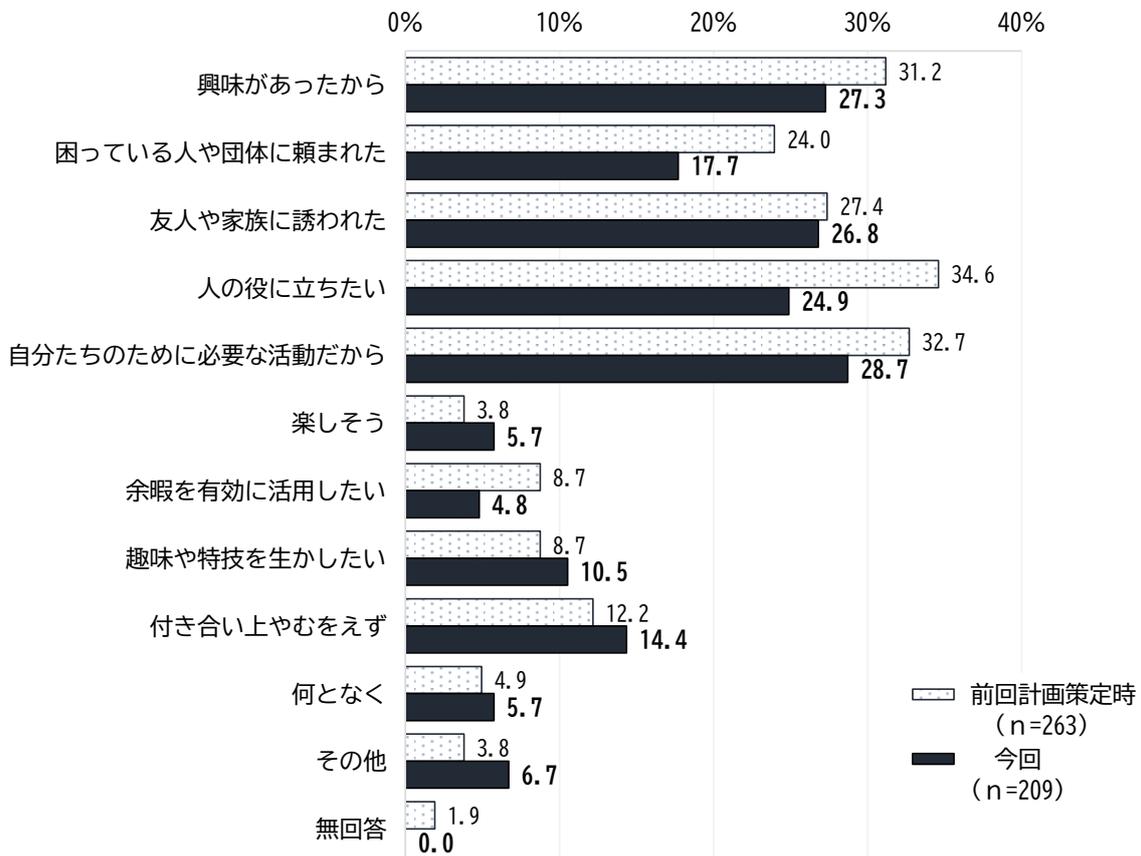
また、ボランティア活動に参加したきっかけをみると、「自分たちのために必要な活動だから」が28.7%と最も多くなっています。次いで「友人や家族に誘われた」が26.8%、「人の役に立ちたい」が24.9%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「人の役に立ちたい」（△9.7ポイント）が減少しています。

図表2-38 ボランティア活動への参加経験（一般市民・前回計画策定時との比較）



図表2-39 ボランティア活動に参加したきっかけ（一般市民・前回計画策定時との比較）

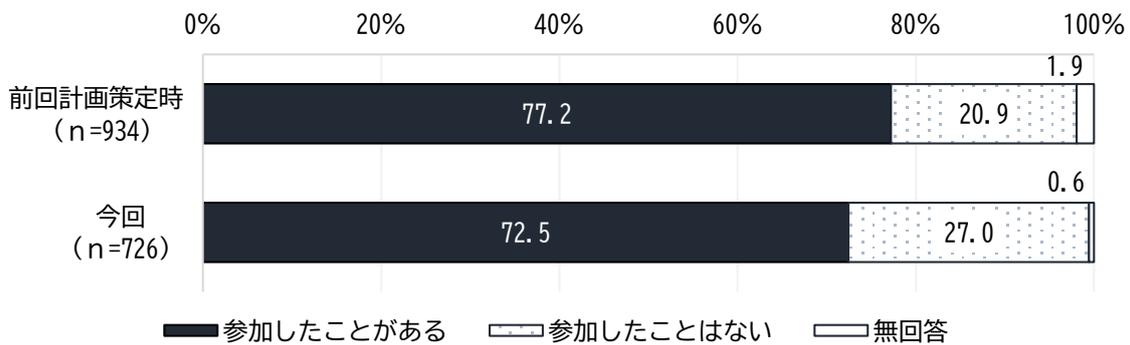


中高生のボランティア活動への参加経験が「ある」割合は、72.5%で前回計画策定時の調査結果と大きな変化はありません。

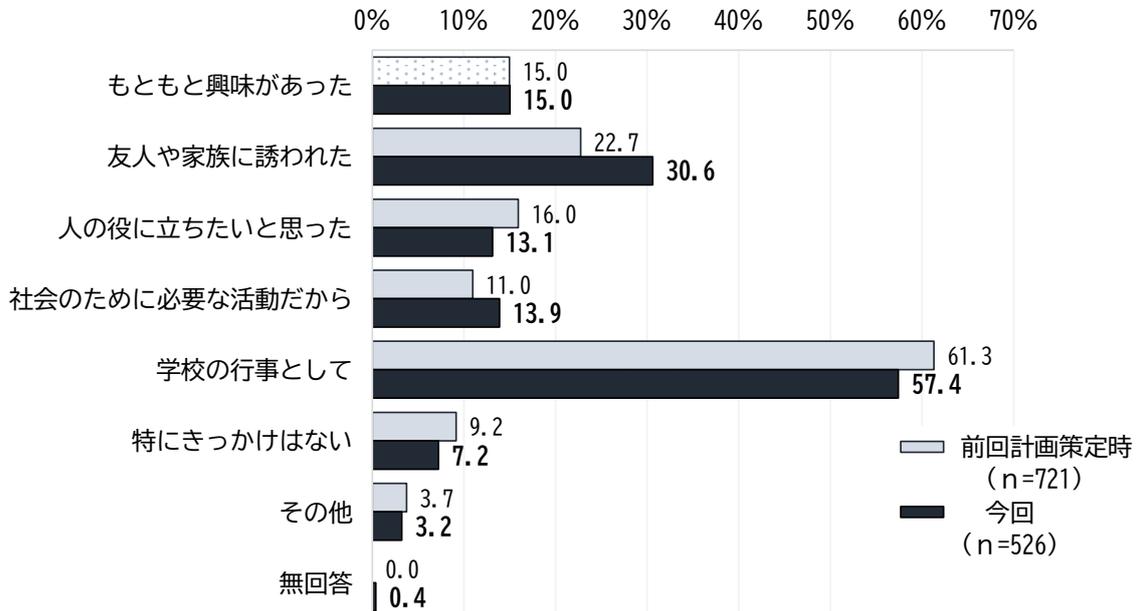
また、ボランティア活動に参加したきっかけをみると、「学校の行事として」が57.4%と最も多くなっています。次いで「友人や家族に誘われた」が30.6%、「もともと興味があった」が15.0%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「友人や家族に誘われた」(+9.7ポイント)が増加しています。

図表2-40 ボランティア活動への参加経験（中高生・前回計画策定時との比較）



図表2-41 ボランティア活動に参加したきっかけ（中高生・前回計画策定時との比較）

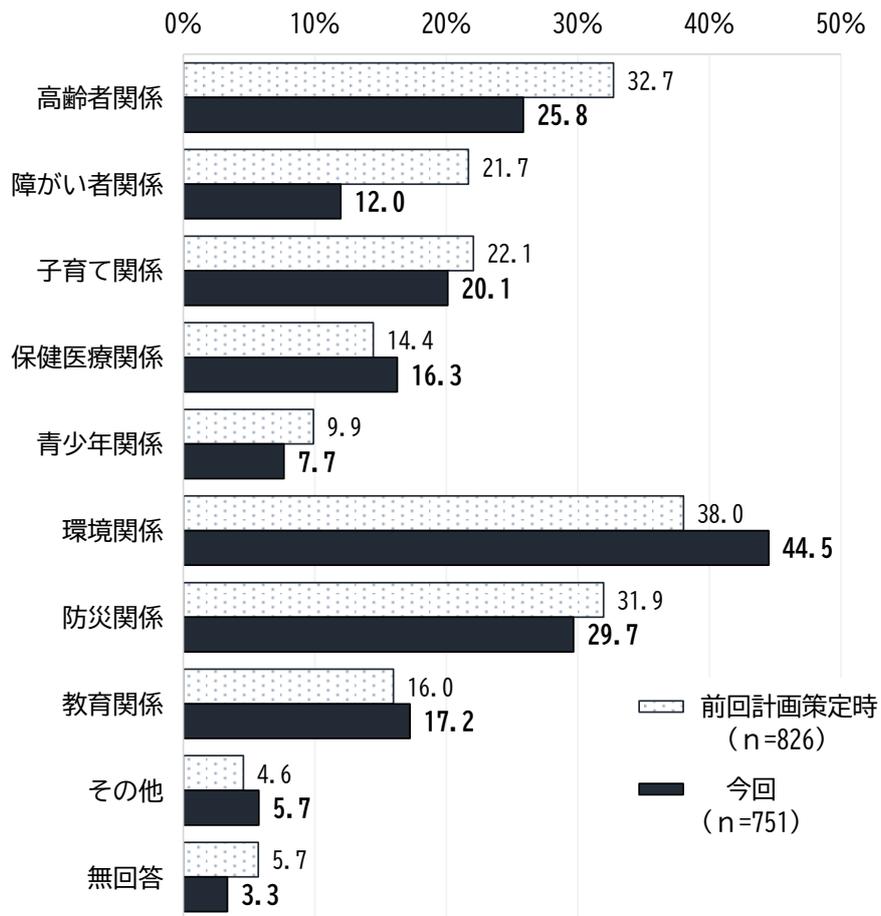


(6) ボランティア活動への興味と関心（一般市民）

興味のあるボランティア活動分野については、「環境関係」が44.5%と最も多くなっています。次いで「防災関係」が29.7%、「高齢者関係」が25.8%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「障がい者関係」（△9.7ポイント）、「高齢者関係」（△6.9ポイント）減少し、「環境関係」（+6.5ポイント）が増加しています。

図表2-42 興味のあるボランティア活動分野（一般市民・前回計画策定時との比較）



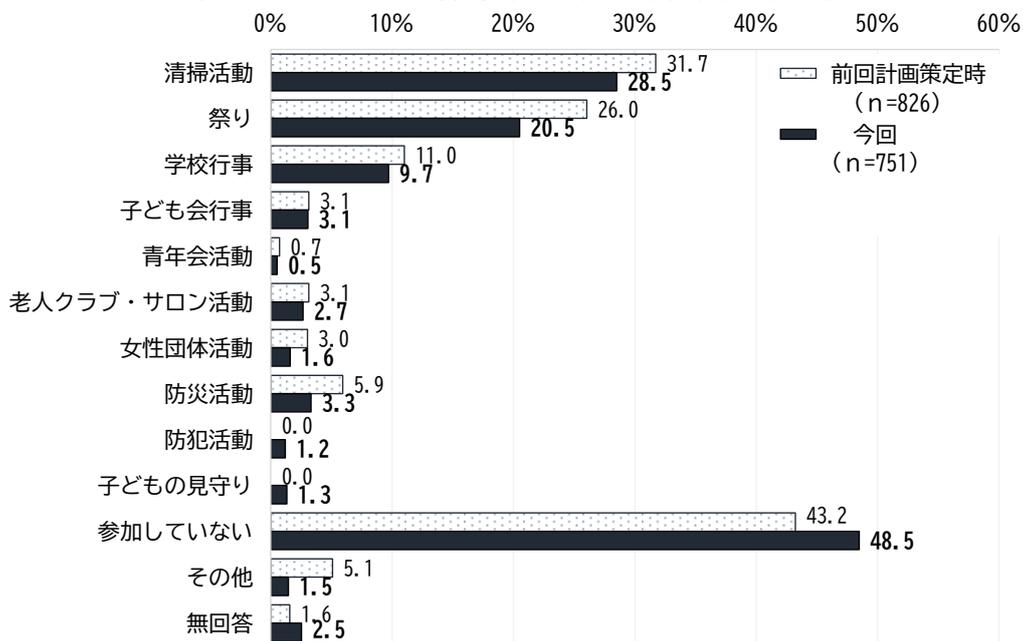
(7) 地域活動・課題、地域福祉活動上の課題（一般市民・中高生・町内会・福祉団体調査）

一般市民が参加している地域活動については、「清掃活動」が28.5%と最も多くなっています。次いで「祭り」が20.5%、「学校行事」が9.7%となっています。なお、「参加していない」は48.5%と回答者の半数程度が地域活動に参加していない状況となっています。

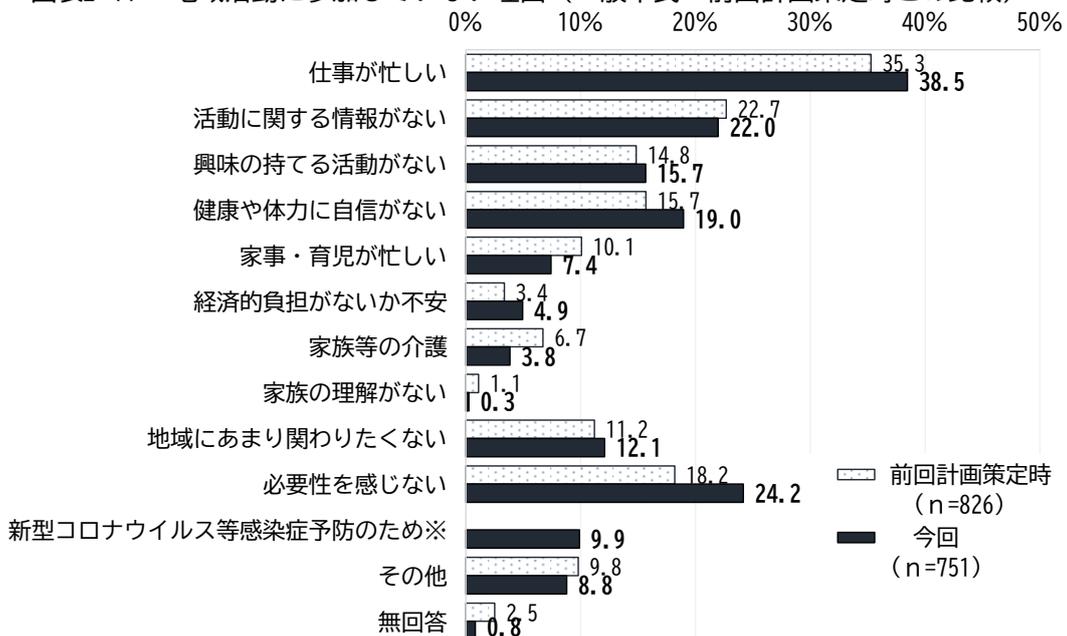
前回計画策定時の調査結果と比較すると「祭り」(△5.5ポイント)が減少し、「参加していない」(+5.3ポイント)が増加しています。

また、地域活動に参加していない理由を前回計画策定時の調査結果と比較すると、「必要性を感じない」(+6ポイント)が増加しています。

図表2-43 参加している地域活動（一般市民・前回計画策定時との比較）



図表2-44 地域活動に参加していない理由（一般市民・前回計画策定時との比較）

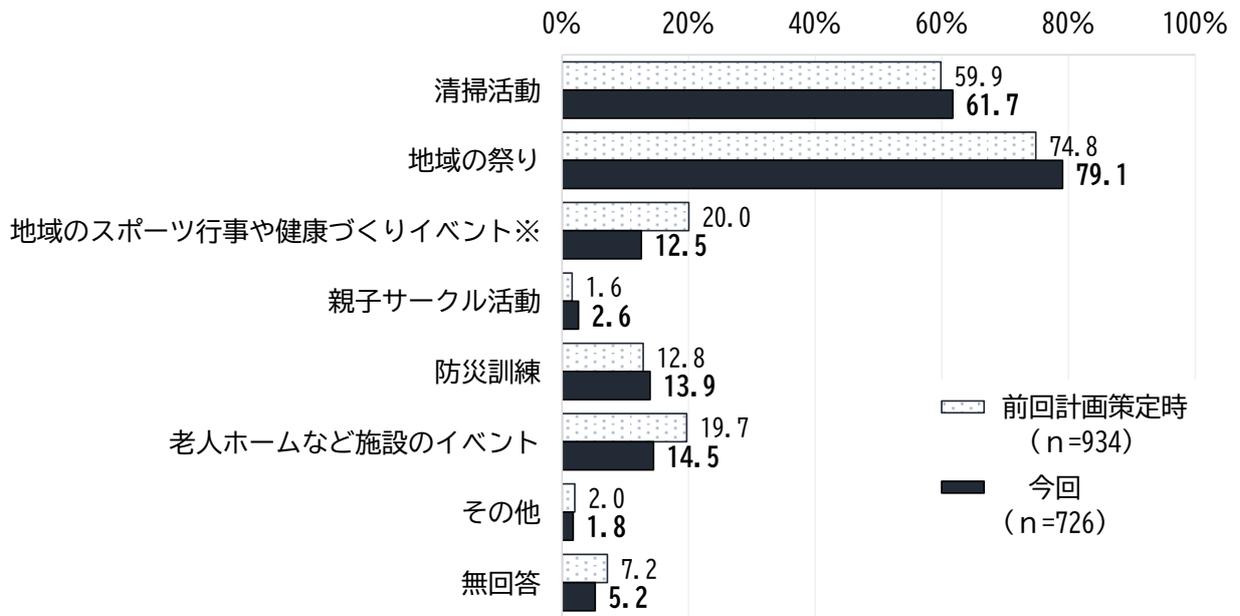


※「新型コロナウイルス等感染症予防のため」は今回調査のみ

中高生が参加したことがある地域活動については、「地域の祭り」が79.1%と最も多くなっています。次いで「清掃活動」が61.7%、「老人ホームなど施設のイベント」が14.5%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「地域のスポーツ行事や健康づくりイベント」(△7.5ポイント)が減少しています。

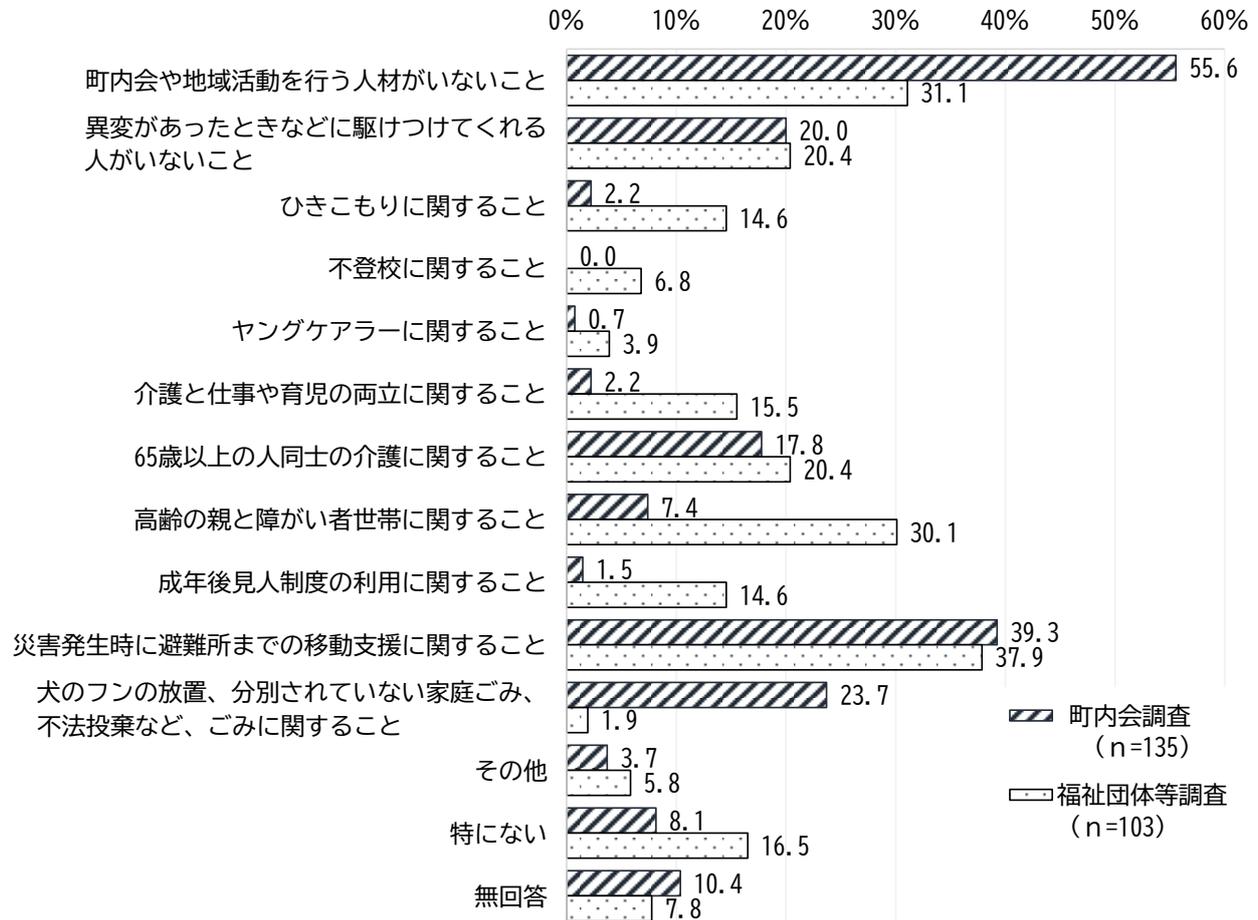
図表2-45 参加したことがある地域活動（中高生・前回計画策定時との比較）



※前回計画策定時の調査では「地域のスポーツ大会」

地域において特に課題となっていることについて、町内会調査では「町内会や地域活動を行う人材がないこと」が55.6%と最も多くなっており、福祉団体等調査では「災害発生時に避難所までの移動支援に関すること」が37.9%と最も多くなっています。

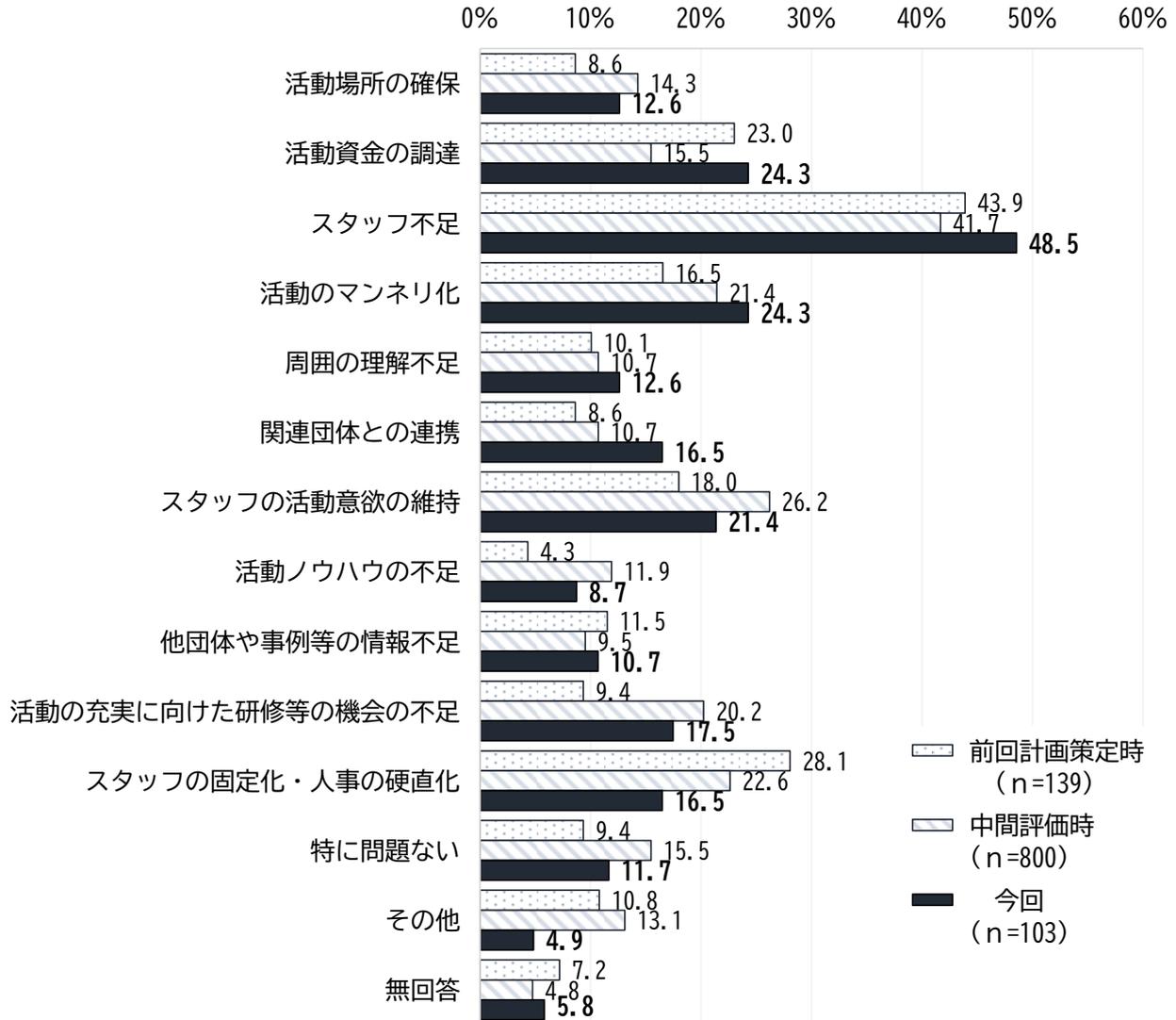
図表2-46 地域において特に課題となっていること（町内会・福祉団体）



福祉団体等の活動上の課題については、「スタッフ不足」が48.5%と最も多くなっています。次いで「活動資金の調達」、「活動のマンネリ化」がともに24.3%となっています。

前回計画策定時及び中間評価時の調査結果と比較すると「スタッフの固定化・人事の硬直化」が減少し、「活動資金の調達」が増加しています。

図表2-47 活動上の課題（福祉団体・前回計画策定時・中間評価時との比較）

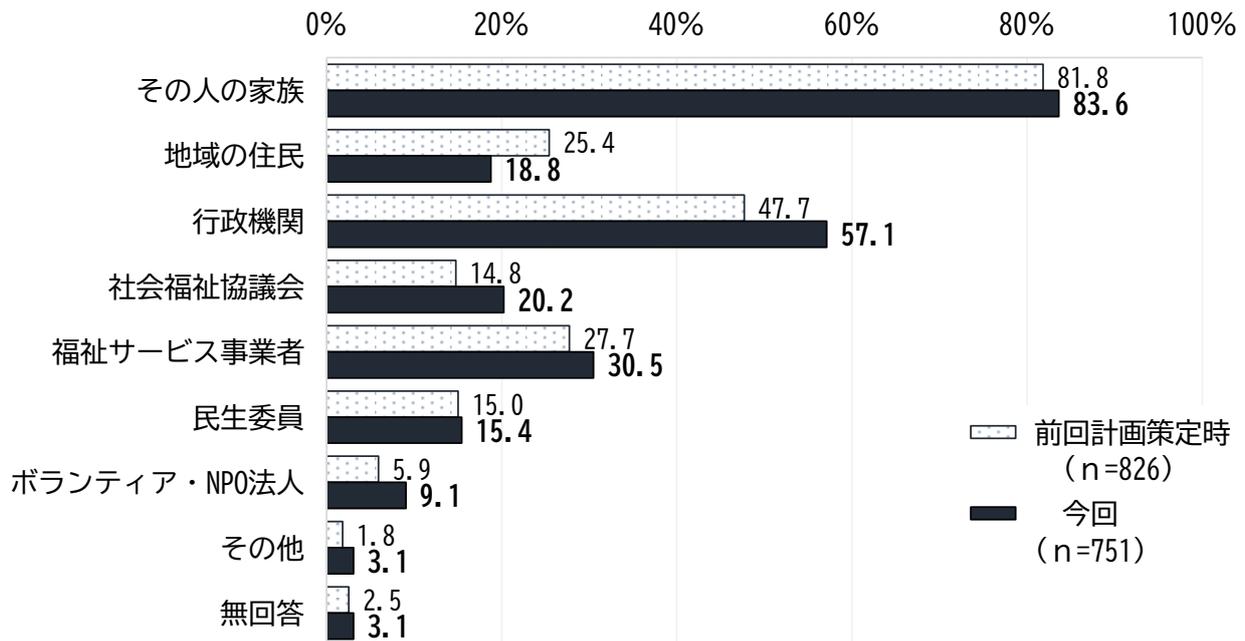


(8) 日常生活で困ったことが起きたとき、誰が手助けをすべきか（一般市民）

日常の困りごとの手助けを誰がすべきかについては、「その人の家族」が83.6%と最も多くなっています。次いで「行政機関」が57.1%、「福祉サービス事業所」が30.5%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「地域の住民」(△6.6ポイント)が減少し、「行政機関」(+9.4ポイント)、「社会福祉協議会」(+5.4ポイント)が増加しています。

図表2-48 日常生活で困ったことが起きたとき、誰が手助けすべきか
(一般市民・前回計画策定時との比較)

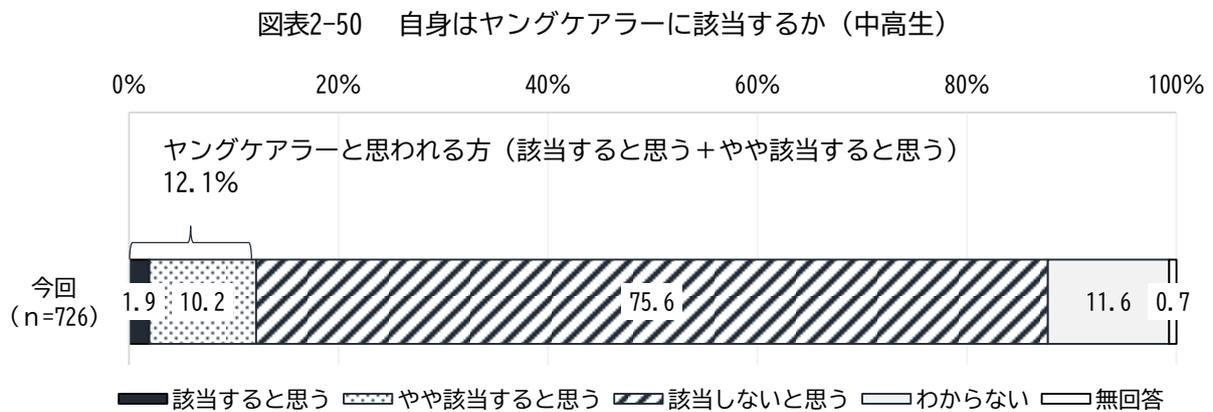
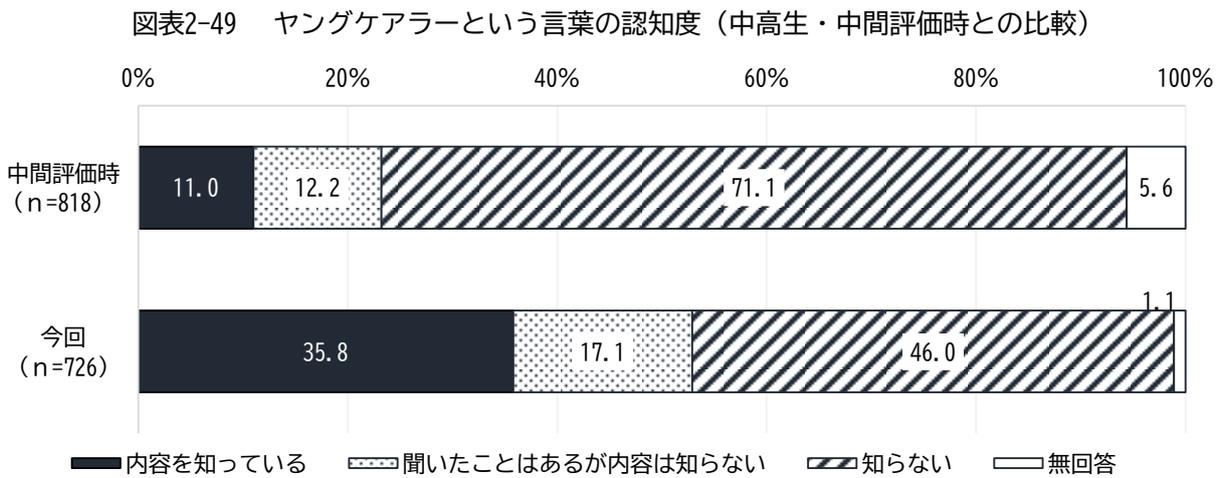


(9) ヤングケアラーという言葉の認知度・該当者（中高生調査）

ヤングケアラーという言葉の認知度については、「内容を知っている」が35.8%、「聞いたことはあるが内容は知らない」が17.1%、「知らない」が46.0%となっています。

中間評価時の調査結果と比較すると「知らない」（△25.1ポイント）が大幅に減少し、「内容を知っている」（+24.8ポイント）が大幅に増加しています。

また、回答者自身がヤングケアラーに該当するかどうかについて、ヤングケアラーと思われる方（「該当すると思う」＋「やや該当すると思う」）は12.1%となっています。

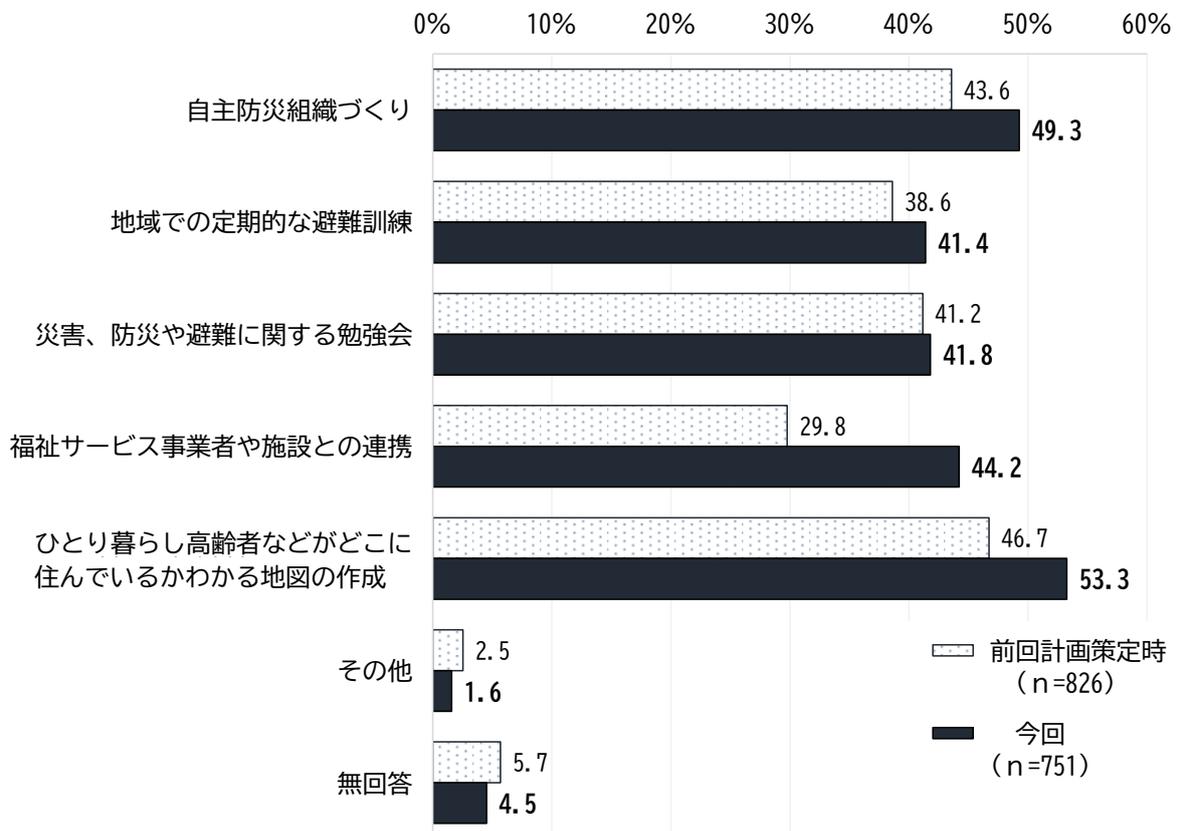


(10) 災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと（一般市民調査）

災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うことについては、「ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成」が53.3%と最も多くなっています。次いで「自主防災組織づくり」が49.3%、「福祉サービス事業者や施設との連携」が44.2%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「福祉サービス事業者や施設との連携」（+14.4ポイント）が大幅に増加しているほか、「ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成」（+6.6ポイント）、「自主防災組織づくり」（+5.7ポイント）も増加しています。

図表2-51 災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと
（一般市民・前回計画策定時との比較）



(11) 権利擁護（一般市民調査）

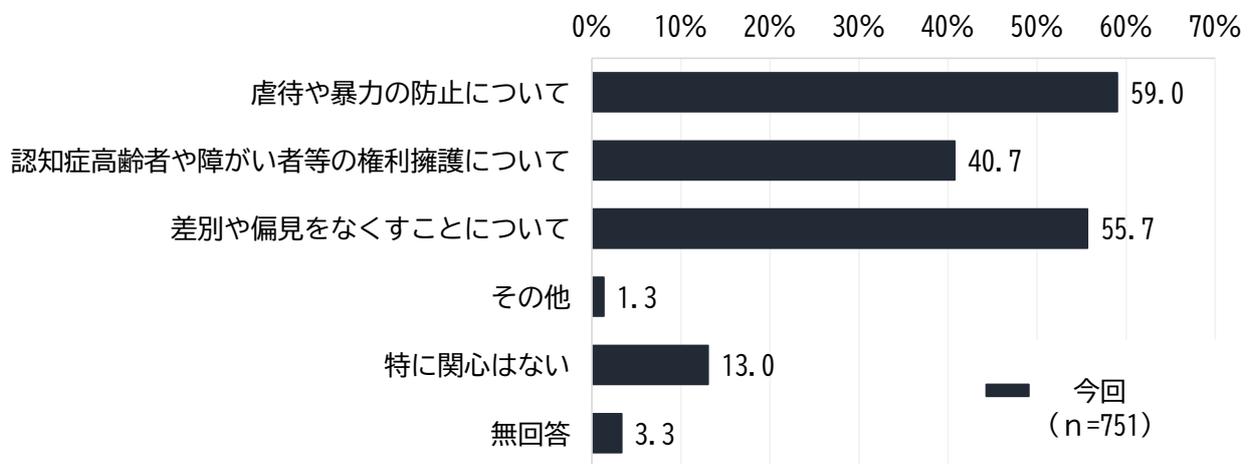
関心がある人権や権利擁護については、「虐待や暴力の防止について」（59.0%）、「差別や偏見をなくすことについて」（55.7%）が半数を超えています。

一方で「特に関心はない」と回答した割合は13.0%を占めています。

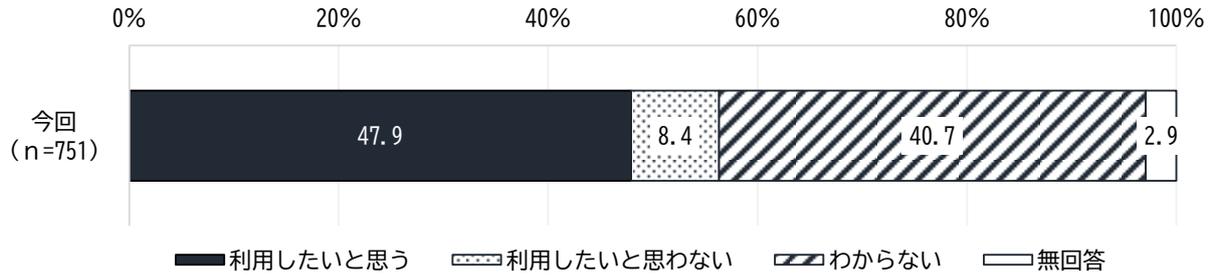
また、権利擁護制度の利用意向については、「利用したいと思う」が47.9%、「利用したいと思わない」が8.4%、「わからない」が40.7%となっています。

権利擁護制度の利用意向を年代別にみると、年代が上がるにつれて、「利用したいと思う」の割合が減少傾向にあります。

図表2-52 関心がある人権や権利擁護について（一般市民）



図表2-53 権利擁護制度の利用意向（一般市民）



図表2-54 権利擁護制度の利用意向（一般市民・年代別）

	利用したいと思う	利用したいと思わない	わからない
18～29歳 (n=78)	53.8%	2.6%	41.0%
30～39歳 (n=100)	57.0%	6.0%	36.0%
40～49歳 (n=113)	60.2%	3.5%	33.6%
50～59歳 (n=116)	51.7%	6.9%	39.7%
60～64歳 (n=75)	49.3%	14.7%	34.7%
65～74歳 (n=172)	34.3%	10.5%	50.6%
75歳以上 (n=84)	39.3%	14.3%	44.0%

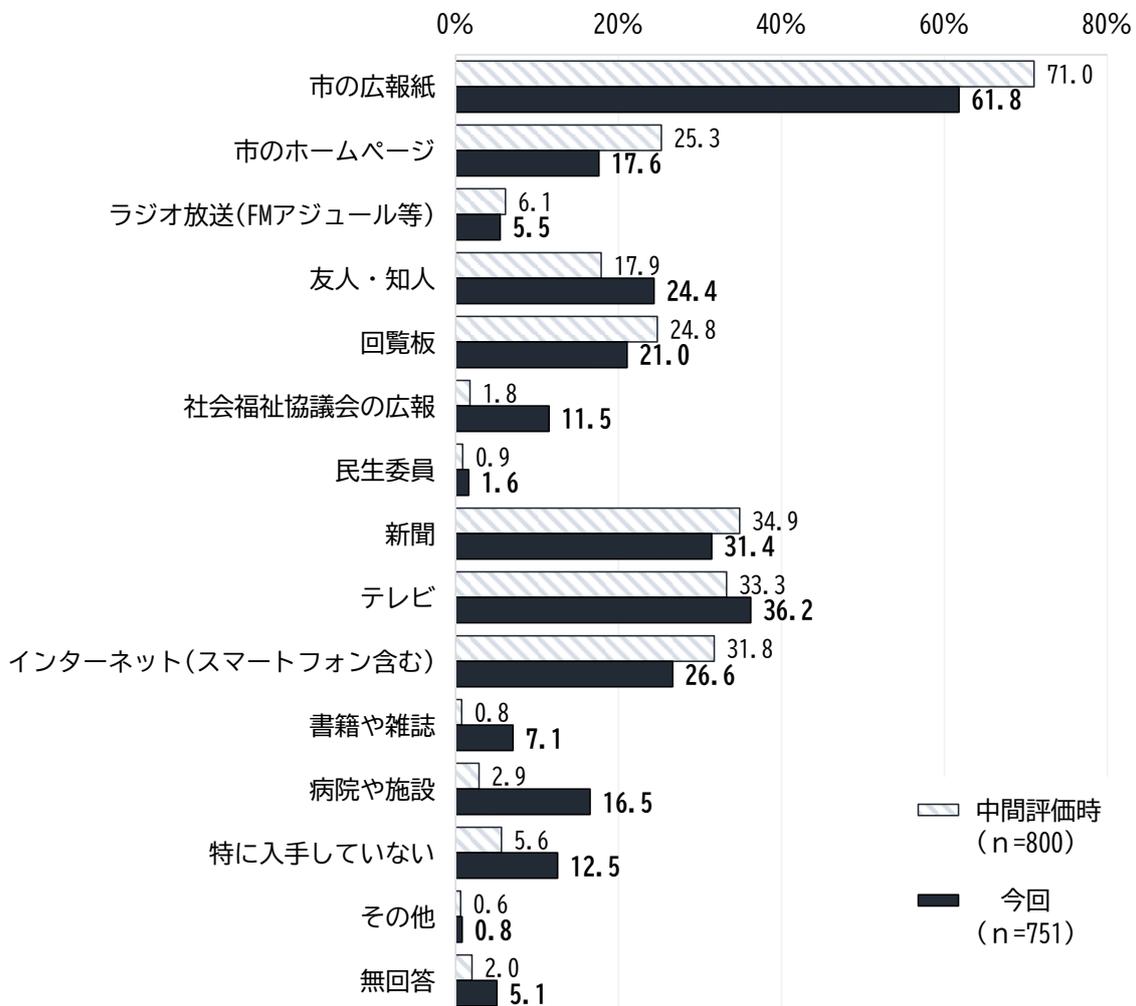
(12) 福祉に関する情報の入手先（一般市民調査）

福祉に関する情報入手先については、「市の広報紙」が61.8%と最も多くなっています。次いで「テレビ」が36.2%、「新聞」が31.4%となっています。

一方で「特に入手していない」と回答した割合は12.5%を占めています。

中間評価時の調査結果と比較すると「市の広報紙」(△9.2ポイント)、「市のホームページ」(△7.7ポイント)、「インターネット(スマートフォン含む)」(△5.2ポイント)が減少しています。一方、増加した項目は「社会福祉協議会の広報」(+9.7ポイント)、「特に入手していない」(+9.9ポイント)、「友人・知人」(+6.5ポイント)、「書籍や雑誌」(+6.3ポイント)が挙がるほか、「病院や施設」(+13.6ポイント)は大幅に増加しています。

図表2-55 福祉に関する情報の入手先（一般市民・中間評価時との比較）



(13) 力を入れてもらいたい市の取り組み（一般市民調査）

力を入れてもらいたい市の取り組みについて、各分野で最上位に挙がっている項目は、高齢者福祉では「相談窓口や情報提供の充実」（54.5%）、障がい者福祉では「障がいに対する理解を深める取り組み」（38.3%）、子ども・子育てでは「子育てしやすい職場環境の整備」（52.5%）、地域医療では「夜間休日の緊急時の対応」（64.3%）、自殺予防については、「気軽に相談できる窓口の情報提供と拡充」（69.1%）となっています。

図表2-56 力を入れてもらいたい市の取り組み（一般市民：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
高齢者福祉 (n=751)	相談窓口や情報提供の充実 54.5%	ひとり暮らし高齢者等を支援する生活支援サービスの提供 47.4%	在宅医療と介護サービスをつなぐ取り組み 45.0%
障がい者福祉 (n=751)	障がいに対する理解を深める取り組み 38.3%	仕事をする場の確保（就業や雇用対策） 38.2%	自立に向けたサービスや生活支援 31.3%
子ども・子育て (n=751)	子育てしやすい職場環境の整備 52.5%	子育てに係る経済的支援 47.0%	保育施設や保育サービスの整備・充実 45.5%
地域医療 (n=751)	夜間休日の緊急時の対応 64.3%	往診や訪問診療 57.1%	介護サービスの橋渡し 44.3%
自殺予防 (n=751)	気軽に相談できる窓口の情報提供と拡充 69.1%	学校で「いのちの教育」の充実 53.0%	精神科等へ受診しやすい環境づくり 50.3%

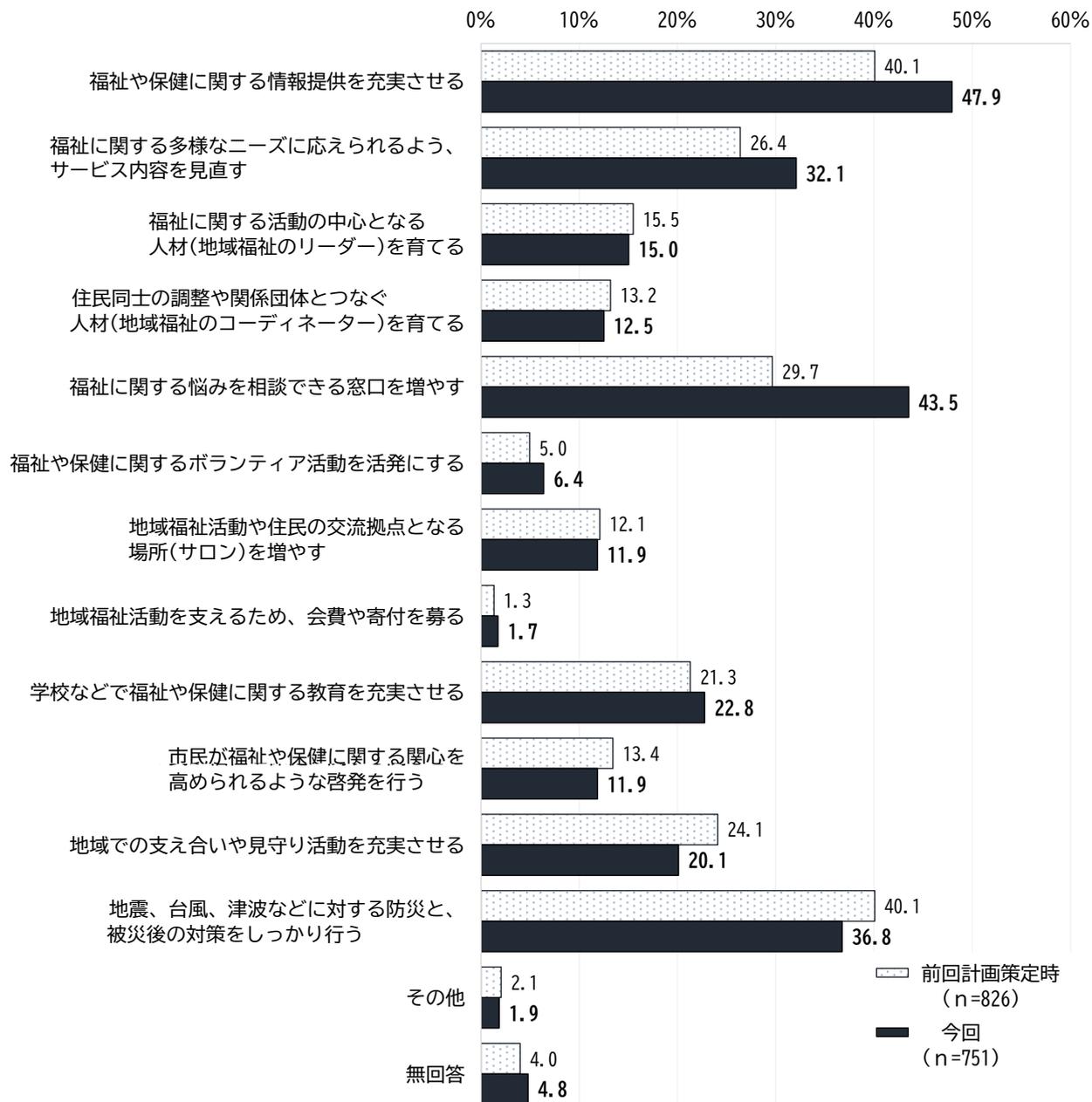
(14) 地域で安心して生活していくために必要な取り組み

(一般市民・町内会・福祉団体調査)

地域で安心して生活していくために必要な取り組みについて、一般市民では「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が47.9%と最も多くなっています。次いで「福祉に関する悩みを相談できる窓口を増やす」が43.5%、「地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う」が36.8%となっています。

前回計画策定時の調査結果と比較すると「福祉に関する悩みを相談できる窓口を増やす」(+13.8ポイント)が大幅に増加しているほか、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」(+7.8ポイント)、「福祉に関する多様なニーズに応えられるよう、サービス内容を見直す」(+5.7ポイント)も増加しています。

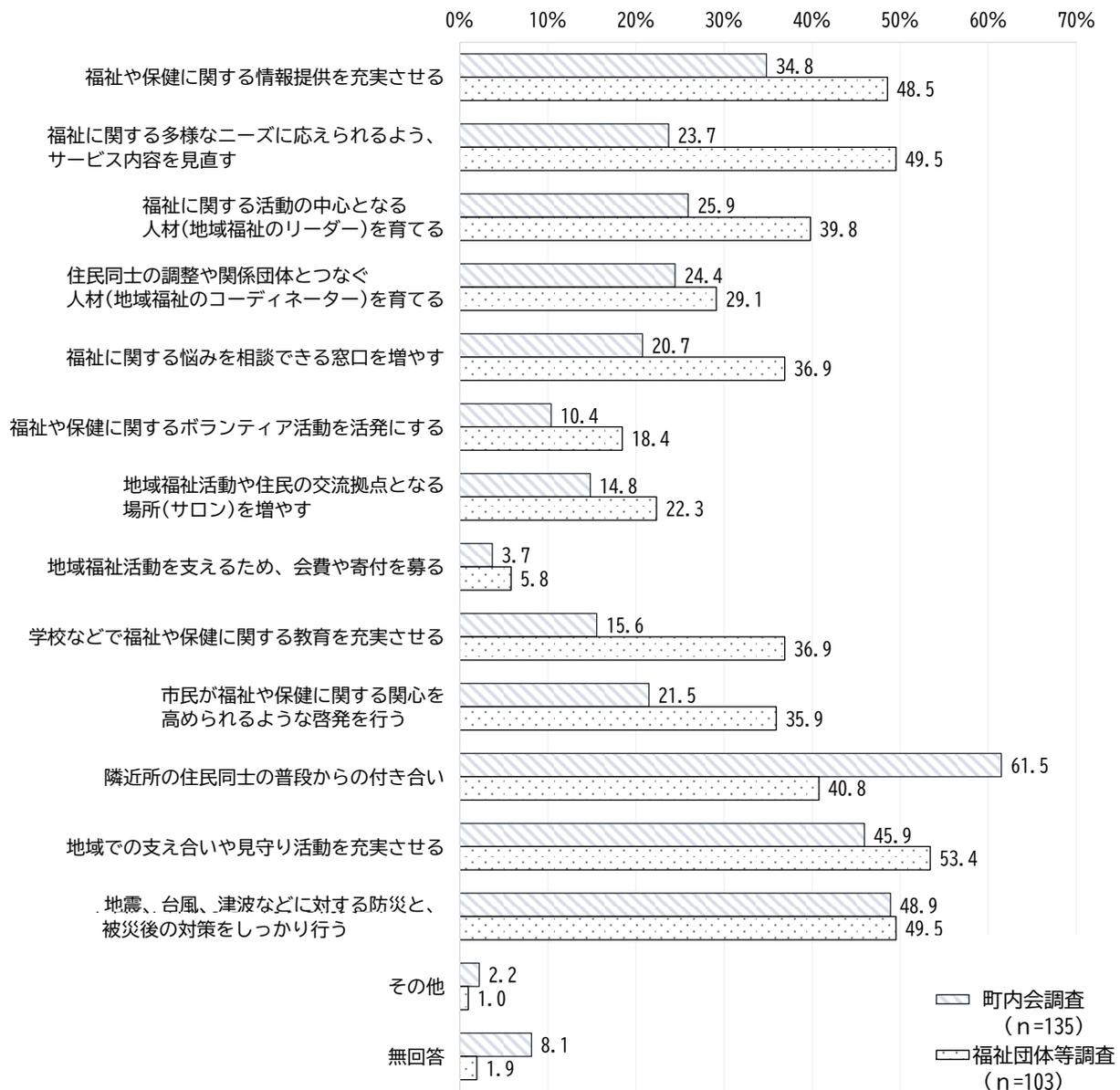
図表2-57 住み慣れた地域で生活していくために必要なこと（一般市民・前回計画策定時との比較）



地域で安心して生活していくために必要な取り組みについて、町内会では「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が61.5%、福祉団体では「地域での支え合いや見守り活動を充実させる」が53.4%と、それぞれ最上位に挙げています。

特に「地域での支え合いや見守り活動を充実させる」、「地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う」については、町内会、福祉団体ともに上位に挙げています。

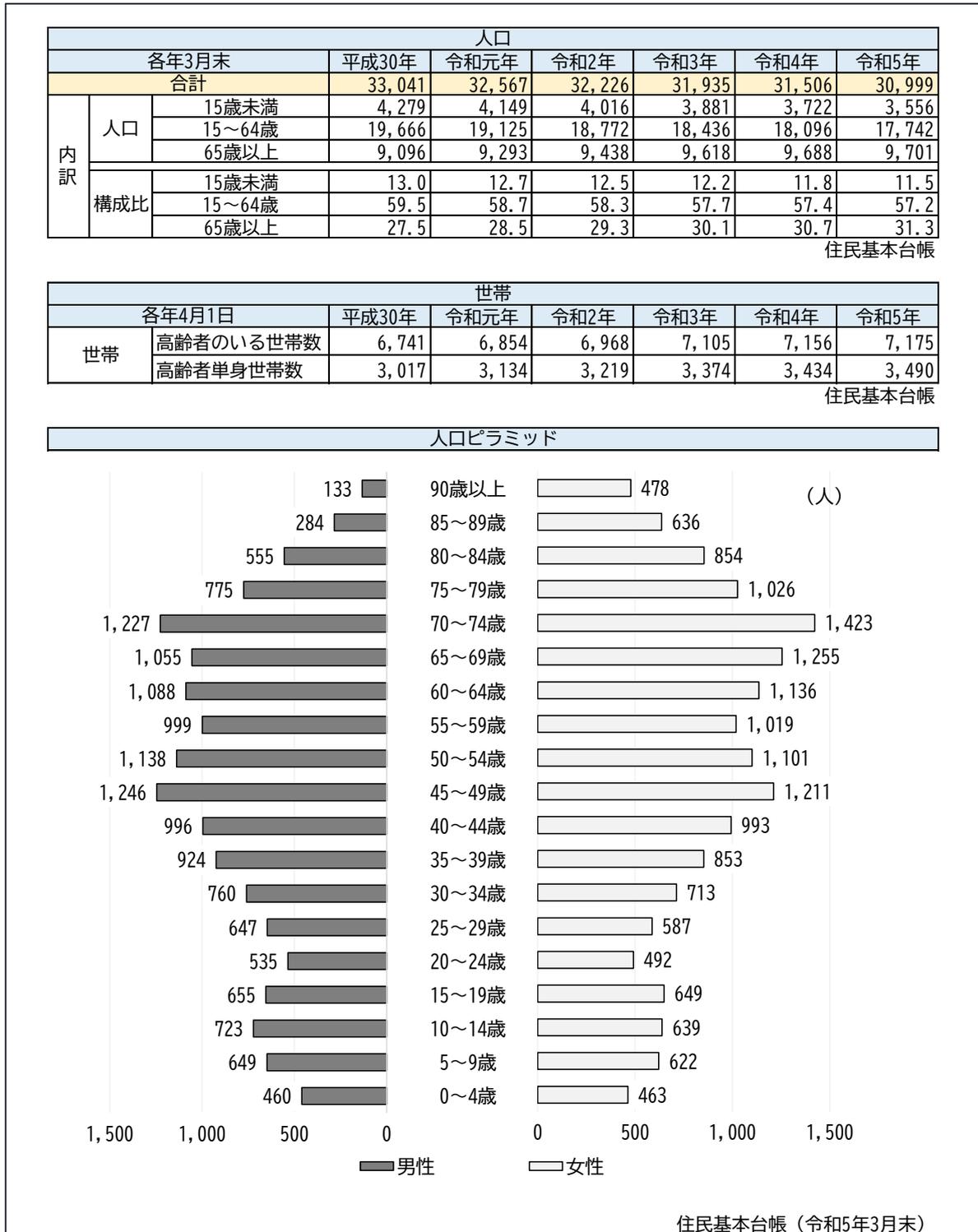
図表2-58 住み慣れた地域で生活していくために必要なこと（町内会・福祉団体）



4 地域ごとの状況

(1) 田名部地区

■ 人口・世帯



■ 地域資源

町内会	81	令和5年3月末	
ボランティア団体		民生委員	
団体	13	定員	73
会員	795	現員	60
施設配置状況			
施設	配置数	施設	配置数
病院	1	小規模保育施設	1
一般診療所	19	放課後児童クラブ	6
歯科医院	12	子育て支援施設	5
保育所(園)	7	スポーツ施設	0
幼稚園	1	介護保険施設	7
保育所型認定こども園	1	障害者施設	21
幼稚園型認定こども園	2	集会所	2
幼保連携型認定こども園	2	公民館	0

■ アンケートの回答結果

近所の人との付き合い方 (n=423)	
項目	割合
仲が良く、お互いの家を行き来する	5.9%
ほとんど顔も知らない	7.3%

【上位3項目】地域に感じる問題や課題 (n=423)	
項目	割合
安心できる子どもの遊び場が少ない	34.8%
特にない	22.7%
緊急時の対応体制がわからない	22.5%

治安 (n=423)	
項目	割合
良い(良い+やや良い)	32.6%
普通	55.8%
悪い(やや悪い+悪い)	5.9%

【上位3項目】災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと (n=423)	
項目	割合
ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成	53.0%
自主防災組織づくり	49.4%
福祉サービス事業者や施設との連携	45.4%

【上位3項目】誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うこと (n=423)	
項目	割合
福祉や保健に関する情報提供を充実させる	47.0%
福祉に関する悩みを相談できる窓口を増やす	42.6%
地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う	38.8%

(2) 大湊地区

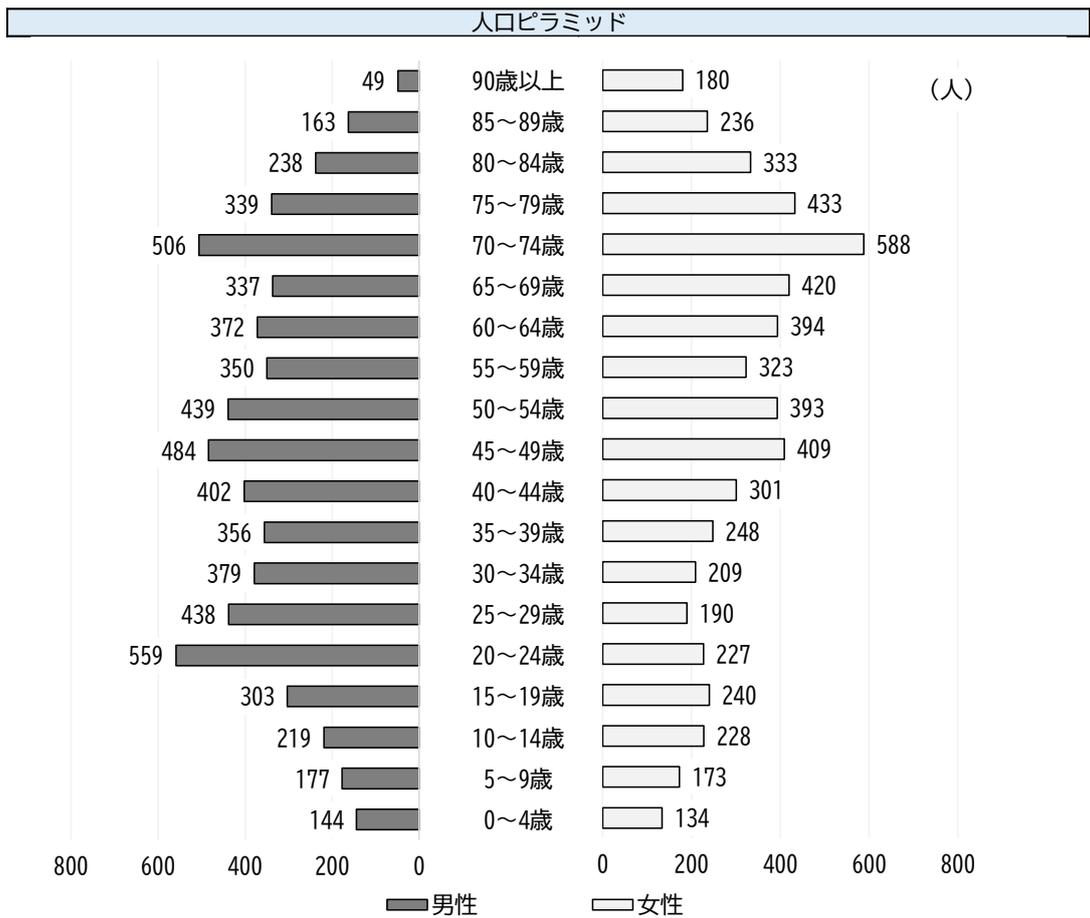
■ 人口・世帯

		人口						
各年3月末		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
合計		12,943	12,684	12,497	12,259	12,065	11,913	
内訳	人口	15歳未満	1,335	1,301	1,227	1,172	1,118	1,075
		15～64歳	7,698	7,441	7,311	7,178	7,098	7,016
		65歳以上	3,910	3,942	3,959	3,909	3,849	3,822
内訳	構成比	15歳未満	10.3	10.3	9.8	9.6	9.3	9.0
		15～64歳	59.5	58.7	58.5	58.6	58.8	58.9
		65歳以上	30.2	31.1	31.7	31.9	31.9	32.1

住民基本台帳

		世帯					
各年4月1日		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯	高齢者のいる世帯数	2,820	2,829	2,842	2,790	2,755	2,742
	高齢者単身世帯数	1,190	1,223	1,254	1,210	1,223	1,237

住民基本台帳



住民基本台帳 (令和5年3月末)

■ 地域資源

町内会	22	令和5年3月末	
ボランティア団体		民生委員	
団体	1	定員	34
会員	17	現員	29
施設配置状況			
施設	配置数	施設	配置数
病院	0	小規模保育施設	0
一般診療所	2	放課後児童クラブ	2
歯科医院	4	子育て支援施設	1
保育所(園)	2	スポーツ施設	4
幼稚園	2	介護保険施設	2
保育所型認定こども園	0	障害者施設	3
幼稚園型認定こども園	0	集会所	1
幼保連携型認定こども園	0	公民館	1

■ アンケートの回答結果

近所の人との付き合い方 (n=170)	
項目	割合
仲が良く、お互いの家を行き来する	5.9%
ほとんど顔も知らない	10.0%

【上位3項目】地域に感じる問題や課題 (n=170)	
項目	割合
特にない	31.2%
安心できる子どもの遊び場が少ない	21.8%
犬のフンの放置、分別されていない家庭ごみ、不法投棄など、ごみに関する問題	15.3%

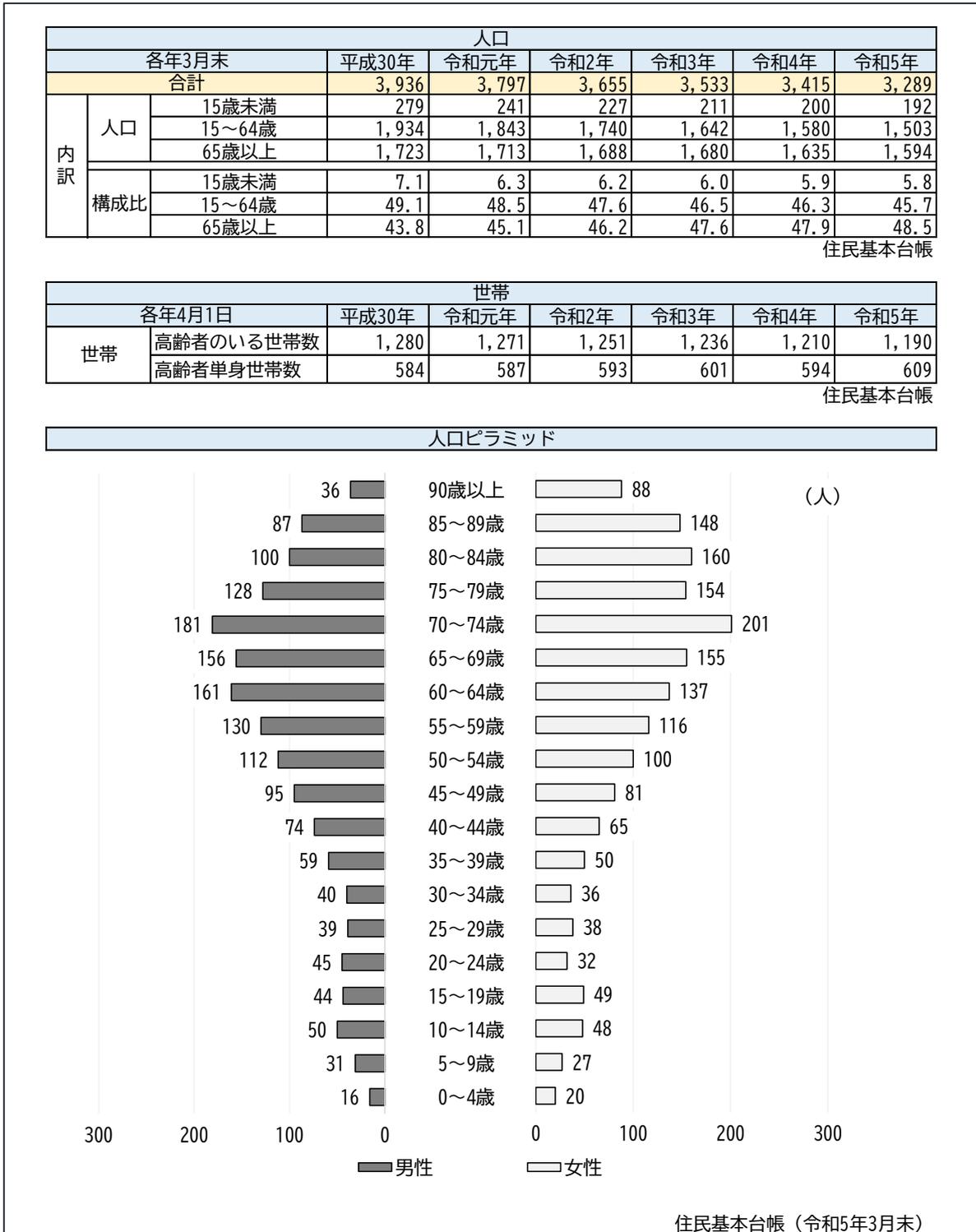
治安 (n=170)	
項目	割合
良い(良い+やや良い)	33.5%
普通	60.6%
悪い(やや悪い+悪い)	3.6%

【上位3項目】災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと (n=170)	
項目	割合
ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成	52.4%
自主防災組織づくり	48.8%
災害、防災や避難に関する勉強会	46.5%

【上位3項目】誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うこと (n=170)	
項目	割合
福祉や保健に関する情報提供を充実させる	50.0%
福祉に関する悩みを相談できる窓口を増やす	45.9%
福祉に関する多様なニーズに応えられるよう、サービス内容を見直す	34.7%

(3) 川内地区

■ 人口・世帯



■ 地域資源

町内会	23	令和5年3月末	
ボランティア団体		民生委員	
団体	0	定員	19
会員	0	現員	16
施設配置状況			
施設	配置数	施設	配置数
病院	0	小規模保育施設	0
一般診療所	1	放課後児童クラブ	1
歯科医院	0	子育て支援施設	0
保育所(園)	1	スポーツ施設	2
幼稚園	1	介護保険施設	1
保育所型認定こども園	0	障害者施設	2
幼稚園型認定こども園	0	集会所	0
幼保連携型認定こども園	0	公民館	1

■ アンケートの回答結果

近所の人との付き合い方 (n=47)	
項目	割合
仲が良く、お互いの家を行き来する	10.6%
ほとんど顔も知らない	2.1%

【上位3項目】地域に感じる問題や課題 (n=47)	
項目	割合
安心できる子どもの遊び場が少ない	42.6%
高齢者・障がい者(児)の集まれる機会が少ない	23.4%
緊急時の対応体制がわからない	

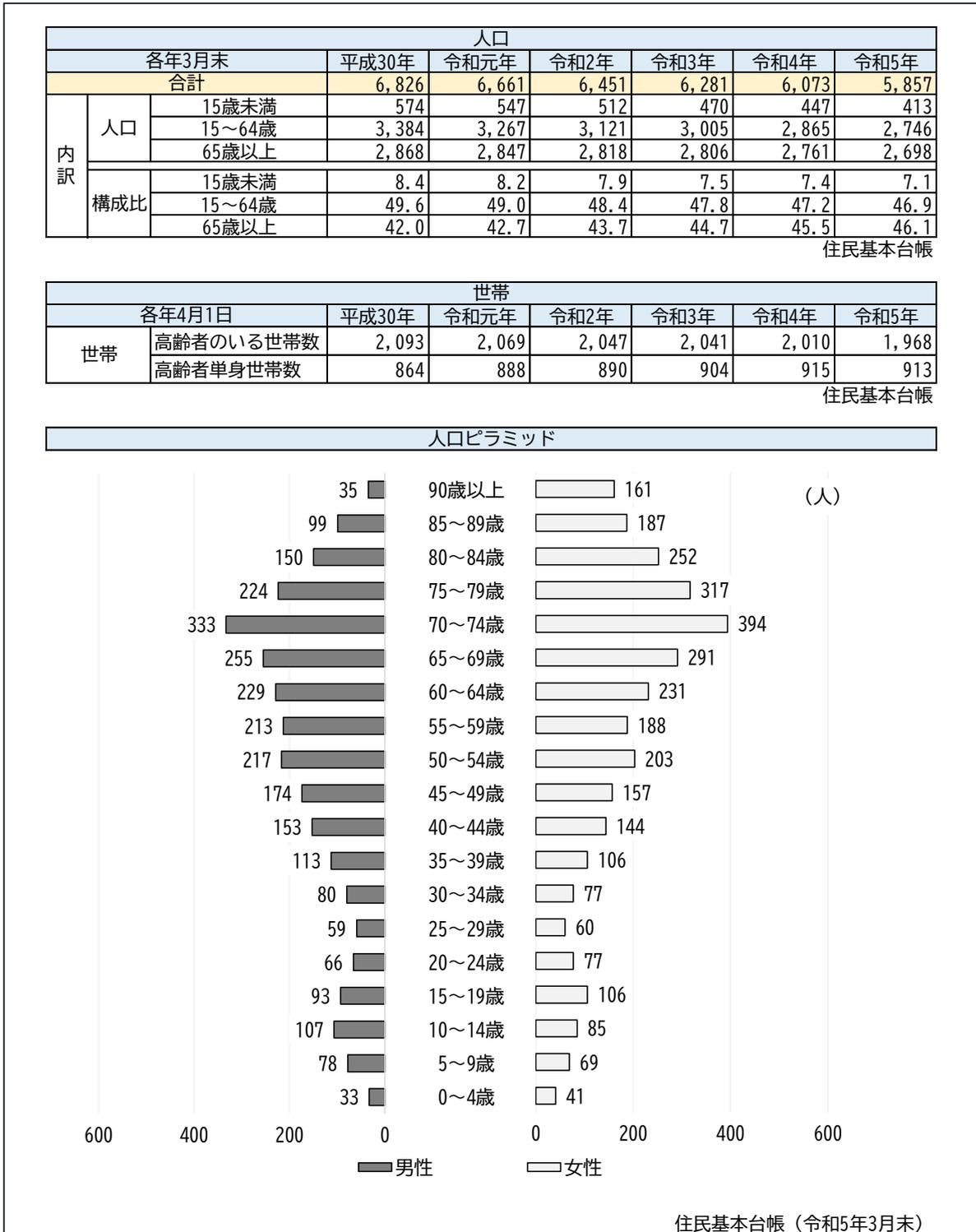
治安 (n=47)	
項目	割合
良い(良い+やや良い)	31.9%
普通	46.8%
悪い(やや悪い+悪い)	17.1%

【上位3項目】災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと (n=47)	
項目	割合
ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成	55.3%
地域での定期的な避難訓練	48.9%
自主防災組織づくり	46.8%

【上位3項目】誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うこと (n=47)	
項目	割合
福祉や保健に関する情報提供を充実させる	53.2%
学校などで福祉や保健に関する教育を充実させる	40.4%
福祉に関する悩みを相談できる窓口を増やす	38.3%

(4) 大畑地区

■ 人口・世帯



■ 地域資源

町内会	18	令和5年3月末	
ボランティア団体		民生委員	
団体	1	定員	26
会員	12	現員	26
施設配置状況			
施設	配置数	施設	配置数
病院	0	小規模保育施設	0
一般診療所	2	放課後児童クラブ	2
歯科医院	2	子育て支援施設	1
保育所(園)	1	スポーツ施設	2
幼稚園	0	介護保険施設	2
保育所型認定こども園	1	障害者施設	0
幼稚園型認定こども園	1	集会所	1
幼保連携型認定こども園	0	公民館	1

■ アンケートの回答結果

近所の人との付き合い方 (n=78)	
項目	割合
仲が良く、お互いの家を行き来する	10.3%
ほとんど顔も知らない	5.1%

【上位3項目】地域に感じる問題や課題 (n=78)	
項目	割合
安心できる子どもの遊び場が少ない	30.8%
特になし	28.2%
緊急時の対応体制がわからない	21.8%

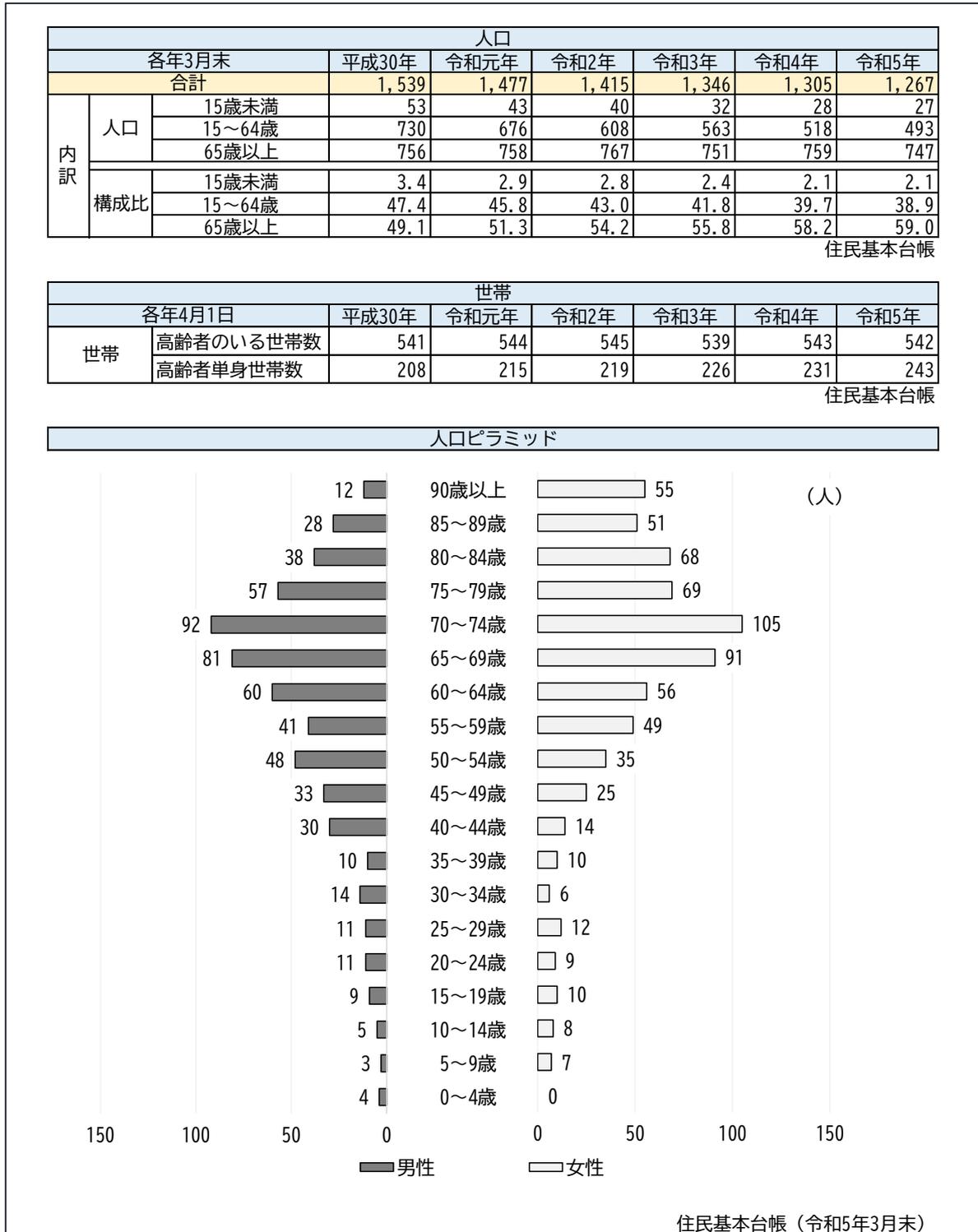
治安 (n=78)	
項目	割合
良い(良い+やや良い)	25.6%
普通	65.4%
悪い(やや悪い+悪い)	3.8%

【上位3項目】災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと (n=78)	
項目	割合
ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成	57.7%
自主防災組織づくり	51.3%
福祉サービス事業者や施設との連携	47.4%

【上位3項目】誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うこと (n=78)	
項目	割合
福祉に関する悩みを相談できる窓口を増やす	53.8%
地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う	44.9%
福祉や保健に関する情報提供を充実させる	41.0%

(5) 脇野沢地区

■ 人口・世帯



■ 地域資源

町内会	18	令和5年3月末	
ボランティア団体		民生委員	
団体	0	定員	7
会員	0	現員	7
施設配置状況			
施設	配置数	施設	配置数
病院	0	小規模保育施設	0
一般診療所	1	放課後児童クラブ	0
歯科医院	1	子育て支援施設	0
保育所(園)	1	スポーツ施設	1
幼稚園	0	介護保険施設	1
保育所型認定こども園	0	障害者施設	0
幼稚園型認定こども園	0	集会所	7
幼保連携型認定こども園	0	公民館	1

■ アンケートの回答結果

近所の人との付き合い方 (n=15)	
項目	割合
仲が良く、お互いの家を行き来する	6.7%
ほとんど顔も知らない	0.0%

【上位3項目】地域に感じる問題や課題 (n=15)	
項目	割合
緊急時の対応体制がわからない	33.3%
道路や公園・空き地にごみが増えた 地域活動が活発でない	26.7%

治安 (n=15)	
項目	割合
良い (良い+やや良い)	26.7%
普通	66.7%
悪い (やや悪い+悪い)	6.7%

【上位3項目】災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと (n=15)	
項目	割合
自主防災組織づくり 福祉サービス事業者や施設との連携	66.7%
ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成	53.3%

【上位3項目】誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思うこと (n=15)	
項目	割合
福祉や保健に関する情報提供を充実させる 福祉に関する多様なニーズに応えられるよう、サービス内容を見直す 地域での支え合いや見守り活動を充実させる	46.7%

5 第1期計画の振り返り

第1期計画期間中における中間評価（令和3年度実施）以降の各施策における主な取り組み状況は以下のとおりです。

なお、「施策の有効性」、「施策の評価」については、各施策における事業評価の平均値を掲載しています。

基本目標 1 理解と交流づくり

施策1	地域を担う人材育成	施策の有効性	3.0	施策の評価	4.3
<p>○職域等での健康づくりを推進していくリーダーとなる「健やか隊員」の育成を行っており、「健やか隊員」となった方を中心に、各事業所のニーズに合わせて健康教室や測定会の開催等を企画・実施しました。</p> <p>○高齢者や子育て世帯、障がい者世帯の様々な相談に応じる活動や、市民と行政・各種関係機関へとつなぐ活動の担い手である民生委員・児童委員の確保に取り組んでいます。しかし、人口減少・高齢化の影響により、担い手不足による欠員が生じている状況です。</p>					
施策2	地域資源の維持と有効活用	施策の有効性	4.5	施策の評価	4.3
<p>○「クラウドファンディングしもきた」の構成市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）で情報共有など連携しながら、事業の周知やプロジェクト案件の掘り起こしを行いました。</p> <p>○弘前大学協力のもと、町内会の現状と今後の方向性について講演会やワークショップを開催しました。</p> <p>○ふるさと納税PRのため、首都圏のイベントに参加し、本市及び特産品の認知度向上につなげています。</p>					

※施策の有効性：「5」多いに有効だった、「3」ある程度有効だった、「1」あまり有効ではなかった、「0」まったく有効ではなかった/未実施（以下、同様）

※施策の評価：「5」良好（目標達成80%以上）、「4」概ね良好（目標達成50%～79%）、「3」やや不良（目標達成50%未満）、「2」不良（目標達成30%未満）、「1」実施したが利用等実績なし、「0」未実施（以下、同様）

基本目標2 参加と居場所づくり

施策3	情報発信・情報共有・情報の適正管理の 仕組みづくり	施策の 有効性	4.0	施策の 評価	4.3
<p>○市の広報紙やホームページ、FMアジュール、フェイスブック、X（旧ツイッター）など、あらゆる広報媒体を活用した情報発信を行いました。令和2年10月からはラインも開始しており、各種SNSを通じた情報発信機能の強化に努めています。</p> <p>○高齢者福祉サービス、介護保険制度や介護保険サービスについての情報提供として、「高齢者福祉・介護保険ガイドブック」を発行しており、相談者に窓口で配布したり、ホームページへの掲載などを行いました。</p> <p>○障がいのある人の個別相談の機会や、困りごとがあったときの相談先周知のため、「障がい福祉サービス展示会」を開催しました。</p> <p>○子育て支援に関連した情報を市の広報紙やホームページで周知しているほか、「子育て応援メールむつ」や「子育てツイッター」を媒体として、子育てに関するタイムリーな情報の配信を行いました。</p>					
施策4	集いと憩いの地域社会の保全	施策の 有効性	4.3	施策の 評価	4.4
<p>○子どもの健やかな成長を支援するため、ムチュ☆らんどでは、小学校3年生以下の児童とその保護者等を対象に、遊び場の提供や子育て支援の関連情報の発信に務めているほか、子育て相談にも対応しています。</p> <p>○保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するため、放課後児童健全育成事業を実施しました。</p> <p>○むつ市社会福祉協議会へ委託して、ひきこもり状態にある人の集いの場として、「ふらっとほーむ」を開催し、居場所づくりに努めているほか、ひきこもり状態にある人の家族の集いとして、「ほっとすぱーす」を開催し、個別に相談に応じています。</p>					
施策5	地域の防犯力の向上	施策の 有効性	3.6	施策の 評価	4.0
<p>○いじめ防止、家庭の教育力向上に関する研修会の開催や、県が実施する「輝く笑顔推進キャンペーン（命を大切に作る心を育む県内一斉声かけ活動）」に参加し、小中学校において、登校時のあいさつ・声かけを行いました。</p> <p>○子どもたちの生活ゾーン（通学路・学校周辺・公園等）において、安全に通学等ができるよう、地域住民がボランティアで「ながら見守り」活動を実施しました。</p> <p>○土・日・祝日や長期休暇、祭典時等に、少年指導員が児童生徒の集まりやすい場所で街頭指導を行いました。</p>					

施策6	地域の防災力の向上	施策の有効性	4.5	施策の評価	4.5
<p>○常備消防と消防団の合同訓練を実施し連携強化を図りました。また、小学校の防災訓練に消防団と自主防災組織、婦人防火クラブが参加し地域防災力の強化を図りました。</p> <p>○自主防災組織の設立支援や育成指導を行っており、未結成の町内会に対しては、自主防災組織に関する研修会や出前講座を実施しました。</p> <p>○避難行動要支援者名簿への新規登録・情報の整理を行い、避難支援関係団体へ名簿情報の提供を行いました。</p>					
施策7	地域活動の保全と交流の促進	施策の有効性	5.0	施策の評価	4.0
<p>○町内会やNPO、ボランティア団体などによる市民の自主的な地域活動を支援し、活力のあるコミュニティづくりを実現するため、多岐にわたる市民団体の様々な活動に市民が安心して参加できるよう市民活動保険制度を導入しており、その周知を図りました。</p> <p>○(一財)自治総合センターが宝くじの売り上げ収益によって行うコミュニティ活動助成事業を活用し、希望する町内会等コミュニティ組織の活動支援を行いました。</p>					

基本目標 3 自立に向けた生活支援の継続

施策8	健やかであるための生活習慣づくり	施策の有効性	3.2	施策の評価	3.7
<p>○健康に関する正しい知識を普及し、適宜必要な指導や助言を行うことによって、生活習慣病や壮年期(40～64歳)からの健康の保持・増進に役立てるため、健康教室・健康相談・家庭訪問等を実施しました。</p> <p>○「健康づくり無関心層」が自身の身体を知ることで、健康を意識するきっかけにつながるよう、各種イベント会場等の市民が集まる所で、体組成測定や骨密度測定等を実施しました。</p> <p>○生活習慣病予防のために「子どもと学ぶ健康講座」や食に関する講演会の開催、市内スーパーマーケットへの栄養情報が掲載されたポスター掲示等を行い、正しい食生活の普及・啓発に努めました。</p> <p>○こころの健康づくりのため、市ホームページに「こころの体温計」によるセルフチェックの掲載や相談支援、こころ育むいのちの授業等を行いました。また、ゲートキーパーの養成講座を開催しました。</p> <p>○健康管理アプリ・歩数計アプリを使い、歩数や体組成を測定することでポイントを貯め、地域共通商品券の獲得を目指しながら健康づくりに取り組んでもらえるよう、令和4年度に健幸アップ事業を開始しました。</p>					
施策9	健康寿命を延ばす取り組み	施策の有効性	5.0	施策の評価	4.3
<p>○特定健康診査・特定保健指導の実施により、生活習慣病の早期発見、発症及び重症化の予防につなげています。</p> <p>○運動教室、介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催し、介護予防の知識や情報の普及啓発を行いました。</p>					

施策10	生きがいのある生活への支援	施策の有効性	4.2	施策の評価	4.2
<p>○地域子育て支援拠点事業や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など子育て支援に関する事業を実施しました。</p> <p>○性別にとらわれず互いに尊重し支え合う意識を持つとともに、多様な生き方の選択・実現を可能にする環境の整備のため、下北地域男女共同参画ネットワークによる協議や男女共同参画推進基本計画を策定しました。</p>					
施策11	就労と社会的自立の支援	施策の有効性	4.3	施策の評価	4.3
<p>○離職や新型コロナウイルス感染症等により困窮に陥った方に、住居確保給付金や、生活困窮者自立支援金を支給し、就労による自立を図るための支援を行いました。</p> <p>○障害福祉サービスや補装具及び自立支援医療の給付を実施しました。</p>					

基本目標4 ゆりかご前から安心できる仕組みづくり

施策12	総合的な相談機能の整備	施策の有効性	4.2	施策の評価	4.8
<p>○子育て世代包括支援センターにて、窓口相談、訪問、直通の電話回線設置による電話相談及びオンライン相談による多様な形での相談を実施しており、関係機関と連携しながら妊娠・出産・子育てに関する支援を実施しました。</p> <p>○地域包括支援センターにて、相談支援、権利擁護事業、関係機関とのネットワークの構築、ケアマネジャーの支援等を行いました。</p>					
施策13	福祉・医療サービスの適切な利用推進	施策の有効性	4.3	施策の評価	4.2
<p>○市広報紙やホームページ、FMラジオ等で献血日程や献血の必要性の周知とともに、市内の協力団体・事業所への協力依頼を行いました。</p> <p>○乳幼児健診のフォロー体制及び育児不安等への支援体制の整備・充実を図っており、発達の遅れが疑われる子どもとその家族に対し、発達を促すための助言や支援を行いました。</p>					
施策14	権利擁護と見守りの体制	施策の有効性	4.0	施策の評価	5.0
<p>○地域の児童虐待の早期発見窓口として、地域ネットワークの構築や組織化への取り組みを推進しており、むつ市要保護児童等対策地域協議会の個別ケース会議を開催し、関係機関による支援体制の構築に努めました。</p> <p>○婦人相談員を配置し、要保護女子の更正指導、DV被害者の身の安全の確保や自立に向けた支援を行いました。</p> <p>○高齢者・障害者虐待防止等連携協議会を設置し、虐待防止に係る適切な支援を行える体制を構築しました。</p> <p>○成年後見制度の利用が適切に行われるよう、市長申立や利用支援事業を行いました。また、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのため、中核機関の設置及び、地域連携ネットワークの構築を図りました。</p>					

基本目標 5 安心のあるまちづくり

施策15	暮らしやすいまちづくり	施策の有効性	3.2	施策の評価	3.9
<p>○ごみの不法投棄対策として、パトロール等を行うとともに監視カメラの設置や啓発看板の設置を行いました。</p> <p>○災害ハザードエリアを考慮し、居住誘導区域の見直しを行ったほか、居住誘導区域における歩行空間の整備に取り組んでいます。</p> <p>○タクシー事業者へ委託し、路線バスが廃止された川内地区及び大畑地区にデマンド型乗合タクシーを運行しました。また、脇野沢地区で、代替バスを運行しているバス事業者に補助金を交付し、公共交通の維持・確保に努めました。</p> <p>○むつ市と下北4町村で構成される下北圏域定住自立圏の活性化を図るための取組をまとめた「下北圏域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域に必要な都市機能及び生活機能の確保に努めました。</p>					

6 地域福祉にかかる課題・方向性の整理

(1) 地域の絆の再構築（基本目標1：理解と交流づくり）

- 人口減少や核家族化進行の歯止めがかからない中、令和2年以降には新型コロナウイルス感染症の影響による外出制限などもあり、薄れつつあった地域のつながりはますます希薄化が進んでいます。
- 一般市民への調査結果では、近所の人との付き合い方を過去のアンケート調査と比較すると、「仲が良く、お互いの家を行き来する」、「会えば立ち話をする」が減少し、「顔を合わせればあいさつをする」が増加しており、身近な近所の人たちとの付き合い方に変化がみられます。
- 一般市民や中高生への調査結果では、ボランティア活動に参加したきっかけとして「友人や家族に誘われた」が挙げられており、過去のアンケート結果から割合も増加しています。
- ボランティア活動などを始めるにあたっては、身近な人の存在は大きく、友人や家族に誘われたことがきっかけとなる方も多くいることから、住民同士がきっかけをつくり合い、活動の輪が広がるよう促していくことが重要です。
- 人口の減少に伴い、子どもや高齢者といった支援を必要とする人たちも減少傾向にありますが、それを支える現役世代も同様に減少しており、地域で暮らす人たち全員で支え合う体制をつくっていくことが必要です。
- また、支え合いの関係には、人と人とのつながりが重要であることから、住民同士が思いやりコロナ禍で失われた地域のつながり・絆を改めて構築していく必要があります。

(2) 地域活動の充実（基本目標2：参加と居場所づくり）

- 一般市民への調査結果による町内会への加入状況をみると、若い世代の人ほど未加入となる傾向があり、「加入するメリットがない」、「時間に余裕がない」、「いずれ引越す予定だから」などを未加入の理由として挙げています。
- 町内会への調査結果から、役員や委員の担い手の状況について過去のアンケート調査と比較すると「若い世代（20代～50代）の担い手がない」、「役員の高齢化が進み、今後の自治会・町内会活動に影響が考えられる」が大きく増加しています。また、今後の活動意向は「現状を維持したい」が減少し、「縮小せざるを得ない（住民の減少等により）」が増加しており、町内会の加入状況や役員・委員の担い手の不足により、その維持が難しくなっています。
- 一般市民への調査結果では、地域活動に「参加していない」割合が過去の調査と比較して増加しており、参加していない理由として「必要性を感じない」の割合も増加しています。

- 特に若い世代では、町内会への加入や地域活動などに対して比較的消極的にみえますが、地域の福祉力向上には若い世代も含めた、地域住民全員の力が不可欠となります。年齢や立場にかかわらず、すべての人が地域を構成する住民という自覚を促し、地域の担い手となるよう働きかける必要があります。

(3) 防災・防犯力の強化（基本目標2：参加と居場所づくり）

- 福祉団体等の調査では、地域において特に課題となっていることとして「災害発生時に避難所までの移動支援に関すること」が挙げられています。
- 町内会の高齢化により、自主防災組織の結成や活動が困難なケースがあり、地域ごとで活動内容に温度差が生じています。
- ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、一般市民への調査結果では、災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこととして、「ひとり暮らし高齢者などがどこに住んでいるかわかる地図の作成」が最上位に挙げられています。また、地域で安心して生活していくために必要な取り組みとして「地震、台風、津波などに対する防災と、被災後の対策をしっかりと行う」が上位に挙がっており、災害時を想定した支援体制の強化を図っていくことが必要です。
- また、特殊詐欺の被害や子どもを狙った犯罪などが全国的にも多発しており、地域での見守りの体制づくりや、犯罪、交通事故等に関する予防周知・啓発を図るなど地域住民の安心安全な生活を守るための取り組みの充実を図ることが重要となっています。

(4) 必要な人に届く情報発信（基本目標2：参加と居場所づくり）

- 一般市民への調査結果では、地域で安心して生活していくために必要な取り組みとして「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が最上位に挙げられており、過去の調査と比較しても大幅に増加しています。
- 情報を受け取る人を意識した、アクセスのしやすい情報発信の方法を検討し、情報や支援を必要としている人が、必要な情報にたどり着ける仕組みの構築が必要です。

(5) 自立した生活への支援（基本目標3：自立に向けた生活支援の継続）

- 一般市民への調査結果では、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援の取り組みとして力を入れてほしいことは、「ひとり暮らし高齢者等を支援する生活支援サービスの提供」や「自立に向けたサービスや生活支援」、「保育施設や保育サービスの整備・充実」が上位に挙げられています。
- 健康づくりに関する様々な諸事業を展開していますが、健康増進事業など市民の認知度が低い事業もあり、周知方法を検討する必要があります。
- 生活困窮者や生活保護被保護者が抱える課題は、複雑化・多様化しており、関係機関と連携して対応にあたっているものの、処遇困難ケースについては、関与自体も難しく課題を解決することが困難なケースもあります。
- 地域での自立した生活や暮らしやすさにつながるよう、相談しやすい体制づくりとサービス提供体制基盤の確保を図ることが重要となります。

(6) 包括的な支援体制の構築・強化（基本目標4：ゆりかご前から安心できる仕組みづくり）

- 人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症流行による生活様式の変化、人とのつながりの希薄化などを背景に、老老介護、8050問題、育児と介護が重なるダブルケア、ヤングケアラーなど地域住民が抱える課題や福祉ニーズは複合化・複雑化が進んでいます。
- 一般市民への調査結果では、不安や悩みの相談先として、「家族・親戚」、「友人・知人」が挙げられており、市役所など公的機関は1割に満たない状況となっています。
- 高齢者福祉や自殺予防の取り組みとして力を入れてほしいことでは、「相談窓口や情報提供の充実」や「気軽に相談できる窓口の情報提供と拡充」が上位に挙げられており、様々な課題を抱えた中でも相談しやすい包括的な相談支援体制の構築に努めるとともに、地域の多職種が連携した重層的な支援体制の強化を図ることが重要となります。

(7) 権利擁護の推進（基本目標4：ゆりかご前から安心できる仕組みづくり）

- 一般市民への調査結果では、「虐待や暴力の防止」、「差別や偏見をなくすこと」に対する関心が半数を超えており、人権や権利擁護について関心の高さがうかがえます。
- 一方で、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度や事業に対する利用意向は、全体で5割程度となっており、年代が上がるにつれて、「利用したいと思う」割合が減少傾向にあります。
- 本市で暮らす人の権利、人権が守られるよう、正しい情報の発信や意識啓発に努めるとともに、当事者の判断能力が低下した際や親亡き後を見据え、権利擁護にかかる制度・事業が必要となったときに、安心して利用できるよう支援をしていく必要があります。

(8) 暮らし続けたいくなるまちづくり（基本目標5：安心のあるまちづくり）

- 一般への調査結果では、日常生活での不安や悩みとして「公共交通機関を利用した外出に関すること」が1割強となっています。また、町内会への調査結果では、地域において特に課題となっていることとして「犬のフンの放置、分別されていない家庭ごみ、不法投棄など、ごみに関すること」の回答が2割を超えています。
- 日常生活において自動車の利用が普及されたことや人口減少、少子高齢化等の影響により、バスをはじめとする公共交通利用者の減少や交通事業者の人手不足等により路線の維持・確保が課題となっています。
- 子どもから高齢者まで、誰にとっても住みやすいまちとなるよう、不法投棄をはじめとするごみに関する問題の解決や、日常的な交通手段の確保、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進など、安心して暮らし続けたいくなるまちづくりを推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

『次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、
安心して共に暮らすことのできるまちづくり』

本市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島中央部に位置し、面積は青森県全体の約9%を占め、県内最大となっています。

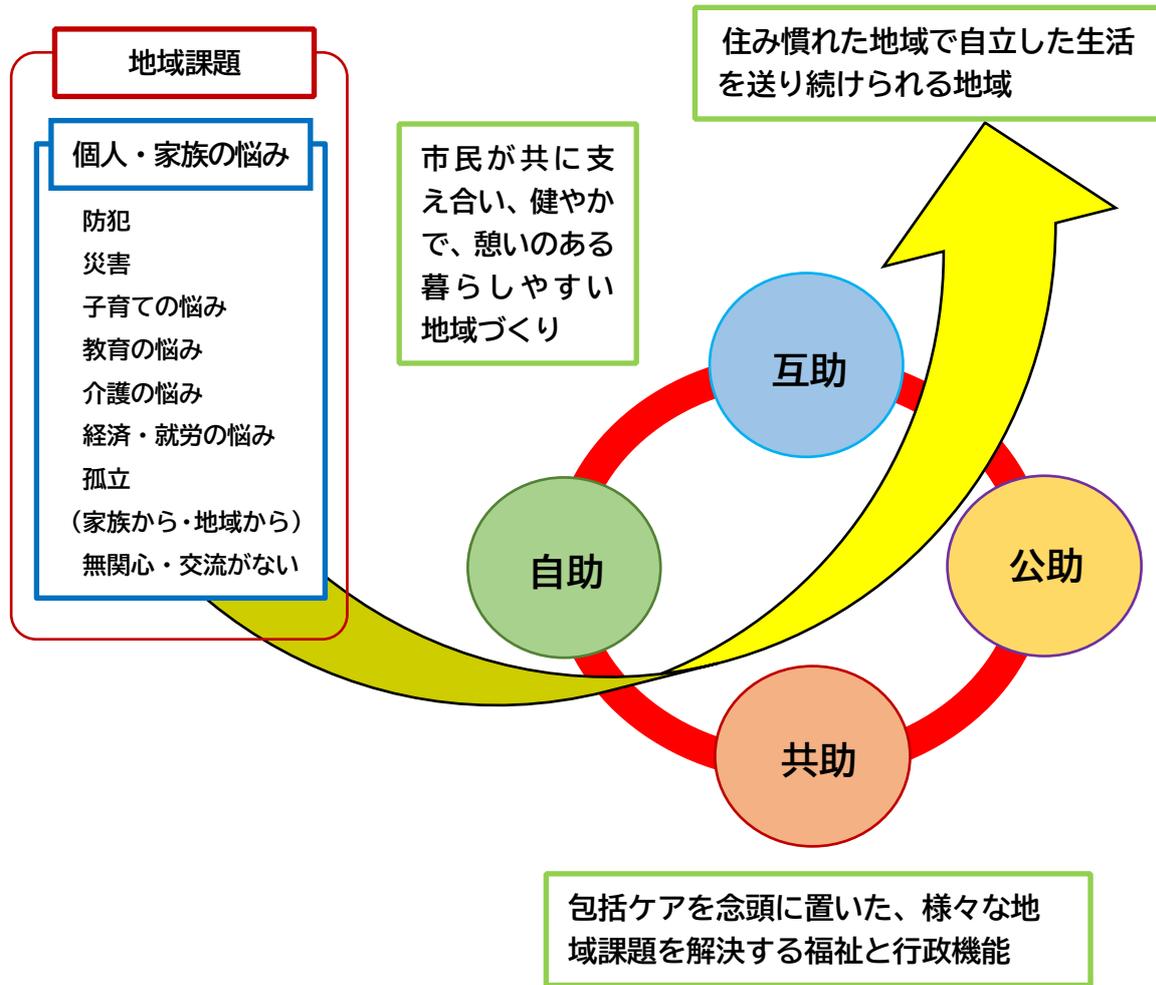
豊かな自然環境や各地域に伝承されている様々な伝統文化など、特色ある地域資源に恵まれた本市は、下北地域の中心としての役割を担い、古くからの伝統を大事に受け継ぎながら栄えてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域の人々が抱える課題は複雑化するとともに、家庭・地域のつながりの低下が顕在化しています。

今後、地域福祉を推進していくにあたり、共助・公助のみの「支える人」と「支えられる人」という住民の意識を改め、自助・互助の力を再構築し、多様な人々とともに、あらゆるニーズに対して支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、地域に代々受け継がれる人とのつながりや、助け合いの文化を福祉にも活かしながら、「地域包括ケア」を念頭に置いた取り組みを市の施策に拡大し、市民が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けられることができる、地域福祉を推進するまちづくりを目指します。

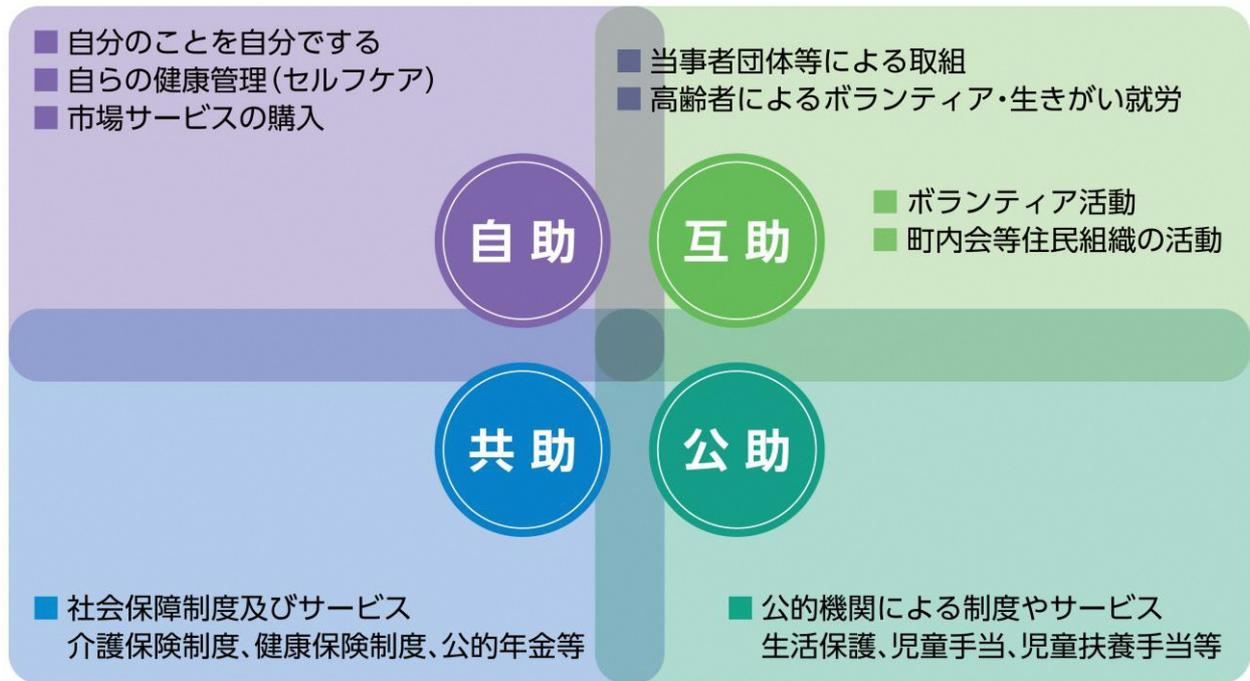
図表3-1 基本理念



◎ 自助・互助・共助・公助による地域福祉の推進について

本計画では、次のように、それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「自助」「互助」「共助」「公助」をバランス良く組み合わせていく必要があります。

図表3-2 自助・互助・共助・公助の相関図



【用語の定義】

福祉：すべての人を対象とし、誰もが「安心」で「安全」な環境で暮らすことができることをいいます。

住民：実際にむつ市に住んでいる人のことをいいます。

市民：むつ市への居住の有無を問わず、市内で活動（勤務・在学・入所）されている方など、むつ市に関わりのある人のことをいいます。

自助：市民（個人・家族など）が自らの生活の質を維持または、向上させるために行う努力と行動のことをいいます。

互助：自助ではできないことを、市民などが互いに助け合い支え合うことをいいます。

共助：社会保障制度及びサービス（介護保険制度、健康保険制度、公的年金等）のことをいいます。

公助：公的機関による制度やサービス（生活保護、児童手当、児童扶養手当等）のことをいいます。

2 基本目標

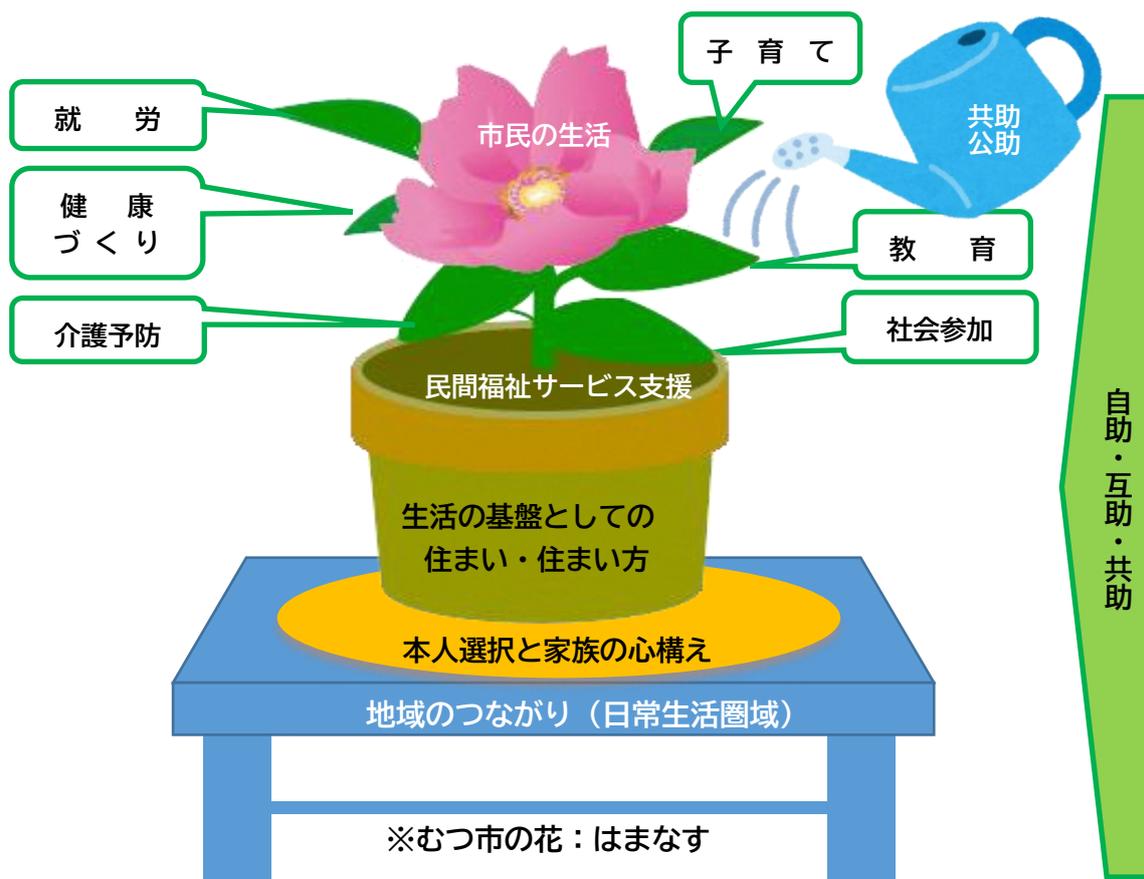
1. 本計画は、むつ市総合経営計画を基本とし、施策と分野を超えて横断的に連携し、地域づくりを推進します。
2. 地域の課題を解決するための自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉のまちづくりを推進します。
3. 地域包括ケアを念頭に置いた、様々な地域課題を解決できる地域基盤と行政体制づくりの強化に取り組みます。

図表3-3 地域福祉を推進するイメージ図



※むつ市と市民は、鳥の翼の関係として地域福祉を推進します。

図表3-4 地域包括ケアシステムのイメージ図



(出典) 地域包括ケア研修会「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書」、31頁「田中滋座長の図」を改編

○ **机**：「地域のつながり（日常生活圏域）」

地域包括ケアシステム的前提となる、日常生活圏域における「自助・互助」の役割として地域のつながりを土台としています。

○ **皿**：「本人の選択と家族の心構え」

高齢者や単身世帯が増えていく中で、今後の生活における選択を自ら行い、家族はその結果に対する理解と心構えが重要となります。

○ **鉢**：「生活の基盤としての住まいと住まい方」

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保されていることが、地域包括ケアシステム的前提となります。プライバシーと尊厳が十分に守られた環境が必要となります。

○ **土**：「民間福祉サービスによる支援」

保育及び教育など子育て負担の軽減や、心身の機能の低下及び家族関係の変化などに直面しても、尊厳がある生活が継続できる生活支援及び、防犯や防災活動を民間事業者と協働して、必要なサービスの提供を行います。

○ **葉**：「健康づくり・子育て・教育・社会参加・就労・介護予防」

市民一人ひとりが、健康づくり・子育て・教育・社会参加・就労・介護予防など「自助・互助」を有機的に連携させ、生活を充実したものにすることが必要となります。

○ **花**：「市民の生活」…「自助・互助・共助・公助」が調和した姿

○ **じょうろ**：「行政の役割」

自助と互助及び共助の個人や地域だけでは、賄えないことへの支援や法律、制度の適用を適切に行い、市民の生活が調和するよう支援を行います。

◎ 地域福祉の範囲について

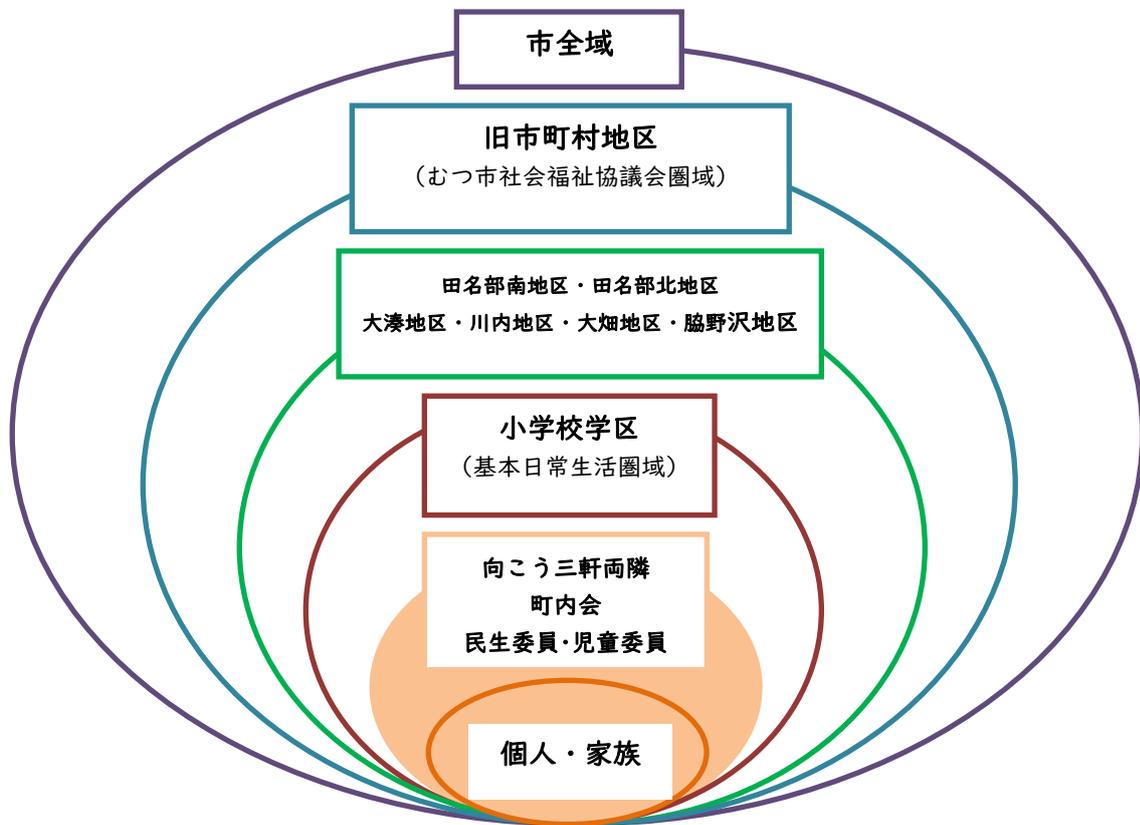
地域福祉の範囲は、地域福祉を推進するために、必要な取り組みや仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。

一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。

そのため、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、高齢者、障がいのある人など、外出支援が必要な方への支援、広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本計画では、以下のように基本的な地域の範囲を小学校学区とし、基本日常生活圏域とします。

図表3-5 生活圏域のイメージ図



〈各々の単位と役割について〉

〔個人・家族〕 親族で構成される最小の集まりで行う課題解決を自助とします。

- (例)・自分のことを自分でする。
- ・自らの健康管理（セルフケア）等
- ・親族間での手助け
- ・市場サービスの購入

〔向こう三軒両隣、町内会、民生委員・児童委員〕

- ① 向こう三軒両隣：家やアパートの隣の住人や家の向かいや裏に住む住人で、「顔を合わせるとあいさつを交わす」間柄で、簡単な支援（除雪、見守りやごみ出し）や災害や異変があったときの通報（消防や救急、民生委員・児童委員及び市役所等）を期待できる**最小互助**の単位とします。
- ② 町内会（自治会）：居住している住民が集い、公的機関のサービスでは賄えないことや、個人や向こう三軒両隣では解決が困難な課題を解決していく**小互助**の単位とします。
- ③ 民生委員・児童委員：自助や「向こう三軒両隣」が解決できない課題を、専門的な知識により、解決に導くために関係機関等へ橋渡しをします。

- （例）・住民による近隣での異変の発見と関係機関への連絡
- ・民生委員・児童委員による見守りや相談と関係機関への誘導
 - ・住みよい地域を維持していくための互助活動

〔田名部南地区・田名部北地区・大湊地区・川内地区・大畑地区・脇野沢地区〕

むつ市民生委員児童委員協議会の単位民児協の管轄区域で、**中互助**の単位とします。

- （例）・民生委員・児童委員に、個人では解決が困難なケースへの支援
- ・市民と行政機関の橋渡し役を担う

〔むつ市社会福祉協議会圏域〕

むつ市社会福祉協議会が、支所を置いている地域で、**むつ市社会福祉協議会互助**の単位とします。

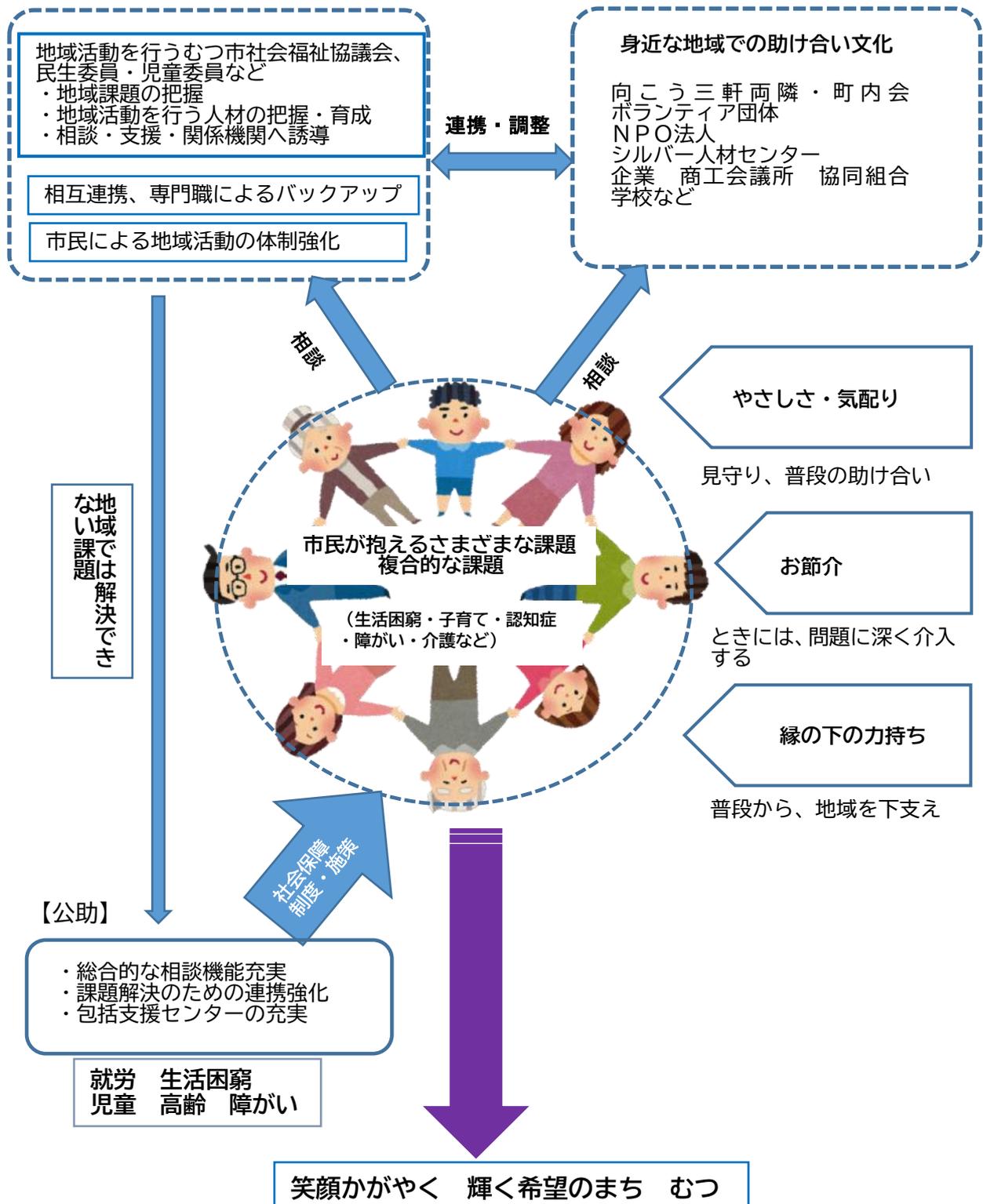
- （例）・ボランティアコーディネーター養成
- ・ボランティアやサポーター養成
 - ・災害時のボランティア募集と派遣
 - ・生活困窮者自立支援制度の協働
 - ・共同募金の推進
 - ・生活困りごと相談等
 - ・ボランティアへのニーズによる派遣

◎ 『地域共生社会』の実現に向けた支援体制について

図表3-6 『地域共生社会』の実現に向けた支援体制イメージ図

【地域の連携体制】

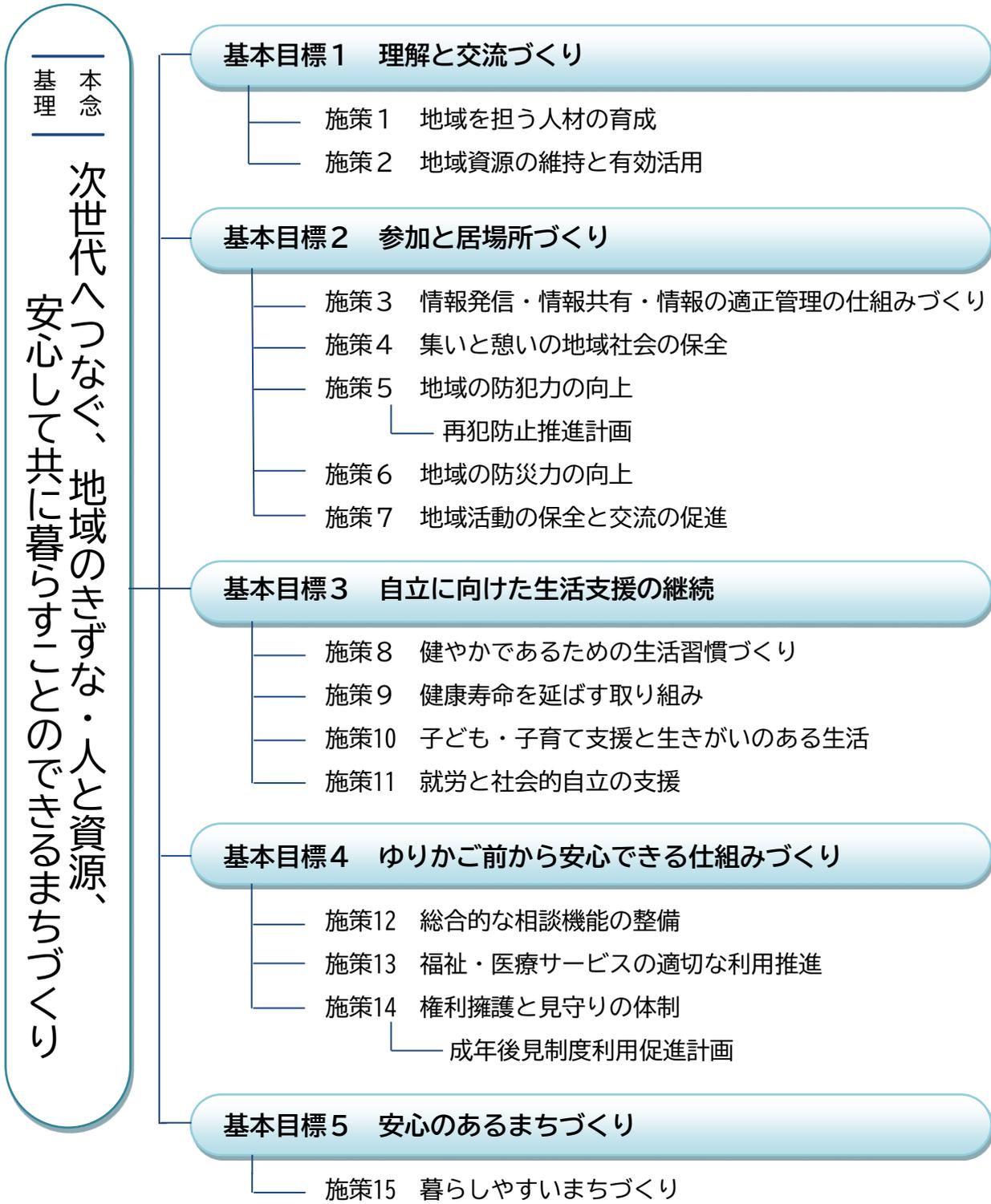
【自助・互助】



3 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表3-7 施策体系



本計画の基本理念「次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、安心して共に暮らすことのできるまちづくり」の実現に向けた基本目標を次のとおり掲げます。

また、基本目標ごとに数値目標を設定し、それぞれの基本目標の達成に向けて施策を推進します。

基本目標1：理解と交流づくり

市民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として主体的に捉え、関心を持つことが、地域福祉を推進していくための第一歩となります。

そこで、団体等の支援を受けながら、市民が活動するきっかけをつくれるよう、研修会や講座等の開催、活動を見学したり体験する機会を設け、身近なところから「我が事」と感じてもらえるよう取り組みを進めることで、福祉の担い手や人材の確保につなげます。

また、本市がこれまで築き上げてきた地域資源を次の世代につなぐとともに、資源を有効に活用し、市内外の人や地域と交流機会の創出に努めます。

■ 成果目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
地域活動に参加している割合【アンケート結果】※	49.0%	52.5%	56.0%
関連施策 施策1 地域を担う人材の育成 施策2 地域資源の維持と有効活用			

※ 「参加していない」「無回答」を除いた割合。

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
ボランティア活動に参加したことがある割合【アンケート結果】	27.8%	29.9%	32.0%
関連施策 施策1 地域を担う人材の育成 施策2 地域資源の維持と有効活用			

基本目標2：参加と居場所づくり

情報通信ネットワークの発達により、情報の拡散は早くなりましたが、通信機器を使い慣れていない人にとっては、情報を入手しづらくなるケースもあり、情報の取得者を意識した発信方法を検討していく必要があります。

また、世帯構成や生活様式等が変化する中で、若い年代を中心に近所付き合いをあまりしていない人や、地域活動へ参加するきっかけがもてない人もみられることから、より多くの住民が地域活動へ積極的に参加できるよう、促していく必要があります。

いざというときに支え合いの関係が築かれているよう、普段から地域住民同士のつながりを保ちながら、社会的孤立を防ぎ、困りごとに対して、地域で相談や支援を行い、課題解決につながるよう取り組みを進めるなど、災害はもとより、交通事故や犯罪から市民を守るための地域づくりも必要となります。

そこで、コミュニティセンターや公民館などを活用した居場所づくりや日常生活における地域の交流などを通じて、子どもや高齢者、障がいのある人などへの見守りや声かけなど、日頃のコミュニケーションを推進するとともに、地域福祉活動の現状、課題を共有し、住民自身が考え、動いていく支え合いの地域づくりを推進します。

■ 成果目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
隣近所の人との付き合いがある割合【アンケート結果】	85.2%	87.1%	89.0%
関連施策 施策4 集いと憩いの地域社会の保全 施策7 地域活動の保全と交流の促進			

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
近くの避難場所または避難所を知っている割合【アンケート結果】	78.8%	79.9%	81.0%
関連施策 施策6 地域の防災力の向上			

基本目標3：自立に向けた生活支援の継続

住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、適切な生活習慣を身につけるとともに、早期からの健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばすことが重要になります。

また、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会参加や就業機会を確保するなどの支援体制の整備を進め、市民一人ひとりが自分らしく過ごしていけるよう環境づくりを推進します。

■ 成果目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群者数の割合【特定健康診査事業】	34.3% (令和3年度)	31.3%	30.3%
関連施策 施策8 健やかであるための生活習慣づくり 施策9 健康寿命を延ばす取り組み			

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
生活困窮者を地域で支えることが必要だと思う割合【アンケート結果】	53.8%	57.4%	61.0%
関連施策 施策11 就労と社会的自立の支援			

基本目標4：ゆりかご前から安心できる仕組みづくり

複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、多様なサービスや支援の需要が高まる中、包括的・重層的な支援体制の整備が求められており、関係機関のネットワークの構築や多機関の連携強化などによる、分野を超えた相談支援体制を構築する必要があります。

また、子どもを生き育て、地域で安心して生活を送るために、地域医療の充実が求められていることから、市や関係機関をはじめとする多様な主体と連携を強化し、地域全体で切れ目のない支援体制の構築を図ります。

さらに、日常生活やサービスの利用機会において、個人の権利や尊厳が守られるよう、権利擁護の取り組みと、地域で見守る体制の整備を推進します。

■ 成果目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
悩みや不安を感じたときの相談相手がいる割合※ 【アンケート結果】	87.2%	88.3%	89.5%
関連施策			
施策12 総合的な相談機能の整備			

※ 「誰に相談したら良いかわからない」「相談しない」「無回答」を除いた割合。

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
人権や権利擁護について関心がある割合 【アンケート結果】	83.7%	86.8%	90.0%
関連施策			
施策14 権利擁護と見守りの体制			

基本目標5：安心のあるまちづくり

性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、誰もが地域で安心して自分らしく、共に暮らす地域社会を築いていくために、住まいや移動手段、生活機能の確保は、住み慣れた地域での暮らしを支える重要な取り組みです。

そのため、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を意識した暮らしやすい生活環境づくりに取り組むほか、公園の維持管理やごみの投棄に関する啓発、花とみどりのまちづくりを進め、歩きたくなるまちづくりを推進します。

また、次代を担う若い世代の定住につながるよう、定住促進施策との連携も図ります。

■ 成果目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
むつ市に住み続けたい割合【中高生アンケート】	37.0%	39.5%	42.0%
関連施策 施策15 暮らしやすいまちづくり			

第4章 施策の展開

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け

SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指す世界今日共通の目標で、平成27年9月の国連サミットにおいて、すべての加盟国が同意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12年を達成期限として、経済・社会・環境などにかかる17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市の最上位計画である「むつ市総合計画」においても、SDGsの理念を踏まえながら計画の推進を図っており、本計画においても、SDGsの17のゴールと関連付け、施策の展開を図ります。

	目標1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		目標10（不平等） 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標2（飢餓） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		目標11（持続可能な都市） 包摂的かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標3（保健） あらゆる年のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		目標12（持続可能な生産と消費） 持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標4（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する。		目標13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う。		目標14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標6（水・衛生） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		目標15（陸上資源） 陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標7（エネルギー） すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		目標16（平和） 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		目標17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	目標9（インフラ、産業化、イノベーション） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

第4章 施策の展開

基本目標 1 理解と交流づくり

施策 1 地域を担う人材の育成



少子高齢化や核家族化の進行など人口構造の変化により、福祉へのニーズはますます多様化・複雑化している中、こうした状況に対応するために支援体制の整備を続けていますが、人材の確保は大きな課題となっています。

多様化・複雑化するニーズに対応するためには、市のみならず、事業所や団体のほか、市民一人ひとりが主体となって、できることから地域福祉活動に取り組んでいくことが重要となります。

そのため、児童や生徒も含め市民の福祉への意識を高めるとともに、健康づくりや高齢者、障がい者、子ども・子育てなど幅広い福祉の担い手や人材の確保・育成を推進します。

個人や地域にできること

- 近くに困っている人がいたら、声をかけてみましょう。
- ボランティア活動に参加してみましょう。
- 各種講座等に参加し、福祉や地域活動についての理解促進に努めましょう。
- 地域の課題を解決するための方法や必要な資源について地域で考えてみましょう。

団体等にできること

- 学校において、福祉関係の講座を開催するなど、福祉に関する教育を推進しましょう。
- ワークショップ型の研修会や講座を開催し、担い手の発掘、育成を図りましょう。
- 施設の活動を見学したり体験する機会を設け、市民の皆さんとの交流を図りましょう。
- 福祉に関する取り組みや情報を積極的に発信し、福祉の意識を広げましょう。

市の取り組み

- 学校教育の場での福祉に関する教育の推進（インクルージョンシップ）
- 専門職の育成など幅広い福祉の担い手や人材の確保・育成の推進
- 地域のリーダーやボランティア人材の育成に向けて、地域福祉や地域共生社会の考え方などに触れる各種イベントの実施や、団体等が行う研修会、講座などへの開催支援
- 変化する福祉ニーズに応じて、新たなサービスを展開できるよう、職員の育成や団体等との連携を強化

主な関連事業等
健康リーダー育成事業
民生委員児童委員協議会事業
障がい者に対する理解促進事業

主な関連個別計画
むつ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）
むつ市健康増進計画

◎団体等

本計画では、同じ目的を達成するために人々が集まる、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、ボランティア団体、企業、学校等を指します。

◎インクルージョンシップ

初等教育や中等教育段階において、障がいを持った子どもとそうでない子どもが、共に学ぶ仕組み。インクルーシブ教育とも呼ばれています。

施策2 地域資源の維持と有効活用



本市には長い年月をかけて創りあげられた様々な人的・社会的資源があり、そうした地域資源が福祉をはじめとした本市の基盤となっています。

また、本市の取り組みや資源を市内外にPRし、様々なつながりを創出するなど、地域資源を有効活用していくことも重要となります。

人口減少・少子化が進行する本市において、地域資源を有効活用していくとともに、これまで築き上げてきた資源を次世代につないでいくために、地域住民のつながりを強化し、子どもから大人まで共に支え合うまちづくりを推進します。

個人や地域にできること

- 祭りや清掃活動、町内会活動などの地域の活動に参加しましょう。
- 転入者も含め、住民同士で積極的に交流を図り、地域行事に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 隣近所の人とのあいさつやコミュニケーションを意識していきましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて民生委員・児童委員等へ相談しましょう。
- 地域の問題について、主体的に考え問題解決に取り組みましょう。
- 地域の良いところや資源について、市外の人にアピールしましょう。

団体等にできること

- 地域の住民が参加できるイベントを計画してみましょう。
- 本市に関わる団体同士で交流を深めていきましょう。
- 病気や障がいを正しく理解できるよう、市民向けに情報提供をしましょう。
- ボランティアの育成及び活動の支援を推進しましょう。

市の取り組み

- 祭りやイベントによる世代間交流や多文化交流の促進
- 民生委員・児童委員活動への支援の充実
- ボランティアや市民活動団体の活動支援
- 町内会の現状と今後の方向性について、講演会やワークショップを開催
- 首都圏でのPRイベントに参加し、本市及び特産品の認知度向上の促進
- ふるさと納税やクラウドファンディングによる、祭りや市民自治の拠点整備、地域のコミュニティ活動への活用

主な関連事業等
クラウドファンディングしもきた
スマイル・トークリレー「FLAT」
ふるさと納税
社会福祉協議会事業費補助事業
民生委員児童委員協議会事業

◎地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

近年、ご当地ブーム、町おこし、地域ブランドに代表される地域活性化の試みにおいて特徴・素材となるものを地域資源として定義し、活用する考え方が広まっています。

◎スマイル・トークリレー「FLAT」

市内で活動する団体等の活動の場に市長が出向き、フラット（対等）な関係でこれからのむつ市について対話することで、市民協働によるまちづくりの推進を図っています。

◎クラウドファンディング

アイデアやプロジェクトを実行するため、インターネットを通じて広く資金を募る方法です。

◎ふるさと納税

ふるさと納税とは、生まれた故郷や思い出の街など、納税者自身が応援したい自治体を選んで「寄附」できる制度です。

基本目標 2 参加と居場所づくり

施策 3 情報発信・情報共有・情報の適正管理の仕組みづくり



市民一人ひとりが主体となって福祉活動に取り組むためには、市や町内会、団体等の活動情報を共有し、活動の輪を広げていく必要があります。

また、パソコンやスマートフォンといった情報通信機器が広く活用されるようになり、高齢者や障がい者を含め、すべての人が円滑に機器やサービスを利用できる情報アクセシビリティが求められています。

アンケート結果では、福祉に関する情報の入手先は広報紙が多いことから、広報紙の有効活用について検討するとともに、世代により入手経路も異なるため、より効果的な情報の周知方法について検討を進める必要があります。

必要な人に必要な情報が届くよう、多様な媒体を駆使しながら情報の取得者を意識した発信に努めるとともに、有事における情報の提供や共有方法について、関係者間でのルール・意識を統一し、平時から緊急時まで滞りなく情報が行き渡る体制を構築します。

個人や地域にできること

- 市や関係機関が提供する様々な保健、医療、福祉に関する情報について、広報紙やホームページ、FMアジュール、パンフレット等を確認し、自らも情報を得るように心がけましょう。
- 市の広報紙や新聞等で、様々な地域福祉活動やボランティア活動の情報を探してみましょう。
- 防災や防犯に関する情報を地域で収集し、共有しましょう。
- 行政への改善案など意見を発信し、市政への参画に努めましょう。

団体等にできること

- 活動やイベント等を通じて福祉情報を提供するとともに、団体の取り組みについて情報を発信しましょう。
- ホームページや団体の広報誌等により、情報の受け手にとってわかりやすい情報の発信に努めましょう。
- 支援を必要とする人に向けて、支援制度に関する情報提供に努めましょう。
- 支援が必要な人の情報や地域の困りごとなどを行政や各種関係機関と共有しましょう。

市の取り組み

- 市の広報紙及びホームページ、FMアジュール、各種SNS（ライン、フェイスブック、X（旧ツイッター）、YouTube）など多様な媒体の活用
- 市政への市民参画の推進
- 災害時等における情報提供及び共有のルールづくり
- 各福祉分野のガイドブックの発行
「市民便利帳」や「高齢者福祉・介護保険ガイドブック」「障がい福祉パンフレット」等
- 障がい、医療、雇用、教育との連携と庁内での情報の共有
- 「子育て応援メールむつ」や「子育てツイッター」、「子育て支援アプリ「母子モ」」を媒体として、子育てに関するタイムリーな情報の配信
- 障がい福祉に関する説明会・障がい福祉サービス説明会等の開催

主な関連事業等
広報事業（広報むつ、ホームページ等）
市民の声の活用
高齢者福祉・介護保険ガイドブック発行と配布
障がい者等についての理解促進研修・啓発事業
民生委員児童委員協議会事業
ムチュ☆らんど運営事業

主な関連個別計画
むつ市地域防災計画
むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画
むつ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）

◎ムチュ☆らんど

子どもの健やかな育成を支援する屋内遊技場施設です。体を動かして遊ぶスペースや図書コーナー、乳幼児のためのスペースなどがあります。

◎避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を意味します。

施策4 集いと憩いの地域社会の保全



子育て中の家庭や高齢者のみ世帯、介護中の家族、ひきこもり状態にある方などが地域から孤立しないよう、相談の場や集いの場を設け、地域や人とのつながりを維持できるようにする必要があります。

また、働き盛りの時期に仕事に打ち込んでいた男性などは、定年退職後になかなか地域に馴染めず孤立してしまうことも少なくありません。こうした状況を回避するため仕事から離れる前の50代頃から、地域活動を気軽に体験できる場を設けるなど、地域と接する機会の創出が求められています。

今後も地域住民がつながりを感じられる集いの場を確保するとともに、地域で見守り支え合う体制の整備に努めます。

個人や地域にできること

- 日頃からあいさつや声かけ等を行い、近所の人と交流しましょう。
- 子どもや高齢者等の支援が必要な人に日頃から気を配りましょう。
- 地域活動に参加し、仲間づくりや世代間交流に積極的に参加しましょう。
- 住民の困りごとや悩みを聞く機会をつくりましょう。
- 住民が参加しやすい活動や交流の場づくりに努めましょう。

団体等にできること

- 市民が参加しやすい活動の提案や活動場所の提供に努めましょう。
- 住民の困りごとや悩みを聞き、行政機関へつなぐネットワークを構築しましょう。
- 企業や団体は、地域活動に参加するよう促していきましょう。

市の取り組み

- コミュニティセンター・公民館・集会所等の活用
- 町内や地域でのふれあい活動の充実
- 退職前（50代）の市民の地域活動への促進
- 退職した市民の地域活動への参加
- 高齢者の地域でのふれあい活動
- 子どもの居場所づくり
- 子ども会活動への参加
- 子どもの声かけ・見守り活動

- 高齢者の見守りネットワーク（声かけ・見守り活動）
- 緊急通報システムの充実
- 高齢単身者、高齢世帯の把握と緊急時の連絡体制の整備
- 障がい者世帯の把握と緊急時の連絡体制の整備
- 認知症サポーターの養成
- ひきこもり支援に関する相談、実態把握、医療機関とのネットワークづくり等によるひきこもり支援基盤の構築

主な関連事業等
スマイル・トークリレー「FLAT」
ムチュ☆らんど運営事業
放課後児童健全育成事業
認知症サポーター等養成事業
家族介護支援事業
ひきこもり支援ステーション事業
むつ市緊急通報体制等整備事業

関連個別計画
むつ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）
むつ市新放課後子どもプラン推進計画

施策5 地域の防犯力の向上



近年、子どもを狙った声かけや盗撮、高齢者を狙った特殊詐欺、インターネットやSNSを通じたトラブルなど、年々巧妙化し身近に潜む犯罪は、私たちの生活を脅かしています。

こうした事態に対応するために、パトロールや見守り体制を構築するなど、警察とも連携しながら地域ぐるみで防犯活動に取り組む必要があります。

また、防犯への意識を高めるための啓発活動や、講座の開催などによる防犯知識の共有、消費者保護の取り組みなどの各種防犯対策を充実させ、犯罪の未然防止に努めます。

個人や地域にできること

- 犯罪の起こりにくい地域づくりに向けて、日頃から地域であいさつや声かけを積極的に行い、高齢者や子どもたちを見守る活動に協力しましょう。
- 不審な電話や訪問等、気になることがあった場合は、家族や関係機関等に相談しましょう。
- 異変を感じたときは、民生委員・児童委員や市役所、警察等へ連絡しましょう。
- 消費者トラブルにあわないよう、地域で情報収集し、共有しましょう。
- 住民から相談を受けたら、市役所、警察等へつなぐ仕組みを地域で構築しましょう。

団体等にできること

- 防犯パトロールに協力し、地域で犯罪や事故などが起こりうる場所について把握し、町内会等と情報を共有しておきましょう。
- 防犯灯等、安全安心な生活に直結する設備の必要な箇所を把握しておきましょう。
- 金融機関や企業等は、地域と連携し特殊詐欺や悪質商法に関して住民への注意喚起を行いましょう。
- 防犯カメラを設置するなど、地域の防犯活動に協力しましょう。

市の取り組み

- 青少年の健全な育成
- 防犯パトロールの推進
- 子どもの声かけ・見守り活動への支援
- 「子ども・女性110番の家・車」活動の周知
- 学校危機管理マニュアルの活用
- 特殊詐欺被害防止のための啓発と相談相手づくりの促進
- 防犯カメラの設置
- IoTやAI等新しい技術を活用した見守り体制の構築

主な関連事業等
青少年健全育成事業
通学路等見守り活動
少年指導員街頭指導事業
安全・安心見守りカメラの設置
むつ市消費生活センター運営事業（特殊詐欺等被害防止機器設置助成金）

◎IoT (Internet of Things)

様々なものがインターネットに接続され相互に制御する仕組み。例えば、テレビやエアコンをインターネットを通じて遠隔操作することなどです。

◎AI (Artificial Intelligence)

人間が知能を使って行うことを、コンピューターを用いて機械に行わせること。将棋やチェスのコンピューターソフトもAIの一種です。

再犯防止推進計画

1 策定の趣旨

我が国では、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇傾向となっており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

犯罪をした者や非行少年の中には、不安定な仕事や住居、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがないなど、地域社会において生活する上で様々な課題や生きづらさを抱えている人が多く存在します。

こうした犯罪をした者などが再び地域で安定した生活を送るためには、公的機関だけではなく、保護司会などの民間ボランティア団体とも連携しながら就労への支援、出所後直ちに福祉サービスを受けられるような支援体制の整備や情報提供なども必要となります。併せて、罪を償って立ち直ろうとする人たちへの地域住民の理解や協力があることも重要となります。

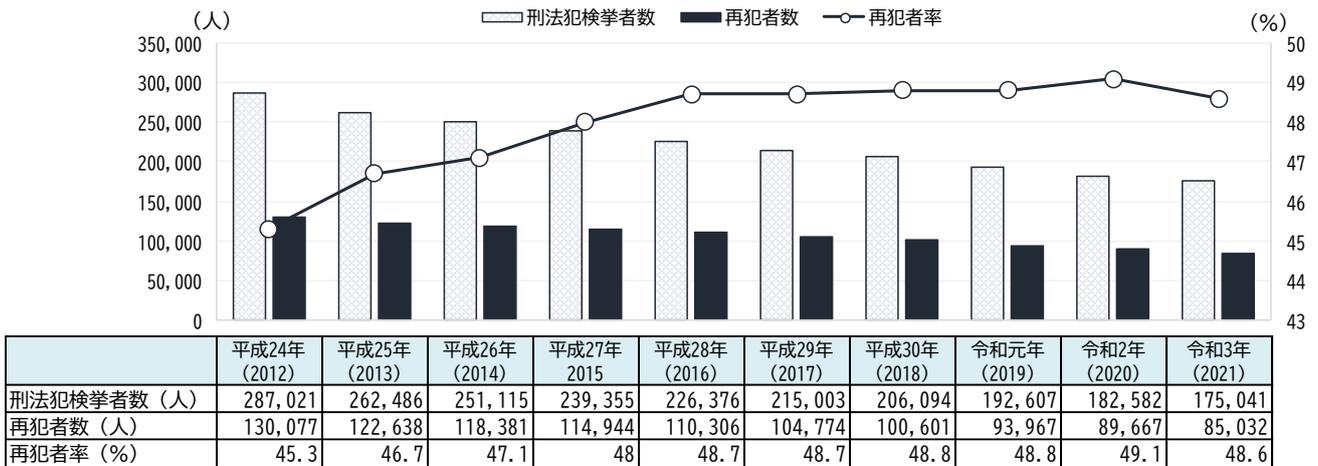
このような状況を踏まえ、本市においても、再犯防止推進法の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、犯罪をした者が再び地域の一員として生活していくため、就労、住居、保健医療、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図るとともに、更生保護関係機関の支援者・団体や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係機関と連携し、再犯防止を推進することで、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 現状

(1) 全国的な傾向

全国において刑法犯検挙者の数は年々減少しており、そのうち再犯者数についても減少傾向となっていますが、刑法犯検挙者の数の減少に対し、再犯者数の減少が少ないため、全体に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向となっています。令和3年の再犯者数は85,032人、再犯者率は48.6%となっています。

図表4-1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
(平成24年～令和3年)



資料：法務省 令和4年版 再犯防止推進白書

(2) むつ警察署管内における犯罪認知件数

むつ警察署管内における犯罪認知件数は、平成30年から令和元年にかけて、大幅に減少し、130件台になりました。その後も令和3年に減少し、100件を切りましたが、令和4年に再び100件を上回り、令和4年の犯罪認知件数は120件となっています。

図表4-2 犯罪認知件数（むつ警察署管内）
(平成30年～令和4年)

(単位：件)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
犯罪認知件数	188	131	136	97	120

(3) むつ下北地区保護司会の活動状況

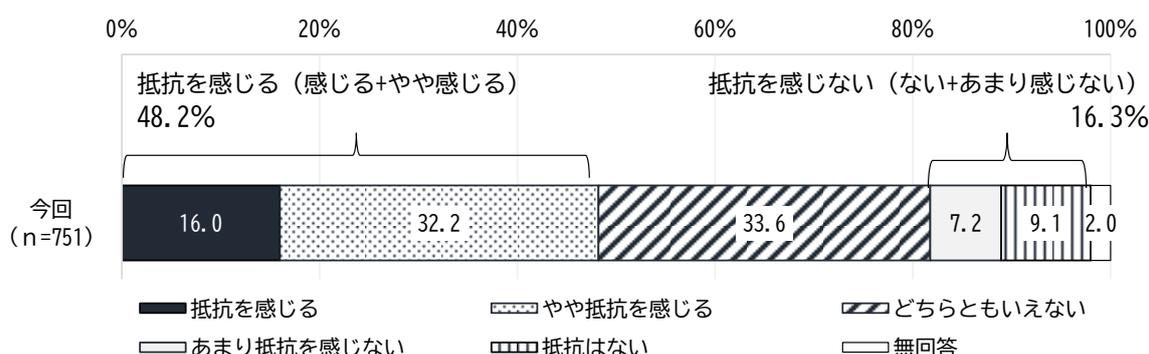
むつ下北地区更生保護サポートセンターにおいて、保護観察対象者の生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援にあたっているほか、矯正施設等から社会復帰した人が円滑に社会生活を営むことができるよう、帰住先の環境の調整や相談活動を行っています。

また、「社会を明るくする運動」を実施し、むつ下北地区の5市町村と連携し啓発活動も行っています。

(4) 市民アンケート結果

市民アンケートの結果では、犯罪をした人がむつ市に住むことや就職することに抵抗を感じている割合が48.2%と半数近くとなっており、再犯防止に関する現状や本市の取り組みについて、理解を得られるよう広報や啓発活動を行う必要があります。

図表4-3 犯罪をした人がむつ市に住むことや就職することに抵抗を感じるか（一般市民）



3 計画推進における基本的な考え方

国や県の取り組みを踏まえ、国・県からの情報の活用や実施する施策への協力を仰ぐなど、連携を深めるとともに、地域の団体等との協働による包括的な支援を基本として、再犯防止に向けた取り組みを推進します。

■ 数値目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
犯罪をした人の立ち直りに協力したい(してもよい)の割合【アンケート結果】	43.3%	46.6%	50.0%

個人や地域にできること

- 再犯防止のための取り組みや活動に関心を持ちましょう。
- 社会復帰を目指す人が様々な「生きづらさ」を抱えていることへの理解を深めましょう。

団体等にできること

- 身近で困っている人がいたら相談に乗り、適切な相談機関につなぎましょう。
- 行政と連携を取りながら、再犯防止のための支援を検討しましょう。

市の取り組み

- 市民や地域の団体等に対して、犯罪をした者たちの立ち直りを支えることへの理解促進、啓発活動
- 更生保護支援団体との連携
- 社会を明るくする運動の支援及び周知

施策6 地域の防災力の向上



自然災害はいつ発生するかわからず、日頃からの準備、対策を重ねることが重要となります。そこで、各地域における自主防災組織の育成や防災訓練の実施、避難場所の周知や避難行動要支援者名簿への登録・情報整理などを進めるとともに、地域の防災リーダーとして大きな役割を担う防災士の拡充と有資格者へのスキルアップ体制を構築し、災害発生時に多くの人の命が守られるよう、地域の防災力・減災力の向上を図ります。

併せて、日頃からの近所付き合いをとおして、顔の見える関係づくりを促進し、有事の際に住民同士が協力して災害対応ができる地域づくりを推進します。

個人や地域にできること

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ちましょう。
- 災害時や緊急時に備え、必要なものを準備しておきましょう。
- 災害などの非常時のために、家族や支援者との連絡先を確認・確保しておきましょう。
- 必要に応じて避難行動要支援者へ登録をしましょう。
- 防災活動や避難訓練等に積極的に参加しましょう。
- 災害などで避難する際は、隣近所に声を掛け合って避難するようにしましょう。
- 定期的に避難訓練を実施しましょう。
- 避難行動要支援者は、地域の複数の担い手で支援しましょう。
- 災害時に町内等で速やかに対応できるよう、自主防災組織を組織しましょう。

団体等にできること

- 町内のひとり暮らし高齢者等、災害時に支援が必要な人を把握しておきましょう。
- 町内会や自主防災組織等と連携した避難訓練等を実施しましょう。
- 実際に災害が起きたときのために、避難所等の運営への協力や備蓄等について検討しましょう。
- 災害などの非常時のため、避難所や避難経路などを記載した地図や避難計画を作成しましょう。
- 福祉避難所としての協力、支援をしましょう。

市の取り組み

- 自主防災組織等の推進

- 常備消防と消防団の合同訓練
- 災害時の緊急支援
- むつ市避難行動要支援者支援制度の活用
- ヘルプマーク・ヘルプカードへの理解と利用の促進
- むつ市ボランティア・市民活動センターとの連携
- 災害時発生におけるごみ処理対策

主な関連事業等
消防団と連携した地域防災力向上推進事業
自主防災組織の推進
むつ市避難行動要支援者支援制度
災害廃棄物処理対策
防災土育成事業

主な関連個別計画
むつ市国土強靱化地域計画
むつ市地域防災計画
むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画
むつ市災害廃棄物処理計画

◎自主防災組織

災害対策基本法第2条2において規定されている、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織で、日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、被害を最小限に食い止めるための活動等を行います。

◎消防団

消防組織法に基づき、各市町村に設置され、消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う非常備の消防組織です。

消防団員は別の職業などに従事しつつ、火災や大規模災害の発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけて消火活動や救助活動を行います。

◎福祉避難所

災害時において、避難所で何らかの特別の配慮を必要とする人や、その家族を受け入れるため、市と協定を締結した施設です。

◎避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を意味します。

施策7 地域活動の保全と交流の促進



福祉活動を展開する上で、地域コミュニティはその基盤となります。地域には子どもや高齢者、障がいのある人、ない人、ひとり暮らしから大家族まで様々な人が暮らしており、人々の交流があることで、つながりや絆が生まれ、支え合いの関係に発展します。

そのため、地域のつながりを構築・強化するため、地域交流の基盤となる町内会への加入を特に若者世代や転入者に向けて促進するとともに、コミュニティ活動への支援を行い、地域活動の活性化を図ります。

個人や地域にできること

- 引っ越し予定の有無にかかわらず、地域の一員として、町内会へ加入しましょう。
- 町内会の活動を理解し、活動へ参加してみましょう。
- 住民同士で助け合いながら解決できるような仕組みを考えていきましょう。
- 地域で起こる問題を「我が事」として捉えましょう。

団体等にできること

- 住民の関係づくりのきっかけとなる場の情報を地域に発信していきましょう。
- 活動を通じて、困りごとを抱えている市民や支援の必要な家庭などの把握に努めましょう。
- 施設や企業も地域の担い手として、活動に参加し、交流を深めていきましょう。

市の取り組み

- 町内会加入の促進
- 地域課題の解決の促進
- コミュニティ活動の支援

主な関連事業等
地域コミュニティ保全事業
コミュニティ助成事業

基本目標 3 自立に向けた生活支援の継続

施策 8 健やかであるための生活習慣づくり



本市では一人ひとりの健康を保つため、食や栄養に関する普及啓発、各種健（検）診・健康相談の実施など、日頃からの健康習慣づくりを推進しています。

また、学校や職場でのいじめ、経済的な問題、子育てや介護疲れなど様々な要因により、社会から孤立し、孤独を感じてしまい、心身に不調をきたしたり、自ら命を絶ってしまうケースもあり、身体のみならず心の健康を保つことも重要となります。

世界保健機関（WHO）では、健康は肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも満たされた状態にあることと定義されており、本市においても身体と心の健康を保つ生活習慣を推進するとともに、社会的な孤立・孤独を感じないよう、地域や人とのつながりをつくる支援を行い、住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けることのできる取り組みを展開します。

個人や地域にできること

- 「自分の健康は自分で守る」意識を持ちましょう。
- 適切な食生活や適度な運動を心がけ、健康づくりに取り組みましょう。
- 健康教室などに隣近所の人を誘い、地域全体で健康寿命の延伸に取り組みましょう。
- 自らの健康状態の確認と、疾患の早期発見・早期治療のため、健（検）診を受け、受診後のケアと治療を心がけましょう。
- 趣味や楽しみを持ち、自分にあったストレス解消法を見つけましょう。
- ひとりで悩みを抱え込まず、心身の不調に気づいたら、早めに医療機関を受診しましょう。
- 身近な人の「様子がいつもと違う」と気づいたら、声をかけてみましょう。

団体等にできること

- 健康相談や健康教室等の相談窓口の情報を積極的に発信しましょう。
- 関係機関とのネットワークを構築しましょう。
- 多職種による総合相談会を開催しましょう。

市の取り組み

- アプリを活用した健康づくり
- 食を通じた健康づくりの推進
- 健康教室・健康相談等の健康増進事業の実施
- 各種健診・がん検診など各種健(検)診の推奨
- 積極的に健康づくりに取り組んでいる事業所の認定
- 自殺予防対策の推進
- 市民、市職員へのゲートキーパー養成講座

主な関連事業等
健幸アップ事業
健康増進事業
予防接種事業
食・栄養に関する事業
すこやかサポート事業所認定事業
こころの健康づくり事業
歯科保健事業
がん検診事業

主な関連個別計画
むつ市健康増進計画
むつ市自殺対策計画

◎ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人の話を聞く等、適切な対応を図ることを目的とした研修を受け、支援を行う人のことです。

施策 9 健康寿命を延ばす取り組み



高齢者となっても健康を維持しながら、いつまでも健やかに暮らしていけるよう、高齢期になる前から健康づくりに対する意識を醸成しつつ、継続的にフレイル予防や健康づくりに取り組む必要があります。

そのため、早期から健康づくりを意識できるよう啓発活動を行うとともに、地域住民が主体的に取り組む通いの場の活動を支援し、地域における主体的な健康づくりを促進することで健康寿命の延伸を図ります。

個人や地域にできること

- 定期的に健（検）診を受け、自身の健康状態を把握しましょう。
- 若年期から健康づくりに取り組みましょう。
- 各種健康教室や介護予防活動等に積極的に参加しましょう。
- 地域での健康づくり活動や介護予防教室を開催し、参加を呼びかけましょう。

団体等にできること

- 高齢者に対して、体操や機能訓練を楽しく続けてもらえるよう支援をしましょう。
- 地域の集まりに参加し、レクリエーションや体操などを普及しながら、住民の健康意識の向上を図りましょう。
- 老人クラブへの積極的な参加を促し、イベントを支援していきましょう。

市の取り組み

- 介護保険法の予防給付及び地域支援事業の充実
- 地域の自主的な活動の運営支援

主な関連事業等
特定健康診査事業（高齢者の医療の確保に関する法律）
介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法・地域支援事業実施要綱）

主な関連個別計画

むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

◎フレイル

健康と要介護・寝たきりの間を指し、「加齢によって心身が老い衰え、社会とのつながりが減少した状態」のことです。適切な治療や予防に取り組むことで要介護状態に進行せずすむ可能性があります。

施策10 子ども・子育て支援と生きがいのある生活



本市の未来を担う子どもたちは宝であり、子どもの健やかな成長への支援は重要となります。併せて、共働き世帯の増加などにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する取り組みが求められています。

また、趣味や生きがいがある方は、健康状態や幸福感が高くなりやすく、誰もが生きがいをもって日常生活を送ることができるよう、人と人とのつながりの創出や性別にかかわらず社会で活躍できる環境づくりを推進する必要があります。

個人や地域にできること

- 子育てをしている家族に対し、地域の人が気軽に声を掛け合い、親子を大切に見守りましょう。
- 同じ年代の子どもを持つ親同士の交流の場の提供をしましょう。
- 自分の知識や経験を地域づくりや活動、課題の解決に活かしていきましょう。

団体等にできること

- 保護者同士の情報交換を促進し、育児不安の解消につなげられるように協力しましょう。
- 男女共同参画の推進を図りましょう。
- 妊娠、出産、子育て期を安心して過ごせるよう、関係機関と連携を取りながら切れ目なくサポートしましょう。
- 町内会や地域と連携し情報収集に努め、その方が必要とする情報やサービスを提供していきましょう。

市の取り組み

- 保育園・認定こども園等への給付
- 子ども・子育て支援
- ひとり親家庭への支援
- コミュニティビジネスへの支援
- 地域内でサポートをするシステムづくり
- 男女共同参画への支援

主な関連事業等
就学前教育・保育施設整備費補助金事業
子ども・子育て支援に関する事業
ひとり親家庭等支援事業（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費給付事業）
母子保健事業
男女共同参画への支援事業

主な関連個別計画
子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
むつ市男女共同参画推進基本計画

◎コミュニティビジネス

地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することにより、雇用を創出し、人の生きがいや居場所などをつくり出し、地域のコミュニティの活性化に寄与することを主な目的とする事業活動です。

経営主体はNPO法人、会社組織、組合組織、個人（個人事業主）など、様々な形態があります。

◎認定こども園

幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、地域の実状等にに応じて選択ができるよう4つの種類に分けられています。

施策11 就労と社会的自立の支援



地域で暮らす人々が自立した生活を送るためには、性別や障がいの有無にかかわらず働けるよう、個人の適性に応じた就労環境を整備し、生活を維持していくことへの支援が必要です。

介護や子育て、重い疾病等を理由に離職した方や心身に障がいをもつ方に対し、関係者間で連携して就労への支援を行い、就業機会の確保に努めるとともに、生活の維持が困難な方などに対しては、関係機関と連携を図りながら課題の解決に向けた支援を行い、地域で自立した生活を送ることができるよう、後押しします。

個人や地域にできること

- 働くことを通じて地域や社会へ貢献しているという意識を持ちましょう。
- 就労意欲を持ち、自立できるよう努めましょう。
- 地域に困っている人がいたら、行政や専門機関に支援をつなぎましょう。

団体等にできること

- 業種を越えて、就職活動を支援していく体制を構築しましょう。
- 事業者は法律を遵守して、高齢者や障がい者等の就労を支援しましょう。

市の取り組み

- 官民での障がい者就労支援と就労移行支援、就労継続支援の充実
- ミッシングワーカーになっている方やひきこもりの方等への支援
- 社会福祉法人・NPO法人との協働
- 更生保護支援団体との連携
- 生活困窮者自立支援制度の充実

主な関連事業等
生活困窮者自立相談支援事業
生活保護制度
ひきこもり支援ステーション事業
自立支援給付に係る障がい福祉サービス・自立支援医療及び補装具費支給制度
地域生活支援事業

◎ミッシングワーカー

アメリカの労働経済学者が提唱した言葉で、本計画では、親の介護や病気などを理由に離職し、その後の再就職が難しく、仕事をすることを諦めてしまう働き盛りの40、50代の中高年の方を現します。

基本目標4 ゆりかご前から安心できる仕組みづくり

施策12 総合的な相談機能の整備



老老介護やダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、障がい者の親亡き後など市民が抱える不安や悩みは複合的になってきており、妊産婦、子ども・子育て家庭、高齢者、障がい者等、様々な人や世帯に対し、包括的・重層的な支援体制の整備が求められています。

こうした課題に対応するため、関係機関のネットワークの構築や多機関の連携強化、人と人、人と地域のつながりの強化など、様々な支援を組み合わせ、分野を超えた相談支援体制の構築・充実・周知を図ります。

個人や地域にできること

- 福祉サービスを利用する際は、困りごとや自分が必要とすることをはっきり伝えましょう。
- 問題を家族や個人で抱え込まず、近所の人や、民生委員・児童委員、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に積極的に相談しましょう。
- 困りごとが生じた場合にどこへ相談すればよいか、最寄りの相談窓口を把握しておきましょう。
- 地域で情報共有や意見交換を行える場を作りましょう。

団体等にできること

- 民生委員・児童委員等と連携し、地域の身近な相談窓口として充実を図りましょう。
- 相談内容を適切なサービスや支援へつなぐことができるよう、相談窓口間の連携を図りましょう。
- 高齢者や障がい者に、介護支援専門員や相談支援専門員が相談支援することを周知しましょう。
- 行政と協働して包括的相談支援体制の充実、重層的支援体制の検討に向けて、協議しましょう。

市の取り組み

- 全庁的な連携体制を構築するとともに、地域との連携を強化した包括的・重層的な相談支援体制づくり
- 総合的相談支援窓口で受けた相談を、相談内容別に専門部署へスムーズにつないでいくための統一的な個人情報の取り扱いについての仕組みづくり
- 妊娠・出産・子育てに係る総合相談窓口「～Smile Kids Office～にっこりっこ」における包括的支援の推進

主な関連事業等
育児相談に関する事業
家庭児童相談事業
総合相談支援事業
認知症地域支援・ケア向上事業
ひきこもり支援ステーション事業
民生委員児童委員協議会事業

主な関連個別計画
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）
むつ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策13 福祉・医療サービスの適切な利用推進



地域で安心して生活を送るためには、医療と福祉の連携による在宅医療など地域医療の充実が求められており、市や関係機関をはじめとする多様な主体と連携を強化し、地域全体で切れ目のない支援体制の構築を図ります。

また、福祉サービスや医療機関を利用の際には、自身の状態に合わせて適切に選択できるよう、サービスや支援についての啓発を図ります。

個人や地域にできること

- 制度や福祉サービスについての正しい理解を深め、自身に合ったサービスや支援の利用を心がけましょう。
- サービスを利用する際に、わからないことや疑問が生じたときは、サービス提供事業所へ意向を伝え、自身に合ったサービスを選択しましょう。
- 在宅医療について理解を深めましょう。
- かかりつけ医をもちましょう。

団体等にできること

- 利用者がサービスを選択するために必要な情報を発信、提供していきましょう。
- 市内の福祉・医療サービスについて周知を図り、新たな支援につなげていきましょう。
- 利用者ニーズや満足度を把握するための調査などを行い、サービスの向上に取り組みましょう。
- サービス向上のために、研修会等へ参加しましょう。
- 行政や各種相談機関、医療・福祉サービス事業所などと連携を強化しましょう。

市の取り組み

- かかりつけ医の促進
- 地域医療の充実
- 献血事業
- 子育て家庭への支援
- ハイリスク妊産婦の支援
- 「むつ市在宅医療介護連携支援センター」による医療と介護の連携
- 在宅医療介護連携推進協議会による、情報共有や連携体制の構築
- 障がい者への支援
- 不妊治療費の助成

主な関連事業等
ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付事業
不妊治療費助成事業
乳幼児発達支援事業
子ども医療費給付事業
ひとり親家庭等医療費給付事業
献血推進事業
障がい者等への支援に関する事業
在宅医療・介護連携推進事業

主な関連個別計画
むつ市健康増進計画
子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
むつ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策14 権利擁護と見守りの体制



地域には様々な人が生活をしており、一人ひとりの権利や人権が守られることは、安心した地域生活につながります。こうした中、児童や高齢者、障がい者への虐待や配偶者へのDVなどが社会問題となっており、早急な対応を迫られています。虐待やDVは潜在化しやすいことから、日頃から地域全体で見守る体制を充実させ、早期発見、早期対応につなげる必要があります。

また、高齢化に伴う認知症高齢者の増加などにより、権利や尊厳を守る取り組みも重要度が増しており、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度や事業を必要とする人が、必要ときに利用できるよう周知を図るとともに、支援体制の整備を進めます。

個人や地域にできること

- お互いの存在を認め合い、尊重しましょう。
- 高齢者や障がい者への理解を深めましょう。
- 異変を感じた場合は、関係機関へ連絡、相談をしましょう。
- 認知症について正しい理解と知識を深めましょう。
- 成年後見制度等の権利擁護制度について関心を持ちましょう。

団体等にできること

- 権利擁護について利用者へ周知を図り、利用者が不利益を生じないよう配慮しましょう。
- 成年後見制度や市民後見人について認識を深めるための研修等に参加してみましょう。
- 行政と連携しながら、高齢者や障がい者に対する権利侵害の防止、虐待などの早期発見に努め、住民の見守り、支え合いのネットワーク強化に取り組みましょう。

市の取り組み

- 権利擁護関連相談支援の普及啓発・情報提供
- DV被害者相談支援体制の充実
- 高齢者、障がい者虐待の防止と保護活動
- 児童虐待の防止と相談支援体制の充実
- 権利擁護関連機関との連携

主な関連事業等
児童虐待防止事業
婦人相談事業
高齢者の虐待防止事業
むつ市障がい者虐待防止対策事業
成年後見制度利用促進事業

主な関連個別計画
子ども・子育て支援事業計画（すくすくサポートプランむつ）
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
むつ市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

◎日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会を窓口として利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

◎DV（ドメスティックバイオレンス）

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力といった意味で使用されています。

成年後見制度利用促進計画

1 策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分であるために、契約などの法律行為の意志決定が困難な方について、家庭裁判所の申し立て手続きによって、成年後見人等を選任して、その方に代わって意思表示を行い、生命・身体・財産等の権利を擁護するための制度です。

平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、各自治体に成年後見制度利用促進のための体制整備が求められています。この法律が施行された背景には、制度の必要な人が利用しにくい、福祉的視点（身上監護、意思決定支援）に乏しい、本人や家族、後見人の支援体制の未整備等があります。

平成29年に閣議決定された国が定める成年後見制度利用促進基本計画では、必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域支援体制の構築を目指し、各自治体に中核機関等の整備、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの構築（協議会等の設置）が求められています。

また、令和4年には国が定める第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標として市町村計画を定めるよう努めることが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、成年後見利用促進法の趣旨及び第14条第1項の規定を鑑み、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、関係機関による連携体制の構築など、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化を図るため、「むつ市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2 現状

成年後見制度の利用にあたっては、判断能力の程度に応じて分けられており、判断能力が不十分な方を対象とした「補助」、判断能力が著しく不十分な方を対象とした「保佐」、判断能力がまったくない方を対象とした「後見」の3つのタイプがあります。

平成30年から令和4年にかけての利用件数の平均は「後見」が9件、「保佐」が4件、「補助」が1件となっており、「後見」の利用が最も多くなっています。

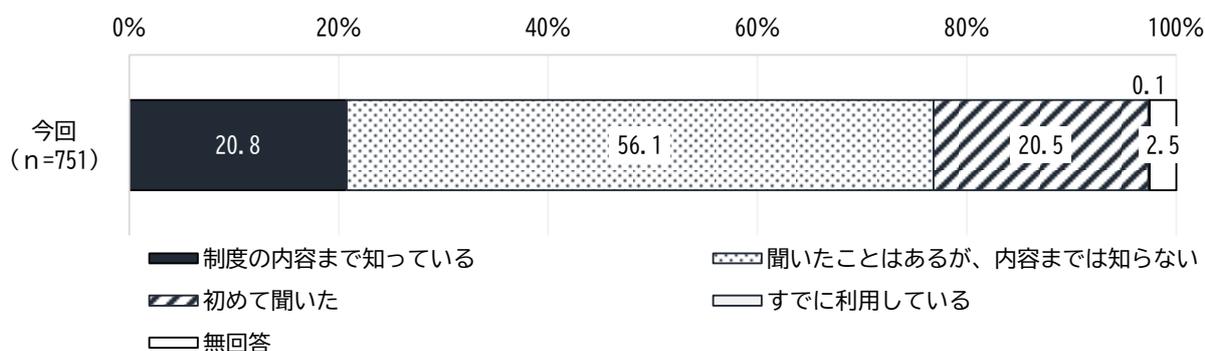
図表4-4 成年後見制度の利用件数
(平成30年～令和4年) (単位：件)

区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
後見	14	4	9	8	10
保佐	1	4	7	3	4
補助	0	1	1	2	0

市民アンケートの結果では、成年後見制度の内容まで知っている方と初めて聞いた方が、どちらも2割程度となっており、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」は56.1%で半数を超えています。

制度を必要とする人が、利用までたどり着くことができるよう、成年後見制度の内容までを含めた周知に努める必要があります。

図表4-5 成年後見制度の認知度（一般市民）



3 計画推進における基本的な考え方

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が必要とするときに成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、権利を尊重・擁護し、地域で安心して生活できる社会を実現するため、「中核機関等の整備」、「地域連携ネットワークの構築（協議会等の設置）」を基本に取り組みを推進します。

■ 数値目標

項目	現状値	目標値	
	令和5年度 (2023)	令和8年度 (2026)	令和10年度 (2028)
成年後見制度について聞いたことがある人の割合 【アンケート結果】	56.1%	65.0%	70.0%

4 取り組みの方向性

(1) 中核機関等の整備

成年後見制度の利用の促進を図ることを目的に、令和4年度から中核機関としてむつ市成年後見センターを設置しています。むつ市成年後見センターは、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会へ委託し、広報、相談窓口、支援方針の検討、成年後見制度の利用促進、後見人等への支援を行うため、以下の業務を行っています。

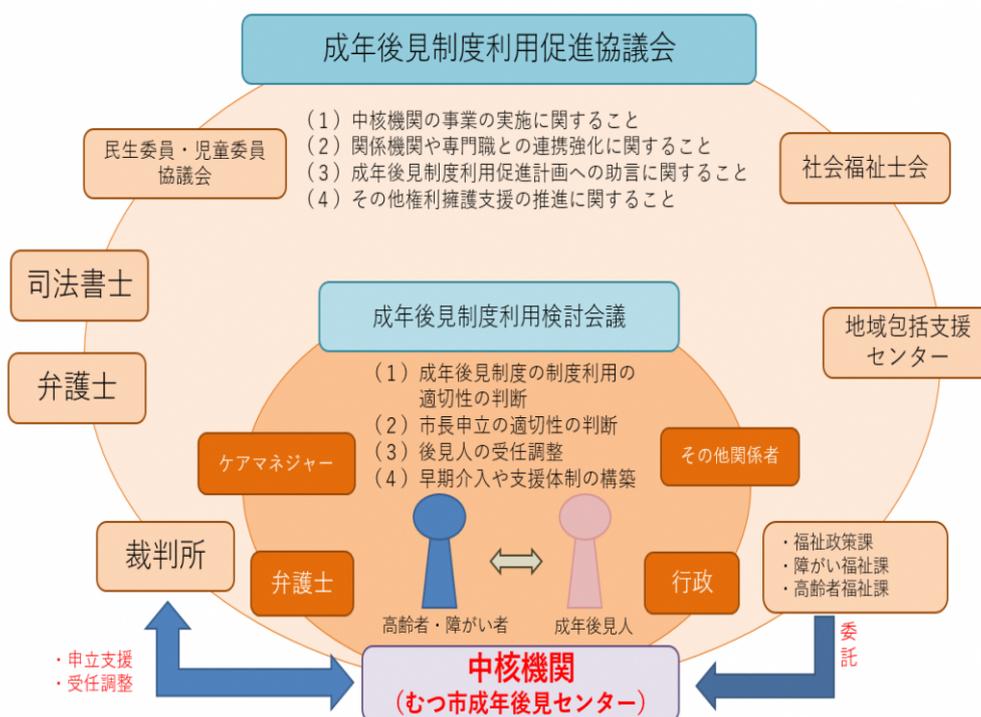
- ① 成年後見制度利用検討会議の開催
 - 成年後見制度の制度利用の適切性の判断
 - 市長申立の適切性の判断
 - 後見人の受任調整
 - 早期介入や支援体制の構築
- ② 広報啓発業務
 - 地域住民の方への制度理解を深めるための講演会、地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係機関等への研修会等の開催をします。
 - 成年後見センターの役割や成年後見制度を知っていただくためのパンフレットやチラシの作成
- ③ 相談支援業務
- ④ 成年後見制度の利用促進業務
 - 申立支援
 - 市長申立の支援
 - 市民後見人の支援等

(2) 地域連携ネットワークの構築（むつ市成年後見制度利用促進協議会の設置）

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの意思が尊重され、権利が擁護される地域づくりを目指し、『むつ市成年後見制度利用促進協議会』を令和4年度に設置しました。

成年後見制度の利用を促進することを目的に、「中核機関の事業の実施に関すること」、「関係機関や専門職との連携強化に関すること」、「成年後見制度利用促進計画への助言に関すること」、「その他権利擁護支援体制の推進に関すること」について協議しています。

図表4-6 むつ市の地域連携ネットワークのイメージ



個人や地域にできること

- 成年後見制度等についての知識を深めましょう。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人がいたら、成年後見センター等に相談しましょう。

団体等にできること

- 制度の周知を行い、必要な人にサービスが届くよう行政と連携を取りましょう。

市の取り組み

- 制度の周知
- 関係機関や専門職との連携強化

基本目標 5 安心のあるまちづくり

施策15 暮らしやすいまちづくり



市民全員が地域に関心をもち、地域活動に参加していくためには、暮らしやすく参加しやすい手段や場所があることが重要となります。

居住に困難を抱える人への住まいの確保を図るとともに、道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努め、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

また、健康で文化的な都市環境を形成する上で必要となる公園の維持管理やごみの投棄に関する啓発や監視を行い、歩きたくなるまちづくりを推進するとともに、外出の妨げとなる交通や移動手段についての支援も行い、まちの賑わいを創出します。

個人や地域にできること

- 行政や地域が開催するユニバーサルデザインに関する学習機会に参加してみましょう。
- ルールを守ったごみの廃棄を心がけましょう。
- 身近なところで通行障害がある場合は関係機関に相談しましょう。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪をしないようにしましょう。

団体等にできること

- 道路の清掃や除雪など、通行障害の解消を図りましょう。
- 空き家を活用した地域拠点の形成など、地域での有効活用について考えていきましょう。

市の取り組み

- バリアフリー・ユニバーサルデザイン化のまちづくり
- 住環境の整備
- 高齢者、障がい者の心身の状況に即した適切な住環境改善へのアドバイス
- 移動の自由の確保
- 地域環境の安全性や清潔の確保
- 空き家対策
- ごみの不法投棄対策
- 公園整備
- 歩きたくなるまちづくりの推進
- 花とみどりのまちづくりの推進

主な関連事業等
公営住宅整備事業
空き家・空き地対策事業
公園事業
都市再生整備計画関連事業
立地適正化計画の推進
花とみどりのまちづくりの推進
歩行空間整備事業
むつ市地域間幹線系統等確保維持費補助金
廃止路線代替バス運行対策事業・デマンド型乗合タクシー運行事業
下北圏域定住自立圏推進事業
むつ市高齢者無料乗車証事業
ごみの不法投棄対策

主な関連個別計画
都市計画マスタープラン
立地適正化計画
みどりの基本計画
下北圏域定住自立圏共生ビジョン
下北地域公共交通網形成計画
青森県生活交通確保維持改善計画
むつ市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

◎デマンド型乗合タクシー

通常の公共交通のバスや電車のように、毎日定時に運行するのではなく、予約があったときだけバスのように乗合で運行するタクシーです。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「市民」、「地域」、「関係機関」、「市」、「社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

また、基本理念である「次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、安心して共に暮らすことのできるまちづくり」の実現を目指して、各地区で行われている様々な福祉活動に対して、本計画と「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

(1) 本計画の推進体制

本市の保健福祉施策全体と整合性のとれた施策の推進を図るとともに、庁内で連携を図りながら、地域福祉の推進に向けた取り組みについての進捗を点検し、計画の進行管理を行い、事業化や次期計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

また、審議会等による計画の推進状況の点検を行うとともに、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題、解決が困難な課題への対応については、近隣市町村や広域圏でのネットワークを活用し、各分野での包括ケア体制と連携を図りながら、継続的な課題解決に取り組みます。

① 本計画の推進方法について

本計画は、市民・福祉団体等・市の三者の協働により推進するものです。

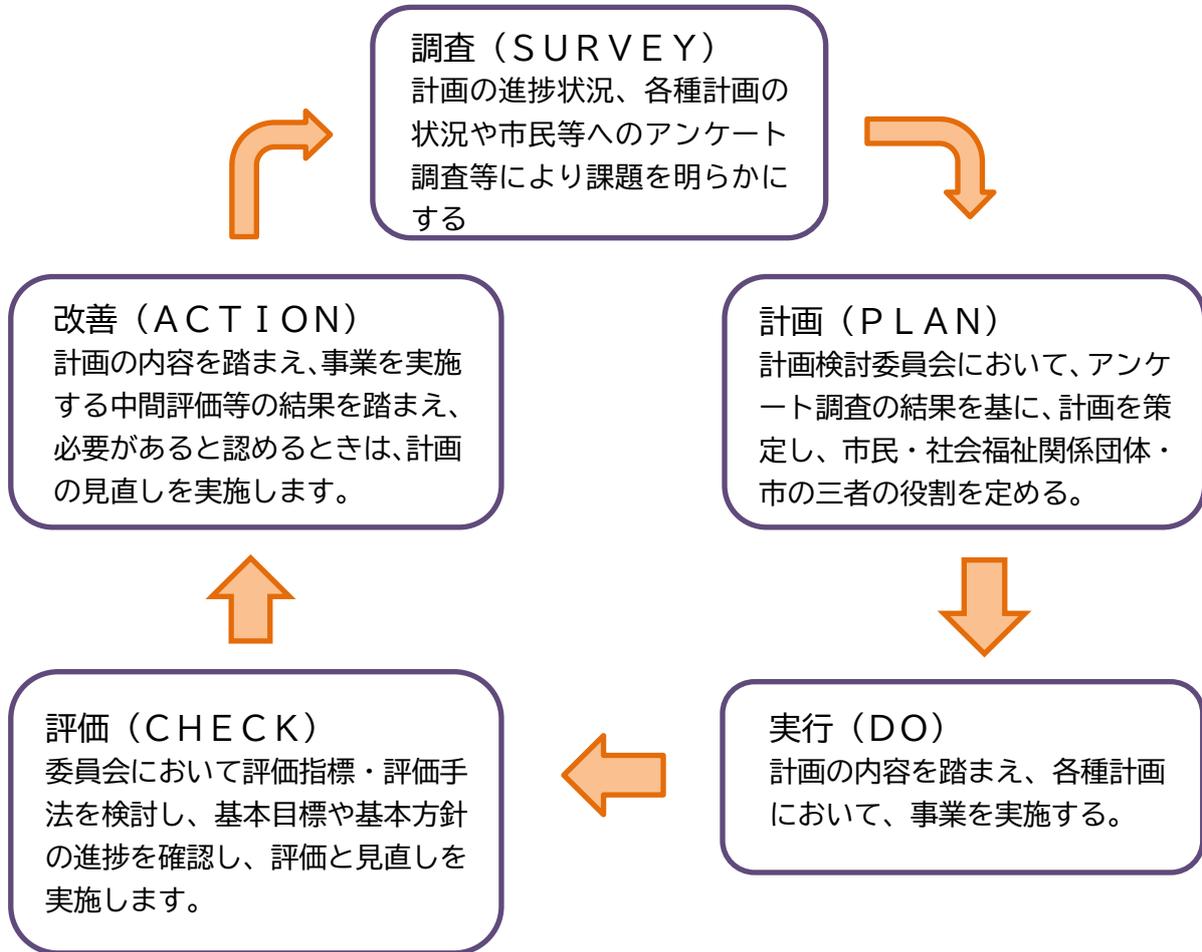
そのため、それぞれの役割を担いながら計画を推進していくとともに、定期的な情報共有や計画の修正を行う必要があります。

また、計画の円滑な推進のため、むつ市地域福祉計画に係る各種施策の実施状況について評価を行います。

② 詳細な評価手法について

SPDCAサイクルを構築し評価を行い、計画の見直しを図っていきます。

図表5-1 SPDCAサイクル



(2) 住民の参加による推進体制の整備

住民がサービス利用者としてだけでなく、福祉サービスの担い手として主体的に活動できる環境の整備を目指すとともに、地域で各種支え合い事業を行っている団体の育成を図るため、研修や交流事業を実施していきます。

また、市民一人ひとりが、“地域福祉の担い手”であり、“支えが必要となる対象”であることを意識しながら、地域で困っている人を関係機関の相談窓口や適切なサービスにつなげることが重要となります。

そのため、地域の現況を踏まえながら互いに支え合う地域の在り方を共に考えながら取り組んでいくこととします。

(3) 広域との連携による支援体制の整備

市内に地域資源の少ない保健、医療、福祉サービスや支援の提供など、本市のみでは課題解決が困難な課題については、県及び近隣市町村と連携を図りながら支援体制を構築し、必要な支援の確保に努めます。

(4) むつ市社会福祉協議会との協働による推進

むつ市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を担う団体として、地域福祉を目的とする普及啓発、人材育成、支援事業など様々な取り組みを展開しています。

そのため本計画において、むつ市社会福祉協議会を地域福祉の重要な担い手として位置付けるとともに、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携を図りながら施策を推進します。

2 ライフステージ別の地域福祉参加計画

本項では、第4章の施策を「ライフステージ別（年齢段階）」に再構築し、年代ごとに「家族や本人ができることの一例」「地域ができることの一例」「市の取り組み」を記述しています。地域の協力を得ながら、地域共生社会の実現を目指します。

(1) ライフステージの分類

ライフステージ	概 要
① 幼年期（5歳以下） ※新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期	新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期は、母体や保護者に守られ、外出には保護者と同行する場面が多い時期です。そのため、支援は、主に子育て世帯の保護者を対象とした内容になります。
② 学童期（6～12歳）	学童期は、小学生の時期にあたり、心身ともに成長が著しく、体験による多くの知識の吸収が可能な時期です。
③ 思春期（13～18歳）	思春期は、中学生・高校生の時期にあたり、子どもから大人へと心身が大きく成長する時期です。
④ 青年期（19～29歳）	青年期は、高校を卒業し、進学や就職、結婚等、ライフスタイルの変化が大きい時期です。
⑤ 壮年期（30～49歳）	壮年期は、子育てや家庭、仕事で多忙な働き盛りの時期です。また、地域社会においても活動の中心を担うことを期待される時期でもあります。
⑥ 中年期（50～64歳）	中年期は、子どもが進学や就職等で自立していき、子育てに費やしていた生活時間を自分のために使えるようになります。また、老後の生活を意識し、準備する時期でもあります。
⑦ 円熟期（65～74歳）	円熟期は、前期高齢者の時期にあたり、仕事を退職した人でも、元気で健康的な生活が可能な時期です。 また、地域社会においては、活動をコーディネートしていくことを期待される時期でもあります。
⑧ 高齢期（75歳以上）	高齢期は、後期高齢者の時期にあたり、尊厳を持って自立した生活を送る時期です。

(2) ライフステージの取り組み

① 幼年期（5歳以下）（※新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期）

家族や本人にできることの一例

新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期は、こころとからだの基盤をつくる時期です。

子育てを応援する様々な施策や集いの場等も活用し、子どもとの貴重な時間を楽しみながら過ごしましょう。

例えば、子育てを夫婦で共に行うことは、支え合いへの第一歩につながります。

また、ムチュ☆らんどを利用したり、幼児向けのイベントや地域の祭りに参加したりすることで、地域や人とつながるきっかけが生まれるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

現在、子育ては家庭での育児と行政による公的支援が中心となっています。

そこに地域が関わり、地域全体で子育てを応援することを考えてみましょう。

地域で生まれた子どもは、地域の将来を担っていきます。

地域の将来を担っていく子どもや、その保護者に対して、あいさつなどの声掛けや話を聞くことから、人と人との新しいつながりが生まれます。

地域の中で、皆さんのこれまでの人生経験を活かし、子どもや子育て世帯をやさしく見守り、サポートしてはいかがでしょうか。

市の取り組み

- 妊娠、出産、子育てについて、切れ目のない相談体制を構築します。
- 子育て世帯をサポートします。
- 父親の育児への参加を支援します。
- 子どもの発達、発育について支援します。
- 障がいのある子どもに医療・教育機関と連携した支援事業への参加を促し、健やかな成長をサポートします。
- 子どもが楽しく安全に遊べる場や、親子で様々な体験ができる機会を提供します。
- 虐待を防止するための取り組みを推進します。
- 子育て中の親同士が交流する機会や、子育てに関する情報を適切に提供します。
- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。

② 学童期（6～12歳）

家族や本人にできることの一例

学童期はいろいろな体験を積み、多くの知識を吸収する時期です。

親子で様々な体験をし、地域とつながるきっかけを増やしましょう。

例えば、親子で町内会活動へ参加したり、地域の伝統的な祭りなどを見に行くのも良いでしょう。

市が実施する防災訓練や各種イベント等に参加することにより、地域の人と知り合い、子どもが地域で安心して過ごすために必要な、地域の人との関係を築くことができるのではないのでしょうか。

また、子どもが通う学校で、花壇整備や運動会、バザーなどちょっとしたお手伝いの募集があったときに参加してみると、同じ年代の子どもを持つ地域の人との関係を築くことができるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

地域社会の中で、学童期の子どもを見守ることは、安全・安心な地域をつくる上で重要なことであり、子どもにとっても、守られている安心感が心の安定につながります。

そこで、子どもの安全を守り、お互いの信頼関係を築くために、地域の中であいさつを交わすことから始めてみましょう。

また、子どもは身近な大人を見習い、真似ていきます。そのため、日頃から子どもたちのお手本となる振る舞いを心がけ、自然と声を掛け合う地域となるよう一人ひとり行動してみてはいかがでしょうか。

市の取り組み

- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。
- 子どもの個性に合った学びの場を増やします。
- 障がいのある子どもの成長を助ける教育や訓練を実施します。
- 放課後等の子どもの居場所や活動できる場を提供します。
- 子どもを犯罪から守る仕組みを構築します。
- 障がいのある子どものいる世帯や、ひとり親家庭の子育てを継続的に支援します。
- 虐待を防止するための取り組みを推進します。
- 学童期からの健康習慣づくりを支援します。

③ 思春期（13～18歳）

家族や本人にできることの一例

思春期は子どもから大人へと心身ともに大きく成長する時期です。

学校での集団生活や様々な個性を持った人と出会う中で、友人や知人とのトラブルが起こることもあります。

一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う気持ちを持つことの大切さを、親子で話し合う機会を持ってみましょう。

例えば、ボランティア活動や各種講座・講習会に参加することにより、多様性について考え、価値観が変わるきっかけとなるのではないのでしょうか。

また、大人になって、社会生活を快適に過ごしていけるよう、基本的な生活習慣やマナーなどをいろいろな活動に参加して、身につけていきましょう。

地域にできることの一例

私たちは、地域社会の中で、多様な人々と関わり合いながら生活しています。

誰もがその人らしく生活するためには、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う気持ちを持つ事が大切です。

また、本人やその家族だけではなく、近所や地域社会をはじめ、ボランティア団体・NPO法人、関係機関等の多くのつながりが必要です。

地域でのつながりや支え合いについて、考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

市の取り組み

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 健康づくりを支援します。
- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。
- 子どもを犯罪から守る仕組みを構築します。
- 虐待を防止するための取り組みを推進します。
- 様々な体験や自由に活動できる場を提供します。
- 障がいのある子どものいる世帯や、ひとり親家庭の子育てを継続的に支援します。
- 子どもの育ちを地域で支援し、見守る体制を構築します。

④ 青年期（19～29歳）

家族や本人にできることの一例

青年期は、進学や就職で、家族や住み慣れた地域を離れ、遠くの地域に居住する機会があり、多くの人が人生の中で最初のライフスタイルの変化を迎える時期です。

どこに住むか、どこで働くか、人生の選択肢の中で、今一度、地域との関わり方について考えてみましょう。

また、結婚や子育て等による2回目のライフスタイルの変化が起こる時期でもあります。

例えば、就職や結婚を機に、新たな地域の人との交流や関わりを持ち続け、助け合い、支え合える関係を築いてみてはいかがでしょうか。

地域にできることの一例

地域社会において、アパートや貸家等に住む住民は、「いずれ引っ越す」ということから、住民同士の関わりを避ける傾向にあります。

町内に住む住民を把握できないということは、災害や日常生活で困りごとがあったとき、周囲からの支援の手を差し伸べることも、支援を求めることもできず、孤立するということにつながります。

地域で助け合い、支え合える関係を築くため、町内へ引っ越してきた人が参加するきっかけとなる、地域活動について考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

市の取り組み

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 各種健（検）診や予防活動を実施します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活が営めるよう支援します。
- 子育て世代をサポートします。

⑤ 壮年期（30～49歳）

家族や本人にできることの一例

壮年期は、子育てや家庭、仕事で多忙な時期であり、多くの場面において活動の中枢を担う存在です。

また、地域社会においても活動の中枢を担うことが期待される時期でもあります。

P T A活動等、子どもを通じた地域とのつながりが自然にできるのもこの時期です。今一度、地域との関わり方について考えてみましょう。

子どもを通じた地域とのつながりをきっかけに活動の場が広がり、地域の人との交流や関わりを持ち続けることで、助け合い、支え合える関係を築くことができるのではないのでしょうか。

さらに、災害に備え、町内会の防災訓練へ参加したり、家族と一緒に地域を散歩しながら避難場所や避難所を確認したり、災害に備えて食糧等の備えについて話し合ってみるなどしてはいかがでしょうか。

地域にできることの一例

地域社会において、「会えばあいさつを交わす」程度の浅い人間関係の住民が増えています。

近所の人との付き合いが浅いということは、日常生活で困りごとがあったとき、周囲に支援を求める相手がいらないということにつながります。

市による公的支援は行われますが、各種公的制度ではカバーしきれない地域の課題や困りごとを、市民が主体となって地域で支え合い、助け合う活動による解決が必要となる場面も多くあります。

このような活動を通じて、支援を受けるだけでなく、支援をする側に立つことで、やりがいや生きがいを感じ、支え合う仕組みが構築されていく可能性があります。

地域での助け合い、支え合える関係を築くため、地域社会の人々がつながるきっかけについて考えることから始めてみてはいかがでしょうか。

市の取り組み

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 各種健（検）診や予防活動を実施します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活が営めるよう支援します。
- 子育て世代をサポートします。

⑥ 中年期（50～64歳）

家族や本人にできることの一例

中年期は、子どもが進学や就職等で自立していき、子育てに費やしていた生活時間を自分のために使えるようになります。

仕事でも、新たなやりがいを見出したりする一方で、自分自身に限界を感じる時期でもあり、老化に伴う体の不調を感じたり、慢性的な病気等に罹患したり、心身ともに不安定になる時期でもあります。

家庭でも、家族の介護等の課題が生じる時期でもあり、周囲からの支援を得る必要がある場面でも、ひとりで課題を抱え込み、頑張りすぎてしまう傾向があります。

本人が支援を求めづらい状況にあるとき、家族や近所・地域社会がそのサインに気づき、支援を申し出ることや、本人に代わって支援を求めることが重要になります。

また、定年後に備えて、地域の中の活動に少しずつ参加していくことで、自分にあった趣味やボランティア活動などを見つけることができます。

地域とのつながりを再構築することによって、心身ともに充実した生活を送ることができるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

壮年期の人は、それまで町内会や地域活動から離れ、仕事中心の生活を送ってきた人が多いのではないのでしょうか。

そのため、地域とのつながりが薄くなっている場合がありますが、今後の地域活動に極めて重要な人材でもあります。

地域の活動に少しずつ参加してもらうきっかけとなる場を提供し、自分にあった趣味やボランティア活動などを見つけてもらうことが必要です。

また、本人が参加しづらいと感じているときは、家族や実際活動している方が誘うことも有効です。

そのようなことから、地域への回帰を図り、お互いに見守り合い、変化に気づくような支え合いの関係を広げてみてはいかがでしょうか。

市の取り組み

- 健康状態のチェックや生活習慣病を予防する取り組みを進めます。
- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- 多様な教養を得られる各種講座・講習会を実施します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 介護と社会参加の両立ができるよう支援します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。

⑦ 円熟期（65～74歳）

家族や本人にできることの一例

円熟期は、いきいきと健康に生活する時期です。自分にあった健康維持や健康増進に努め、心身の状態を定期的に把握しましょう。

例えば、趣味を通じた仲間をつくることやボランティア活動など、地域の中で活発に活動することで、地域福祉の担い手になるとともに、その活動によって、心身ともに健康な生活を送ることができるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

高齢者にとって、身近な住民同士のつながりがあり、見守られている安心感があることは、大きな支えになります。

そのため、近所にどのような人が生活しているか、お互いに把握することから始めましょう。

お互いに顔見知りになり、話す回数を重ねて信頼感が深まることで、お互いの悩みも相談し合えるようになり、助け合いや支え合いがさりげなくできる地域が育っていくのではないのでしょうか。

市の取り組み

- 健康寿命を延ばすための取り組みを進めます。
- 健康状態のチェックや生活習慣病を予防する取り組みを進めます。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 多様な教養を得られる各種講座・講習会を実施します。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 在宅生活を支援するサービスを提供します。
- 介護と社会参加の両立ができるよう支援します。
- 高齢者の権利を守る取り組みを進めます。
- 生活形態に応じた住宅改修や住み替えを支援します。

⑧ 高齢期（75歳以上）

家族や本人にできることの一例

高齢期は、尊厳を持って自立した生活を送る時期です。老いと向き合いながらこれからの暮らしを考えてみましょう。

例えば、気軽に参加できる集いの場に出かけることで人と出会い、会話することで、日々の暮らしに活気が生まれるのではないのでしょうか。

地域にできることの一例

本市でも、高齢化が進み、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えています。高齢期は、外出が減り外部との交流も希薄になる傾向にあります。

このような高齢期の市民に対して、お互いに声を掛け、あいさつを交わすところから信頼関係を築いていきましょう。

そこから、日常の中にあるちょっとした変化に気づくことができ、問題を見つけ出すことが可能になるのではないのでしょうか。

市の取り組み

- 地域の中で孤立しないよう見守り体制を強化します。
- 介護予防や身体機能の向上に向けた取り組みを進めます。
- 高齢者の権利を守る取り組みを進めます。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。
- 在宅生活を支援するサービスを提供します。
- 自立した生活を営めるよう支援します。
- 生活形態に応じた住宅改修や住み替えを支援します。

資料編

資料編

1 むつ市地域福祉計画策定委員会条例

○むつ市地域福祉計画策定委員会条例

平成28年3月25日

条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、市の地域福祉計画を策定し、及びその実施を推進するため、むつ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係団体を代表する者
- (2) 障害福祉関係団体を代表する者
- (3) 高齢者福祉関係団体を代表する者
- (4) 健康福祉関係団体を代表する者
- (5) 社会福祉関係団体を代表する者
- (6) 保健福祉に関する学識経験を有する者
- (7) 公募による市民

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和2年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定委員名簿

(順不同・敬称略)

分野	所属団体	役職	氏名
保健・福祉に関する学識経験者	北海道医療大学	准教授	宮本 雅央
児童福祉関係団体	青森県保育連合会むつ支部	支部長	佐々木 泰心
	むつ市校長会	第三田名部小学校長	佐藤 充
障がい者福祉関係団体	むつ市身体障害者福祉協会	副会長	佐藤 慶一
	就労継続支援B型事業所サポートセンターひろば	管理者	坂部 啓二
高齢者福祉団体	むつ下北地区老人福祉協会	会長	布施 俊藏
	むつ市老人クラブ連合会	会長	折館 博
健康福祉団体	むつ市保健協力員あゆみの会	会長	村中 裕美子
	むつ市保健協力員あゆみの会	副会長	二本柳 裕子
社会福祉関係団体	むつ市社会福祉協議会	会長	遠藤 雪夫
	むつ市民生委員・児童委員協議会	会長	菊池 三千郎
	むつ市人権擁護委員協議会	会長	永井 信孝
	むつ下北地区保護司会	会長	成田 豊
公募委員			金子 和子
			赤松 靖

任期：令和3年4月30日から令和6年3月31日まで

3 むつ市地域福祉計画策定検討委員会要綱

平成30年4月26日
むつ市告示第72号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、市の地域福祉計画の策定を円滑に行うため、むつ市地域福祉計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 関係部署の総合調整に関すること。
- (3) 地域福祉に関する施策の連携、調整その他地域福祉の推進のために必要な事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には健康福祉部長を、副委員長には総合福祉課長を、委員には子どもみらい部長、防災安全課長、企画課長、市民連携課長、交通政策課長、財政課長、環境政策課長、介護保険課長、生活福祉課長、健康づくり推進課長、国保年金課長、予防医療課長、子ども家庭課長、子育て支援課長、都市計画課長、住宅政策課長、教育委員会事務局総務課長、教育委員会事務局学校教育課長、川内庁舎市民生活課長、大畑庁舎市民生活課長、脇野沢庁舎総合課長及び必要に応じて委員長が指名する者を充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会に、むつ市地域福祉計画策定検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員(財務課長を除く。)が所属職員から推薦する者及び必要に応じて委員長が指名する者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、副委員長が招集し、これを主宰する。

(所掌事項)

第8条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に必要な資料の収集
- (2) 地域福祉計画の策定に必要な調査研究及び研修
- (3) 地域福祉計画の策定に必要な資料、研究結果等の検討委員会への報告

(事務局)

第9条 検討委員会及びワーキンググループの事務局は、健康福祉部総合福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年5月30日告示第120号)

この要綱は、告示の日から施行する。

4 計画策定の経過

年 月 日	概 要
令和5年5月26日	第1回むつ市地域福祉計画策定委員会 ○委嘱状の交付、計画作成の諮問 ○スケジュール、市民意識調査の説明
令和5年6月12日～19日	策定委員による市民意識調査の書面審議
令和5年7月11日～31日	市民意識調査 ○一般市民、中高生、福祉団体等にアンケート調査を実施
令和5年8月9日	第1回むつ市地域福祉計画策定検討委員会 ○計画策定の説明 ○スケジュール ○第1回策定委員会の審議内容報告
令和5年11月8日	策定委員に市民意識調査の結果を書面にて報告
令和5年11月14日～21日	第2回むつ市地域福祉計画策定検討委員会（書面） ○市民意識調査の結果報告 ○素案の審議 ○パブリックコメントの説明
令和5年12月14日	第2回むつ市地域福祉計画策定委員会 ○素案の審議 ○パブリックコメントの説明
令和5年12月27日 ～令和6年1月19日	素案に対する市民からの意見募集（パブリックコメント） ○広報むつ及び市ホームページで周知 ○市窓口及び市ホームページで縦覧
令和6年1月22日～29日	第3回むつ市地域福祉計画策定検討委員会（書面） ○パブリックコメントの結果報告 ○計画案の審議
令和6年3月13日	第3回むつ市地域福祉計画策定委員会 ○パブリックコメントの結果報告 ○計画案の審議・決定 ○計画案に対する答申の説明
令和6年3月26日	むつ市地域福祉計画策定委員会から答申

5 福祉団体一覧

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
むつ市社会福祉協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市社会福祉協議会)	33-3023	S42. 12. 22
むつ市民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S34. 12. 7 再 編 H17. 3. 14
むつ市田名部南地区 民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S34. 12. 7
むつ市大湊地区 民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S34. 12. 7
むつ市田名部北地区 民生委員児童委員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	H 7. 12. 1
むつ市川内地区 民生委員児童委員協議会	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	S47. 3. 20
むつ市大畑地区 民生委員児童委員協議会	大畑町伊勢堂 1-1 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S34. 12. 7
むつ市脇野沢地区 民生委員児童委員協議会	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎総合課)	44-2111	S21. 10. 1
むつ市少年指導員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S44. 4. 1
むつ市青少年健全育成推進員協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S56. 2. 21
青少年育成むつ市民会議	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	H元. 9. 24

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
むつ市学校警察連絡協議会	むつ市栗山町 17-2 (むつ中学校)	22-1641	S39. 2. 19
むつ地区防犯協会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	S30. 5. 16
むつ地区安全・安心 まちづくり推進協議会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	H18. 9. 7
むつ地区暴力追放推進協議会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	H元. 2. 1
むつ地区少年警察 ボランティア連絡会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	S53. 4. 1
むつ地区万引等防止協力会	むつ市中央 1-19-1 (むつ警察署)	22-1321	S53. 4. 1
むつ下北地区保護司会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S47. 8. 23
下北里親会	むつ市中央 1-3-33 (むつ児童相談所)	23-5975	S55. 5. 1
むつ市母子寡婦福祉会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市子育て支援課)	22-1111	S36. 4. 1 再 編 H17. 9. 2
むつ市要保護児童等対策地域協議会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市子育て支援課)	22-1111	H19. 6. 6
むつ市・子ども子育て会議	むつ市中央 1-8-1 (むつ市子ども家庭課)	22-1111	H25. 11. 22
むつ市老人クラブ連合会 むつ支部	むつ市中央 1-8-1 (むつ市社会福祉協議会)	33-3023	S44. 6. 24
むつ市老人クラブ連合会 川内支部	川内町川内 477 (むつ市社会福祉協議会川内支所)	42-2002	S47. 4. 1

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
むつ市老人クラブ連合会 大畑支部	大畑町観音堂 25-1 (むつ市社会福祉協議会大畑支所)	34-3537	S45. 4. 1
むつ市老人クラブ連合会 脇野沢支部	脇野沢渡向 107-1 (むつ市社会福祉協議会脇野沢支所)	44-3550	S51. 5. 4
むつ市身体障害者福祉協会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S33. 4. 1
むつ市身体障害者福祉協会 川内支部	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	
むつ市身体障害者福祉協会 大畑支部	大畑町伊勢堂 1-1 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S38. 3. 13
むつ市身体障害者福祉協会 脇野沢支部	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎総合課)	44-2111	S42. 4. 1
川内町手をつなぐ親の会	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	S62. 4. 1
大畑町手をつなぐ親の会	大畑町伊勢堂 1-1 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S58. 9. 1
むつろうあ協会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S55. 5. 18
田名部遺族会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	
大湊遺族会			
川内町遺族会	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	
脇野沢遺族会	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎総合課)	44-2111	
むつ市子育てメイト会事務局	柳町 1-2-15 佐藤ビル 2F	23-7844	H14. 9. 1 再 編 H17. 8. 1
特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワーク 「ひろば」	柳町 1-2-15 佐藤ビル 2F	23-7844	H16. 5. 25

名 称	住 所	電話番号	設立年月日
日本赤十字社むつ市地区	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S34. 9. 1
川内分区	川内庁舎市民生活課	42-2111	
大畑分区	大畑庁舎市民生活課	34-2111	
脇野沢分区	脇野沢庁舎総合課	44-2111	
日本赤十字社むつ市協賛委員会	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S35. 1. 29
むつ市赤十字奉仕団	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S49. 3. 30
むつ市地区川内分区 赤十字奉仕団	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	S57. 2. 1
むつ市地区大畑分区 赤十字奉仕団	大畑町伊勢堂 1-1 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S50. 3. 24
むつ市地区脇野沢分区 赤十字奉仕団	脇野沢渡向 107-1 (脇野沢庁舎総合課)	44-2111	S50. 6. 28
むつ地区金融機関防犯協議会	むつ市本町 2-11 (青森銀行むつ支店内)	22-1311	S46. 10. 29
むつ市防犯指導隊	むつ市中央 1-8-1 (むつ市総合福祉課)	22-1111	S33. 4. 1
川内地区防犯指導隊	川内町川内 477 (川内庁舎市民生活課)	42-2111	H 7. 2. 26
大畑地区防犯指導隊	大畑町伊勢堂 1-1 (大畑庁舎市民生活課)	34-2111	S38. 4. 1
脇野沢地区防犯指導隊	脇野沢渡向 107-1 (防犯指導隊屯所)	44-2758	H 4. 1. 28

6 事業説明

あ行

空き家・空き地対策事業 < P 121 >

空き家・空き地を利活用し居住する際の補助金制度や、空き家・空き地バンクの運用を行っています。

安全・安心見守りカメラの設置 < P 94 >

民間事業者の所有地に市がカメラを設置し、民間事業者が管理する事業です。

か行

介護予防・日常生活支援総合事業 < P 108 >

高齢者が要介護状態となることを予防し、地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防ケアマネジメントにより、必要に応じて訪問型サービスや通所型サービスを提供しています。

家族介護支援事業 < P 92 >

適切な介護知識や技術の習得のため介護教室を開催するとともに、認知症高齢者を地域で見守る仕組みづくりを行っています。

家庭児童相談事業 < P 111 >

子どもの養育に関する相談に応じ、家庭における適正な児童養育のための助言、指導を行っています。

がん検診事業 < P 103 >

健康増進法に基づき生活習慣病の早期発見・早期治療を目的としたがん検診を実施しています。

クラウドファンディングしもきた < P 60、88 >

下北5市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）合同で、意欲と情熱をもつ挑戦者の新たな資金確保を狙いとした、クラウドファンディングでの資金調達を無償で提供しています。

健幸アップ事業 < P 62、103 >

健康管理アプリ・歩数計アプリを使い、歩数や体組成を測定することでポイントを貯め、地域共通商品券の獲得を目指しながら健康づくりにつなげています。

健康リーダー育成事業 < P 86 >

地域や職場、団体において、健康リーダーとなる「健やか隊員」を育成し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりに努めています。

広報事業（広報むつ、ホームページ等）
< P 90 >

「広報むつ」、公式ホームページ、FM アジュール、フェイスブック、ツイッターなど、あらゆる広報媒体を活用し、市内の多様な主体の取り組みを紹介することで情報共有を図り、市民共同参画のまちづくりを目指しています。

こころの健康づくり事業 < P 103 >

各種イベントでの啓発グッズやパンフレットの配布、広報誌やホームページを利用した PR 活動のほか、小中学校を対象にした思春期教室の開催などにより自殺予防に努めています。

コミュニティ助成事業 < P 101 >

コミュニティ組織の活動のための備品や集会施設の整備など、町内会等のコミュニティ活動を支援することにより、住民福祉の向上を図っています。

ごみの不法投棄対策 < P 121 >

地権者や町内会等の関係者の協力を得ながら撤去及び啓発に努め、関係機関との連携による監視体制の強化を推進しています。

さ行

災害廃棄物処理対策 < P 100 >

災害により生じる災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼす恐れがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正かつ円滑・迅速な処理を推進する計画を策定しています。

在宅医療・介護連携推進事業 < P 113 >

医療と介護の両方を必要とする高齢者のために、在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の連携を推進します。

歯科保健事業 < P 103 >

青年期以降の市民を対象に歯の健康に関する正しい知識を普及し、歯の喪失を防止するため、啓発活動などを行っています。

自主防災組織の推進 < P 100 >

自主防災組織の設立支援や育成指導に努め、防災対策資機材の助成等により、市民一人ひとりの防災知識の普及と地域防災力の向上を図っています。

児童虐待防止事業 < P 115 >

地域の児童虐待の早期発見窓口として、地域ネットワークの構築や組織化への取組を推進し、児童虐待予防に努めています。また、家庭復帰した子どもやその家族に対する支援を、児童相談所をはじめとした関係機関と連携し支援を行います。

下北圏域定住自立圏推進事業 < P 121 >

下北圏域定住自立圏形成協定に基づき、むつ市を中心とし、近隣の大間町、東通村、風間浦村、佐井村の5市町村が役割分担を行い、互いに連携・協力することにより、下北圏域全体の活性化を図ることを目的とした取組です。

障がい者に対する理解促進事業 < P 86 >

障がいへの理解を深め、障がいのある人が地域でいきいきと安心して暮らせるよう、障がい福祉に関する相談会や障がい福祉サービスの説明会等を開催しています。

少年指導員街頭指導事業 < P 94 >

青少年が心身ともに健全に成長していくよう、少年指導員による街頭指導を行うとともに、少年指導員の資質向上のための研修会等を行っています。

消防団と連携した地域防災力向上推進事業 < P 100 >

自主防災組織の設立支援や育成指導に努めるとともに、消防団と自主防災組織の連携を促進し、市民一人ひとりの防災知識の普及と地域防災力の向上を図っています。

食・栄養に関する事業 < P 103 >

食生活改善推進員と協働し、生活習慣病予防のための正しい食生活の普及啓発に努めています。また、肥満予防対策として、野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少等のため栄養教室の実施、ヘルシーバランス弁当の普及などを行っています。

すこやかサポート事業所認定事業 < P 103 >

働き盛り世代の健康づくりを推進することにより、市全体の健康づくりに取り組む機運を醸成し、健康寿命を延伸するために、積極的に健康づくりに取り組んでいる事業所を認定するとともに、その取り組みを広く公表しています。

生活困窮者自立相談支援事業 < P 109 >

生活保護に至る前段階の生活に困窮している方からの相談に応じて、必要な支援や助言を行い生活困窮からの脱却の手助けをします。

青少年健全育成事業 < P 94 >

青森県青少年健全育成推進員の活動を支援するほか、青少年が健全で人間性豊かに成長できるように、家庭の教育力向上等に関する内容の市民向け研修会を開催しています。

成年後見制度利用促進事業 < P 115 >

成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者を対象に、市長が後見等開始の審判申立てを行うとともに、費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てにかかる費用や後見人等への報酬の助成を行う事業です。

た行

男女共同参画への支援事業 < P 107 >

性別にとらわれず互いに尊重し支え合う意識を持つとともに、個人のニーズに対応した多様な生き方の選択・実現を可能にする環境の整備に向けて、下北地域男女共同参画ネットワークの総会出席や男女共同参画推進基本計画の策定などを行っています。

地域コミュニティ保全事業 < P 101 >

地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を支援し、市民協働及び住民自治のまちづくりを推進するために、町内会等が行う自主的な市民活動の実施及び活動拠点の整備に要する経費について、補助金を交付しています。

通学路見守り活動 < P 98 >

児童・生徒への声かけ事案等の不審者対策として、登録していただいた個人、団体の方々に蛍光色のバストを配布し、それぞれができる範囲での見守り活動を行っていただいています。

特定健康診査事業 < P 108 >

一人ひとりが自身の健康状態の把握に努め、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、未受診者への受診勧奨や受診勧奨用ポスターの掲示、集団検診会場の増設など、特定検診受診率の向上に努めています。

な行

乳児発達支援事業 < P 117 >

発達や発育に何らかの遅れが疑われる子どもとその家族等に対して支援を行い、子どもの心身の健やかな発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図っています。

認知症サポーター等養成事業 < P 92 >

認知症の高齢者を地域で見守り支えていくために、認知症への理解を深めるための講座を開催しています。

認知症地域支援・ケア向上事業 < P 111 >

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援を行っています。認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心に、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。

は行

廃止路線代替バス運行対策事業・デマンド型乗合タクシー運行事業 < P 121 >

路線バスが廃止された後に、廃止代替バスを運行する交通事業者への補助金交付や「デマンド型乗合タクシー」を運行委託することにより地域住民の生活の足を確保する取組です。

ハイリスク妊産婦アクセス支援助成金交付事業 < P 113 >

妊産婦が治療、出産や、NICU（新生児特定集中治療室）・GCU（新生児治療回復室）に入院中の新生児の面会のために、総合周産期母子医療センターまたは地域周産期母子医療センターへ通院・入院等に要する交通費及び宿泊費等の一部を助成しています。

花とみどりのまちづくりの推進 < P 121 >

官民連携によるみどりのまちづくりを推進し、地域の魅力向上や賑わいの創出を図っています。

ひきこもり支援ステーション事業 < P 92、109、111 >

むつ市社会福祉協議会に委託して、ひきこもり支援に関する相談、実態把握、医療機関とのネットワークづくり、ひきこもり状態にある人及びその家族の居場所づくり、講習会の開催など、ひきこもりサポーターの派遣を通じて、ひきこもり支援の基盤を構築し、社会参加に向けた支援を図っています。

婦人相談事業 < P 115 >

婦人相談員の配置により、要保護女子の更正指導、DV被害者の身の安全の確保や自立に向けた支援を行っています。

放課後児童健全育成事業 < P 61、92 >

就労等により保護者が日中家庭にいない児童に対して、小学校の空き教室や児童館を利用して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

母子保健事業 < P 107 >

子どもの健やかな成長・発達のために、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、様々な母子保健事業により一貫した支援を提供しています。

ま行

民生委員児童委員協議会事業 < P 86、88、90、111 >

地域住民のために活動する民生委員の活動支援や育成を行います。

ムチュ☆らんど運営事業 < P 90、92 >

子どもの健やかな成長を支援するため、小学校3年生以下の児童等に施設を提供するとともに、子育てに関する情報の配信や、子育てに関する相談に応じ、関係部署と連携を図りながら育児不安の解消に努めるなど、子育て世帯の支援を行っています。

むつ市高齢者無料乗車証事業 < P 121 >

市内高齢者（75歳以上）を対象に「むつ市高齢者無料乗車証（AGEHA）」を交付しています。市内路線バス及びデマンド型乗合タクシーの運賃を無料化することにより、高齢者の積極的な社会参加による健康増進及び福祉の向上を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図っています。

むつ市緊急通報体制等整備事業 < P 92 >

ひとり暮らし高齢者等へ緊急通報装置を貸与し、日常生活での精神的不安を解消するとともに、急病等の緊急時に迅速に対応できる体制を確保しています。

むつ市避難行動要支援者支援制度 < P 100 >

地域の要配慮者及び避難行動要支援者の把握に努め、情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備を図っています。

や行

予防接種事業 < P 103 >

感染の恐れがある疾病への感染や重症化を予防するために、予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、任意予防接種に対する費用の助成を行い公衆衛生の向上に努めています。

むつ市地域福祉計画

令和6年3月発行

発行者 むつ市福祉部福祉政策課

〒035-8686 青森県むつ市中央1丁目8番1号

電話：0175-22-1111 FAX：0175-22-5044

ホームページ：<http://www.city.mutsu.lg.jp/>